第 16 回 佐用町議会 (定例)会議録 (第 3 日)

平成19年9月13日(木曜日)

出席議員 (20 名)	1 番	石	堂	•	基	2 番	新	田	俊	_
	3 番	片	Щ	武	憲	4 番	岡	本	義	次
	5 番	笹	田	鈴	香	6 番	金	谷	英	志
						8 番	井	上	洋	文
	9 番	敏	森	正	勝	10 番	高	木	照	太 隹
	11 番	Щ	本	幹	雄	12 番	大	下;	吉 三	郎
	13 番	岡	本	安	夫	14 番	矢	内	作	夫
	15 番	石	黒	永	剛					
	17 番	Щ	田	弘	治	18 番	平	岡 :	き ぬ	ゑ
	19 番	森	本	和	生	20 番	吉	井	秀	美
	21 番	鍋	島	裕	文	22 番	西	岡		正
欠席議員 (1名)	7番	松	尾	文	雄					
遅刻議員 (名)										
早退議員 (名)										

事務局出席	議会事務局長	岡 本 一 良	事務副局長	谷村 忠則			
職員職氏名							
	町 長	庵 逧 典 章	副町長	高見俊男			
	教育 長	勝山剛	天文台長	石 田 俊 人			
	総務課長	達見一夫	財 政 課 長	小 河 正 文			
	まちづくり課長	南上透	生涯学習課長	福井泉			
	会 計 課 長	岸井春乗	税務課長	上谷正俊			
	住 民 課 長	山口良一	健康課長	井 村 均			
説明のため出席 した者の職氏名	福祉課長	内 山 導 男	農林振興課長	大久保八郎			
(27名)	建設課長	野村 正明	地籍調査課長	船曳利勝			
	商工観光課長	芳原 廣史	農業共済課長	田村 章憲			
	下水道課長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西田建一			
	クリーンセンター 所 長	城 内 哲 久	教育委員会総務課長	坪 内 頼 男			
			消 防 長	加藤隆久			
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上月支所長	金谷幹夫			
	南光支所長	森 崎 文 和	三日月支所長	飯 田 敏 晴			
	教 育 委 員 会 教育推進課長	岡 本 正					
人 席 者 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
(1 名)							
」 遅 刻 者							
(名)							
早 退 者 (名)							
(名)							
議事日程 別 紙 の と お り							

【本日の会議に付した案件】

日程第 1.一般質問

午前10時00分 開会

議長(西岡 正君) 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き、早朝よりお揃いで、 ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しております。これより本日の本会議を開くわけでありますけれども、欠席届がでておりますので、松尾文雄議員から病院で検査の為という事で、本日欠席届を受けております。それから教育委員会の教育推進課長の岡本課長の方から欠席届けが出ております。理由につきましては、佐用町教育委員会による学校訪問の為ということで、三河小学校という事で報告受けております。よろしくお願いをいたします。

なお、本日、傍聴に1名お越しをいただいております。ありがとうございます。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならないことは、お守りいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、直ちに日程に移ります。

日程第1.一般質問

議長(西岡 正君) 日程第1、昨日に引き続きまして一般質問を行います。 18番、平岡きぬゑ君の質問を許可いたします。

[18番 平岡きぬゑ君 登壇]

18番(平岡きぬゑ君) おはようございます。18番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。 一般質問を行います。

1つ目に、介護保険制度の充実について質問を行います。介護保険は2000年、平成12年4月に導入され、昨年2回目の改正が行われました。住民からは、介護保険料の値上げで、ますます老後が不安になったという声があります。また担当者からは、3年毎の見直しで、制度変更に振り回されている。担当者間で勉強を開いていますが大変ですとの事でした。制度の周知や検討の時間的余裕がないのが実情ではないかと思います。家族介護の負担軽減、介護の社会化を本気で行おうとするなら、当然サービス利用が進み、保険給付費が増えるのは介護保険制度の構造的宿命です。

そこで 点目に介護保険料について、介護保険料は、2006年4月に値上げが行われました。介護保険料が高い最大の理由は、介護保険導入の時、国庫負担割合を50パーセントから25パーセントへと縮小したことにあります。昨年の介護保険法の改正で、これまでは、国と自治体の税金で行ってきた、介護予防事業を地域支援事業として、介護保険の中に、再編吸収したことによる国の公的責任の後退、サービス利用の増加です。この問題を解決する為には、減らした国の減額分25パーセントの内、5パーセントを戻せば、介護保険料の値上げをしなくても良くなることになります。この要求は、全国市町会、町村会も要求しているところです。また税制改悪で、これまで住民税非課税世帯だった人、本人非課税だった人は、課税になることによって、保険料の区分が変更され負担増となっています。国は、2年間の激変緩和措置を行い、特例的な保険料になっていますが、2008年来

年度には、その措置もなくなることから一層深刻な状況になると思いますが、実態は、どのようになりますか。制度の持続可能性の確保が、介護保険改正の目的とされておりましたが、負担しきれないような高い保険料を年金から天引きする、更なる負担増では、政府の言うような自由にサービスを選択できるどころか、介護を必要としながら、サービスを受けられないということになりかねません。減免制度の充実は、どうしても必要だと考えます。介護保険料会計への一般財源繰入は法的にできないと町長は、平成 18 年 6 月議会、笹田議員への質問に答弁されています。しかし、介護保険法には、この規定がありません。厚生労働省が指導する三原則、1、保険料の全額免除。2、資産審査なしの減免。3、一般財源の投入を不適切。この3点を指導してることで、誤解が生じていると言うことです。2002年3月の参議院で厚生労働大臣は、一般財源の繰り入れを不適切とするのは、単なる助言で自治体がそれに従う義務はないと答弁しています。一般会計からの繰り入れをすることで、介護保険料、利用料の軽減策を町独自で行うことについて、改めて町長の見解を伺います。

つ目に、介護認定者の税の控除です。障害者控除の活用について、その実態を明らか にお願いします。減免制度の周知は十分行われているかどうか。この点をお願いします。

つ目に、介護サービスについて伺います。車椅子や電動ベッドなどの福祉用具は、要支援1,2、要介護1の人は原則利用できなくなりました。車椅子や特殊寝台など福祉用具は、早期に利用することで身体の機能回復に大変効果があり、自立した生活ができることになりそれを取り上げることは、自立を促すどころか、逆に寝たきりを増やしてしまいます。3月、吉井議員の質問に、取り上げの実態がある。また復活については未定との答弁をされております。実態については、現在、どうなっていますか。明らかにお願いします。

点目に、健康づくりに対する町の取り組みについて伺います。老人保健事業は、法の改正で制度が廃止され、事業が様変わりをし、例えば旧南光時に、全集落の公民館で実施されていた老人教室などの事業は廃止されていると聞いています。住民の要望で引き続き実施できるのかどうかを伺います。また介護予防事業の実態についてを伺います。国は、介護予防事業では、高齢者の5パーセントを特定高齢者として決定していますが、佐用町の実態は、3月議会の質問に4パーセント、約100人と答弁されておりますが、その実態は、その状況でしょうか。お願いします。新設されております地域包括支援センターは、介護予防のマネージメント、高齢者やその家族に対する総合的な相談と支援、高齢者虐待の防止、支援困難ケースへの援助などを目的として、自治体の責任で、創設された役割は大きいものがあります。かつて在宅介護支援センターで、介護や支援が必要な状態にある高齢者をいち早く発見し、迅速に介護保険サービスにつなぐ役割を果たして来ましたが、制度の改正で、この機能が後退し、介護のニーズが発見できにくくなり、地域に埋もれて行くことはないか。実体をお願いします。

点目に、介護労働者の労働条件の改善について、どう考えるかを伺います。

劣悪な労働条件では、やりがいがあっても生活する事ができなくなり、辞めざるを得ません。更に慢性的な人手不足から過密労働となり利用者へのサービス低下につながる悪循環となっています。ホームヘルパーは現在、佐用町は、社協などの事業所が行っている在宅事業の労働者でありその労働条件の実態は、分かれば答えてください。国は、社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する指針の見直しを行うという事ですが、福祉事業関係者の労働者の労働条件について、町長の見解をお願いします。最後に、貧富の差に係わりなく、介護を受ける権利を保障する事が必要だと思います。国に対して介護保険制度を高齢者の自立を真に支援する制度に見直す事、これを求めることについて、町長の見解をお願いします。

次に、2点目に、多重債務問題対策について伺います。大きな社会問題となっておりま す多重債務問題について町の対応を伺います。生活苦が広がるなか、簡単に借りることが でいるサラ金を利用し返済の為に、次々借り継いで、たちまち多重債務に陥る人々も増え 続けています。サラ金の利用者は、全国で1,400万人。その内、多重債務状態に陥ってい る人は、200万人を超えていると言われています。一旦多重債務に陥れば、将来に希望を 見出すことができず日々暮らすことになります。ストレスによる疾病や家庭崩壊、犯罪な どの原因にもなっています。8年連続して年間3万人を超える自殺者の内、7,000から 8,000 人は、経済問題が原因、その多くが多重債務者と言われています。深刻な社会問題 化する中で今年4月に国は、借り手救済対策として、借り手の救済対策として、多重債務 問題プログラムを決定し、自治体の対策強化を求めております。長期に亘りこの問題が政 府で放置されて来たこと、大手銀行の大量の資金がサラ金業者に融資されていたことなど の背景や責任について触れられていないと言う弱点はありますが、多重債務者問題は、深 刻な社会問題であり、その解決が健全な社会形成に極めて重要であることを国民に訴えて いくという努力に努めると言う内容になっています。早期に課題とする課題として位置づ けていることは当然で、真摯に受け止めるべきものだと考えます。多重債務者が増加した 背景には、格差、貧困問題があり、根本的には、雇用改善や福祉の充実などの救済対策が 必要です。町民が非合法な金貸しの犠牲にならないよう決め細やかな創意工夫の取り組み を求めて、次の質問を行います。

その に、相談窓口の積極的な紹介を行うことが一番ですが、町の税や公共料金の滞納の背景に多重債務問題があれば、相談窓口に誘導することなどです。各種の相談窓口にたどり着くのは、多重債務者の内の2割、残り8割の方は、家族にも言えず思い悩んでいると推測されているところです。8割を掘り起こすと、この解決をすることにつながると思います。

つ目には、2割の人達の生活再建まで援助することについて、緊急小口の貸付などの制度について研究し、具体化することです。現在実施している福祉資金制度などの実態はどうなっていますか。お願いいたします。

つ目に、予防策として、教育啓発について、学校や社会教育のなかで効果的な取り組みを検討することについてはどうでしょうか。貸金業法施行時の 2009 年末までには、全ての市町村で適切な対応が行われることが求められているところです。多重債務問題に取り組む町の基本姿勢を町長に伺いたいと思います。自治体では、鹿児島県奄美市や盛岡市、滋賀県野洲市とか愛知県岩倉市、高知市などで、テレビなどでも、この問題が取り上げられたところです。自治体が取り組めば滞納問題などのある部署との連携で多重債務者の掘り起こしと払い過ぎた分が戻ってくるということで、滞納解決にも結びつくと言われています。

以上、よろしくご回答お願いします。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず平岡議員からのご質問について、順次お答えさせていただきます。

まず老年者控除の廃止等の税法改正により住民税課税高齢者が増加したことによる介護保険料の上昇に対する佐用町独自の介護保険料軽減についてのご質問でございますが、全国的に介護保険料が上昇する中で、佐用町における介護保険料は県下でも2番目に低い月

額 3,100 円でございます。また従来から自治体独自軽減の対象であった低所得者について は、平成 18 年度の法改正により生活保護対象者と同額になっております。ちなみに平成 19 年度の介護保険料は当初賦課した 6,446 名中 952 名が、従来ですと基準額の 4 分の 3、 月額 2,325 円のところ 2 分の 1 の月額 1,550 円と大幅な負担軽減となっております。兵庫 県下の介護保険料の平均額 3.970 円と比較しても非常に低額であり、一般財源を投入と言 っても、一般財源も当然これも町民負担になるわけでありますから、当町におきましては、 現在のところ町独自の軽減策は必要性ないというふうに認識をいたしております。次に、 介護認定者に対する「障害者控除」について、周知及び制度の活用が充分かというご質問 でありますが、本町におきましては、対象となる方には「障害者控除対象者認定」の申請 勧奨をいたしております。これは全国的にも非常にめずらしいことと認識しておりますが、 平成 18 年度の実績では、対象者として申請勧奨した方は、普通障害 346 名、特別障害 278 名、併せて 624 名でございました。その内の 431 名の方に認定書をお渡ししている状況に あります。次に、福祉用具貸与に関する軽度者への取扱いについての見直しの内容と保険 適用除外者への町独自の助成についてのご質問でありますが、平成 18 年度の法改正によ り要支援 1、2 及び要介護 1 の軽度者に対する福祉用具の貸与が原則、保険適用外となっ たことにつきましては、6ヵ月の経過措置を経た昨年10月1日現在の利用状況でございま すが特殊寝台では実費購入及びレンタル 35 名、使用中止 4 名となっておりますが、車椅 子では 16 名中ケアマネジメントによる必要性の判断を経た特例給付が 15 名、使用中止 1 名、移動用リフトは6名全てが特例給付、体位変換器1名が実費レンタルとなっておりま す。ただ、保険適用外となった方が非常に多い特殊寝台につきましては、例えば、実費レ ンタル料は、レンタル業者の協力、あるいは社会福祉協議会が保有する特殊寝台を活用す るなど可能な限り保険適用の1割負担と同額程度になるよう調整をいたしております。ま た、平成 19 年度から新たに「軽度者に対する福祉用具の取扱いの見直し」が行なわれ、 ケアマネジメントによる特例給付に加え、認定された介護度にかかわらず意見書など、か かりつけ医の医学的所見からも特例給付が認められることとなりました。既に佐用郡医師 会を通じて町内の医療機関へはこの旨、周知するとともに関係書類を配布をいたしており ます。また、実費負担等保険対象外となった軽度者に対する福祉用具の貸与について町独 自の助成についてでございますが、福祉用具の必要性の高い、中重度者に対するサービス に重点を置くことと、「便利だから」利用するというものではなく身体の状況に応じて保険 適用を認めるものであるという観点から法改正がされたものであることと軽度者であって も必要と認められた方には特例給付を実施していることから、保険適用外に対する独自の 助成はなじまないものと認識をいたしております。次に、健康づくり事業の実態と老人健 康教室、介護予防事業の実態、地域包括支援センター活動状況についてのご質問でござい ますが、介護保険制度の開始以前から行なわれておりました老人健康教室などの老人保健 事業は、対象者の大部分を占めていた 65 歳以上の高齢者が介護予防事業さらに平成 18 年 度からは地域支援事業に移行をしております。対象者が非常に少なくなった 40 歳から 65 歳未満の方に対する老人保健事業につきましては、従来どおり機能訓練教室、個別健康教 室や集落に出向いての健康相談などを実施をいたしております。65歳以上の高齢者を対象 とした地域支援事業では、介護予防の必要性が認められた特定高齢者を対象に、運動機能 向上教室や閉じこもり予防教室、認知症予防教室、口腔機能向上教室など対象者個々の状 態に応じた介護予防教室を実施いたしております。また一般高齢者を対象とした事業とい たしましては、平成 19 年度から「高齢者の生きがいと健康づくり事業」として単位老人 会を対象に、町内の入浴施設6ヵ所を利用した「体験デイサービス事業」及び自治会単位 での「ミニデイサービス事業」を実施いたしております。これら以外にも、福祉課所管で ございますが、老人クラブを対象とした栄養教室なども実施しており、町内全域に広がる

介護予防事業に積極的な展開に取り組んでおります。また、地域包括支援センターの活動 状況でございますが、高齢者やその家族の方への総合相談をはじめ要支援を認定された方 や特定高齢者の方への介護予防ケアプランを作成、さらに権利擁護や虐待防止などに携わ っております。活動の実態として平成 18 年度では、高齢者の実態把握件数 277 名、相談 件数 75、地域ケア会議でのケース検討件数 61、要支援者へのケアプラン作成 1.070 件、 特定高齢者への介護予防プラン作成 56 件などとなっております。次に、ホームヘルパー の雇用実態についてのご質問ですが、佐用町内には訪問介護事業所が3事業所ございます。 常勤ヘルパー14 名、嘱託 2 名、登録ヘルパー43 名、合わせて 59 名となっておりますが、 それぞれ兵庫県が指定しております民間の介護保険事業所でありますので、町は、賃金の 支払い実態や雇用内容について直接関与する立場ではありませんので、ご質問の詳細につ いては把握はいたしておりません。最後に、国庫負担の増額要求についてのご質問ですが、 ご承知のとおり、介護保険制度における保険給付の財源は国・県・町の公費負担 50 パー セント、第1号及び第2号被保険者の利用者負担50パーセントで成り立っております。 平成 18 年度からは地域支援事業が制度化され、従来の老人保健事業や介護予防事業など 公費サービスから第 1 号・2 号被保険者の保険料を充当する介護保険サービスに移行して おります。地域支援事業の内、包括的支援事業及び任意事業については、第2号被保険者 の負担はなく公費 81 パーセントとなっております。国に対する適切な要望は、機会があ れば、当然、必要かと認識をいたしております。

次の、多重債務問題対策についてでありますが、4月20日に政府で「多重債務問題改善 プログラム」が決定され、国、地方自治体、関係団体を挙げて、貸し手側への貸金業法改 正による対策とともに、借り手側の多重債務者への対策に取り組むこととされたことは、 ご承知のとおりであります。このプログラムでは、町に対し県やカウンセリングへの紹介・ 誘導が要請されており、県からは、相談窓口の設置充実、相談対応、町内での関係機関の ネットワークづくりの検討、様々な窓口業務の中での掘り起こしに尽力して欲しいなどの 依頼事項が明記をされております。本町では、消費生活相談窓口である商工観光課に当相 談窓口を併設し、現在相談のあり方等についての研修会に参加しているところであります。 また、税や使用料等の徴収につきましては、徴収対策会議において検討しておりまして、 滞納者との折衝において、滞納原因の究明にも努めており、滞納原因に多重債務問題を抱 える滞納事案がごく少数ではありますが存在している状況にあります。当面の生活資金を 確保するために、安易にカードローンを利用、複数のカードローンによる借り入れの悪循 環を重ね、債務が高額となり多重債務から脱出できない事案などであります。これまでは、 多重債務の内容を究明して、その解決を図るため、社会福祉協議会主催の弁護士相談など を訪れて相談するよう誘導をしてまいりました。今後とも行政各課と連携を取りながら町 税・保険料・各種使用料等の公共料金の滞納原因に多重債務問題が究明できた場合は、商 工観光課相談窓口への誘導を進め弁護士やカウンセリングへの紹介など、適切なアドバイ スをして参りたいというふうに思います。次のご質問の内容につきましては、社会福祉協 議会が担当部署となっております。この制度は平成 14 年度に生活福祉資金の一部として 創設された制度で、県社会福祉協議会は、資金創設当時から「緊急小口融資検討委員会」 を開催し、実施に向けて調整をされてきましたが、兵庫県では、現在も未実施であります。 県社会福祉協議会では、平成 18 年度に「生活福祉資金貸付制度のあり方検討委員会」を 設置し、不良債権化の課題、民生委員の関与が少ない、連帯保証人を必要としないなど多 くの課題について検討を重ね、また県下の市町社会福祉協議会の意見の収集を図り、実施 に向けての検討を行い、年内の実施に向けて準備を進めているとのことであります。また、 佐用町内の貸付実態を佐用町社会福祉協議会へ照会しました結果、貸付件数は 21 件、内 訳は厚生資金 11 件、福祉資金 2 件また就学資金 8 件となっております。 また、本町では、

生活困窮者への対策としては、米や野菜などの現物給付なども行っております。次の、予防策についてのご質問でございますが、学校では、児童生徒の発達段階から中学校3年の社会科「公民」において学習をしております。「お金を借りるということ」について学習し、お金を借りたら、借りた代金として利息を払う必要があり、所得とのバランスを考えて無理のないお金の借り方が大切であるということを学んでおります。中でも少額貸付として個人向けの消費者金融については、高い利息をつけており、そのため借りたお金を返せなくなるケースが増加してきていることと、お金を返すために、更に別の消費者金融からお金を借りて、最後は自己破産してしまう場合もあることなど、具体的に金額を扱いながら注意すべき点についてを学習をしております。また、社会教育の取り組みについては、生涯学習課や各地域づくり協議会での各種講座や研修会・講演会において消費者問題に取り組んでおりますが、多重債務問題についても今後積極的に取り組むとともに、啓発活動においても町広報誌や防災無線等で町民の皆さんに広くお知らせするように考えておるところでございます。

以上、平岡議員からのご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) 最初に介護保険の会計で、介護制度について質問、再質問を行いたいと思います。

最初に、介護保険料に対して町独自の減免制度は、低額であるので必要がないと、こういうお答えだったんですけれど、そういう低額の状況の中にあっても、18 年度決算でも審議するところなんですが、介護保険の保険料の不納欠損であるとか収入未済というのが、具体的に計上しています。こういう実態に対しては、どういうふうに低額であるから、皆が納められるという実態にないということだろうと思うんですけれど、その点は、どうでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) あの、この介護保険料だけじゃなくてですね、国保料とか税とか使用料全てに言えることですけれども、確かに生活困窮して、実際に低所得者の中で支払うお金がないという方もいらっしゃると思います。しかし、いくら低額であるとか、高額、それが金額が多いとかに係わらずですね、中々、そういう意識を持たずに、支払わなきゃいけないというね、そういう努力のない方もいらっしゃると思います。ですから収入未済とか欠損になっているのがですね、実際に、その本当にそのお金が生活困窮されて、支払うことが、全くできない。能力がないというふうになるのかどうか、このへんはよく中を分析しないと分かりません。全てがそうだというふうには、私は言えないというふうに思います。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) その介護保険料と言うのは、基本的に、年金からの天引きなんですが、いわゆる滞納になってくるケースと言うのは、年金ではない方の実態だろうと思うんですけれど、その点、こういう事が起きた事について、内容的によく実態を調べなと駄目だということなんですけれど、その点は、担当者としては、どういうふうにおさえておられますか。

議長(西岡 正君) はい、健康課長。

健康課長(井村 均君) やはり所得に応じての介護保険料ですので、個々によって、色々と 事情があるかと思いますけれども、そういった保険料を設定しておりますので、止むを得 んのんじゃないかと、法に沿ってやっております。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) その保険料は、その支払われる所得に応じて決まっているから、そのとおりなんですけれど、にも係わらず、そういう事態が起きているということについて、町としては、対応を考えておられますか。介護保険料、独自の減免をすること自体については、問題がないと国の方も言っているので、こういった実態について、解決策というか、それについては、どんなふうに考えておられますか。

議長(西岡 正君) はい、健康課長。

健康課長(井村 均君) ただ今のご質問ですが、そういった未納者の方につきましては、足を運んで、そして時効言うんですか、それが介護保険の場合2年ですので、そういった、 あれもお話しながら、足を運んで徴収また入れていただいとんが現状でございます。

議長(西岡 正君) はい、よろしいか。はい、平岡きぬゑ君。分かりましたか。

18番(平岡きぬゑ君) それと、介護保険料について、その税金の改悪ですけれどね、ランクが、所得が一緒なんだけれど、その税の改悪に伴って、介護保険料のランクが上がって行くという、そういう事に対して、国の法が激変緩和ということで、そういう対応がされているんですけれど、その対応も来年度からは、なくなるという、そういう対応なんですが、その来年度からもっとこう保険料が上がって行くと、そういった支払が困難になるというケースが生まれてこないかと心配するんですけれど、そういう事も含めて介護保険料に対しての、今確かに県下では、佐用町の場合、保険料の基準が安いという統計が出ているんですけれど、それは、利用される内容が都市部と違って少ないという、そういう原因というか、裏を返せばそういう事もあるわけで、そういう地域に応じて変わってくると思うんですけれど、その保険料の激変緩和措置がなくなるという事態を迎える、今年は、そういう前年度にあたりますから、そういう事については、考えを検討されるのかどうかお願いします。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。健康課長。

健康課長(井村 均君) 検討は考えておりません。

議長(西岡 正君) はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) 介護保険料そのものについて、国の方の考え方としては、こういう制度をつくった限りは、その制度を残していかなあかんという事で、制度を残すための方策として、その事が重きになってて、現実その保険を使って、介護が、家族介護から社会的に見ていこうという、そういう姿勢に欠けてるので、国の方も補助金をグッと削ってきているわけですから、そういった点、安心して皆、年老いていくわけですから、介護保険制度が、そういうふうになるように、権利としてね、保障していくというのは大事だと思うんですけれど、そういった点で、保険料について、国に対して末端の保険者、関係者の保険料は、これ以上上がらないようにするという事で、意見を挙げていく事については、町長は、どう考えられますか。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) まあ、これからのですね、益々こう進む、高齢化の中でですね、そ ういう社会の中で、この介護保険制度というものの、当然堅持をしていかないとですね、 私達も、実際、こういう制度の中で、やっぱし安心して高齢化の社会を生きていかなきゃ いけないわけです。そういう介護が必要な状態になった時にですね、やっぱし安心できる 制度というのは、きちっと堅持をしていくことは大切です。その為には、その財源となり、 体制というものをきっちりと、やはり継続していけるものにしていかなきゃいけないとい う事ですから、まあ、当然これは、まずは、国の大きな政策の中でね、国が責任を持たな きゃいけない。その中で、後地方自治体が一緒に、この制度をですね、運営をしていくと いうことになっているわけです。ですから、まあ国が負担とか、町が負担とか個人が負担 とかいう事ですけれども、全体として総体的には、これ全て、国民の負担という事になっ ているわけです。ですから、まあ、当然直接の個人の負担という事については、確かに、 いろんな個人の生活の、色々な個々の格差というものがあるわけですから、それに対する 適切な、やっぱし、この段階的な、やっぱし、それに応じた負担という形を考えて行かな ければならないわけですけれども、そういう事が、今段階的な保険料という形で、まあ、 制度としてされているわけです。ですから、まあ、私は、この制度の中でね、いかにまあ、 効率的に、またこれ、保険料が少なくて済むように町としても努力をしていかなければい けないというふうに思っておりますし、国においては、この制度をきちっとですね、堅持 できるような、財源措置というものを、明確に示してして責任を持ってやっていただきた いというふうに思っております。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) 国の責任において、そういう事もきちっとやっていただきたいとい と思う、その思いは、色々な場面で伝えられると思うんですけれど、どういうふうに具体 的には伝えようと思っておられますか。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) これは、そういう制度でありますから、もし大きな変更なり、いろんなんあれば、国民として、1人の国民として、皆さん方も、その政策に対して、その判断をされる場面もあるわけです。町としては、国や県と、そういう会合、制度なんかについての話し合いがあればですね、そういう発言をする機会があれば、当然、そういう事を伝えて行くと、町長としての責務として伝えていくという事は、当然でございます。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) はい、保険料に対して、その独自の減免というのを、実際に各地で全国的に取り上げられているんです。で、うちの町は少ないから、これは必要でないというのが、最初の答弁であったんですけれど、その保険料の減免をやっている自治体などの資料も取り寄せてですね、町として研究していく必要が私はあると思うんですけれど、その点、実態などについて、調査されていって欲しいんですけれど、お願いできますか。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 当然ですね、全国の中で、色々な特に取り組みもあると思います。 そういう事は、担当者としてですね、いろんな資料なり情報というものを、常に、こう勉強していくということ、この事は、当然必要なことでありますし、まあ、現在でも、そういう実態については、知ってると思います。ただ、そういうね、今議員ご指摘のような軽減措置をとってると言っても、それの裏には、どういう事があるかという事をね、どういう状態で、そういう事をやってるかという事を、よく勉強しておかないといけないわけです。ただ、佐用町独自でやらないかというお話なんですけれども、やっぱり佐用町だけでですね、これを行うという事、これは、私も、今先程答弁しましたように、一般財源と言っても、これは町民負担です。当然、今の負担割合からしてですね、今、町が独自に、それ以上の軽減措置を取る必要はないというふうに認識しているというふうに、答弁をさせていただいてるところです。

議長(西岡 正君) はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) 介護予防事業の内容について伺いますが、最初の質問の中で、介護保険制度に組み入れられるところの、特定高齢者っていうのは、非常に人数が限られて、大多数の、いわゆる元気なお年寄りというか、介護前の状態の方がたくさんおられるわけですけれど、その方が介護が必要ないようにしていくという、その為の健康事業について、介護保険適用ではなくて、一般の施策で、具体的に取り組まれているんですけれど、実際に老健事業で、南光で各集落毎に、老人会の方対象にして、一番で易い所で、口腔ケアであるとか、栄養のお話があったり、血圧測定をしたりとかいう、そういう健康の事について、従前されて来た経過があるんですが、まあ、お聞きすると全集落ではなくて、今は、その希望される所だけとか、まちまちのようにお聞きしたんですけれど、折角の事業について、より充実するという上では、合併して、この間色々制度も変わってきた中で、取り組みに、こうこぼれていると言うたらあれですけれど、そういう危惧がある、私は、思うんですけれど、その点は、担当者としては、こう全域、全町的に、その関係者が、その制度を知り利用できるような方向で、取り組みをして欲しいと思うんですが、そういった事については、どうでしょうか。

議長(西岡 正君) 健康課長。

健康課長(井村 均君) 今、議員言われましたように、その 18 年度から、介護予防事業の地域支援事業に変わっております。それまでは、今まで、その老健事業といたしまして、40 歳以上それから 64 歳未満の方を対象としてやっておったんですけれども、その余分に、その老人会とかいう、老人クラブの方からも要請が色々あったようです。それにつきまして、今議員が言われたように、出ておったようですけれども、その後、介護予防に変わりましたので、今現在は、積極、まあ要請と言いますかね、そういうのがあったら、ずっと行かしていただきよんですけれども、今後につきまして、PRとか言われましたけれども、色々と協議はしたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) じゃあ、まあ、そういうPRについては、積極的にやっていただいて、事業そのものが、まあ、丁度合併と一緒に、その制度の保険のね、法律が変わったという関係もあって、合併に伴ってなくなったんじゃないかという、そういう声も聞かせてもらったので、たまたま、そう年度的になっただけですけれど、そういった点も踏まえて、よく末端の所まで制度が行き届くようにPRお願いします。

〔健康課長 挙手〕

議長(西岡 正君) 健康課長。

〔平岡君「あっ、違いました」と呼ぶ〕

健康課長(井村 均君) 私が申し上げましたのは、そういった事じゃなくして、その今度、 法律変わりますね、20年度から老健法はなくなります。はっきり申し上げまして。それで、 老健法はなくなりまして、特定健診、それから特定保健指導という形になってまいります。 それで、65歳以上の方は、今言いましたような介護予防事業で取り組むと。75歳以上に なりましたら、後期高齢者という形で、これからは、保健衛生等につきまして、健康づく りにつきましては、そっちの方で取り組んでいくということで、申し上げたので、今言わ れたような意味で、僕、申し上げたんじゃないんです。それだけ、お分かりいただきたい なと思います。

議長(西岡 正君) はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) あの、えっ、違うんですか。老健法で、まあ、その法に基づいて、 各集落毎に取り組まれていてきた予防事業というのが、法律が変わったことによって、取 り組み自体が、こう変わってきているというふうに、聞かせてもらったんですが、そうで はないんですかね。

議長(西岡 正君) はい、健康課長。

健康課長(井村 均君) 今は、そのとおりです。20年度から変わります。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) じゃあ、その身近なところで予防事業がね、できるように法律が色々変わるけれども、その実態として受けられる方にとっては、この法律が変わってこう言うんではなくて、その実務的には、法の変わったことに伴って変わるんだけれども、実際に、その健診を受けられる内容が元気で長生きできるように、そういう行政が行われる健診そのものは、なくさないように、そういう方法を取り組んで欲しいと。それは手をあげたところだけではなくて、皆に行き届くようにしてもらいたいというのは、その法律が変わることで、難しくなっているんですか。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 特定健診のようにですね、この法律に基づく、そういう健診、健康 づくり事業はですね、当然、これはまた、法律に基づいて実施していかなきゃいけないわ けです。ただ、今、平岡議員のおっしゃってる、そういう介護予防、普段からのね、健康 づくり事業、そういうものに対しての、町としての取り組み、この事をお話をされてると 思います。で、これについては、当然、南光、旧南光だけじゃなくって、佐用も上月も各 町で、まあ、それぞれ健康づくり事業として行って来ておりますし、新町合併後もですね、健康づくり一般高齢者を対象とした事業としてですね、高齢者の生きがいと健康づくり事業という事で、単位老人会等と連携してですね、町内のいろんな入浴施設等を利用した、体験のデイサービス事業とか、またミニデイサービス事業、そういう事を、今、町としても実施してるわけです。そういう中に、保健婦なり、当然まあ、そういう、健康相談なりもしていくということでね、そういう活動も、当然やっておりますし、これからもね、そういう事業にも取り組んでいかなきゃいけなというふうに思っております。以上です。

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18 番(平岡きぬゑ君) それと、2 つ目にお尋ねした多重債務者の問題の関係ですけれど、色々税金の滞納とか、そういう事をきっかけに、行政が、掘り起しができる一番大事な部署にいるわけで、町民の、そういった被害に合わない為の手立てとして、窓口、行政窓口について、最初のご答弁では、県の方からも掘り起こしを依頼されていると、そういう事で、窓口を開設していく方向というふうにお答えいただいたかと思うんですけれど、それにあたっては、やはり、そういう事に対して、よく勉強しないといけないと思うんです。で、職員に対する研修であるとか、そういった事が、是非必要ではないかと思うんですけれど、そういう事については、具体的に取り組むということについて、県の方に要請していくとか、必要だと思うんですが、どんなふうにやろうと、今は、計画があれば、お願いします。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 先程、答弁さしていただいたとおりですね、そういう窓口等の設置、 それに対してですね、どういう相談を受けて、どういうアドバイスをしたらいいか、そう いう研修会をですね、すると。県としても研修会を持たれて、町の方の担当者も参加をし て、今、研修をしているという答弁をさせていただいております。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬゑ君。

18番(平岡きぬゑ君) 町として研修をされて、また住民というか関係者に対していうんか、 全住民に対しても、分り易い方法で周知していただきたいと思いますが、その点は、どう でしょうか。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) そういう相談をですね、町としてもいたしますと、相談窓口をつくってますというようなPRはですね、広報等で行っていきたいと思いますし、その前に、そういう多重債務にならないような注意をですね、これまでにも、注意を喚起してきたところです。ですから、まあ、そういう事に合わせて、そういう事態になった時には、相談に来てくださいというような、窓口を設置するということになっておりますのでね、その

へんは、また広報等でお知らせをいたします。

議長(西岡 正君) はい、よろしいか。

18番(平岡きぬゑ君) 以上です。

議長(西岡 正君) いいんですか。

これで、平岡きぬゑ君の質問は終わりました。 続いて、笹田鈴香君の質問を許可いたします。

〔5番 笹田鈴香君 登壇〕

5番(笹田鈴香君) 失礼します。5番、日本共産党の笹田鈴香でございます。私は、4 点の質問をさせていただきます。

まず1点目は、後期高齢者医療制度についてお尋ねします。昨年、自民公明政権が強行した医療改革法で導入が決められた、後期高齢者医療制度が、来年4月から始まります。後期高齢者とは、75歳以上全ての高齢者と65歳以上で一定の障害のある人です。先日、9月2日の事ですが、町内のある家へ行った時に、来年からえらいもんが始まるな。いよいよ、おばちゃん達に死ねということやな。少ない年金から天引きされたら暮らしていけるんだろうか。保険料はいくらになるんだろう。年寄りをいじめる医療制度は、もう許されへんなど、不安と怒りを私に話されました。現在サラリーマンの息子などの扶養家族して健保に加入している高齢者は、保険料を払っていませんが、新制度は、保険、これから、失礼しました。保険料と言ったり、税となるかもしれませんが、正式には佐用町は保険料だと思いますので、ちょっと、そのへん変わるかもしれませんが、お許しください。保険税を負担することになります。その上、死ぬまで払わなければなりません。厚労省は、後期高齢者医療制度施行までのスケジュールを立てています。そこでお尋ねします。

- 1.町民に対して新制度について広報したり、制度の内容説明を徹底すべきだと考えますが、見解をお伺いします。
- 2.年金から介護保険料が既に天引きされているうえに、保険料の天引きは大きな負担だと思いますが、どうお考えになりますか。
- 3.保険税はいくらになりますか。後期高齢者の生活実態を踏まえ、支払可能な保険料にすべきだと考えますが、どう思われますか。
- 4.医療内容は、これまでと違って診療回数や薬の量が減ったり、いくつもの病院に行けなくなる包括性になりますが、どう思われますか。
- 5.老人保健法加入者は、被保険者資格証明書は適用除外でした。しかし広域連合の被保険者について保険料を滞納した場合、被保険者資格証明書が発行されることになっています。具体的な要件、適用除外の範囲はどうなっていますか。資格証明書等は、発行しないように求めます。
- 6.兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員である町長は、先程述べました2から5 も含め町民、後期高齢者の意思を十分には反映すべきと考えますが、町長の見解をお尋ね します。

2点目は、障害者自立支援法についてお尋ねします。障害者に対する制度は、措置から 支援費、支援費から自立支援へと、次々と改悪され、昨年4月より障害者支援法がスタートし、障害者自立支援法がスタートし、同時に原則1割の応益負担が導入されたため、多 くの人が負担増になりました。例えば、町内の施設に、通所と通告しているんですが、私 の勘違いで、通所を入所に訂正をお願いします。入所していた人が、自立支援導入で、利用料がアップした為、たつの市の施設に入所したとも聞いています。また、町内の施設を利用している重度の障害を持つ人で2万円以上もアップした人があり、休む日数が増えたと聞きました。また、多くの事業所では、自立支援法の実施によって収入が減って大変だという事も聞いております。私どもは、介護保険についても、町独自の減免をするよう要求してきました。先程、平岡議員もこの事を質問されましたが、私どもは、これからも減免を要求して参ります。大分市では、スタートの時点から国の定めた福祉サービス利用料の上限額を半額にし、一般世帯を一般世帯1と一般世帯2という二段階の上限をつくり、軽減をしています。そこでお尋ねします。

- 1.昨年の 12 月議会で、平岡議員が自立支援について一般質問されましたが、スタートして1年近くなる今、厳密には1年5ヶ月程経っておりますが、佐用町の実態はどうなっていますか。
 - 、支援費と比較すると、食事も含め、負担増はどれぐらいになりますか。
 - 、負担増によって利用者に変化がありましたか。例えば、利用日数など。
 - 、制度の利用者は何人で、特別対策で負担軽減になった人は何人いらっしゃいますか。
 - 、特別対策をどう考えますか。
- 、負担増の原因は、応益負担だと思いますが、これをどう考えますか。見解をお伺い します。
 - 、大分市のように佐用町も独自の軽減策を検討しませんか。
- 2、8月26日、西播磨精神障害者「元気」アップ事業、佐用ミニフォーラムが、佐用 町あさぎり作業所が共催で開かれました。精神障害者の福祉施策は、身体知的に比べ出発 点が遅れているのではないでしょうか。

3点目は、福祉の諸問題についてお尋ねします。障害者が社会参加する場合、参加しやすい状況をつくることも大変重要だと考えます。例えば、映画を観たくても1人では行かれない。行くとすれば介助者が必要になります。しかし、介助者が観たくなくても同伴しなくてはなりません。宍粟市の山崎文化会館では、介助者の入場は無料です。資料として、チケットのコピーを付けていますので、ご覧ください。佐用町でも無料にするべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。

最後は、町道路側雑草処理事業についてお尋ねします。これも6月議会で町道の草刈について質問されたわけですが、まだまだ制度自体が周知されていないのではないでしょうか。基準に照らし合わせてと言いますが、基準自体に問題はありませんか。例えばですが、田和と桜山を結ぶ町道で片房猩々線を例にあげますと、今まで2回だったけれど1回に減った。その上、距離も短縮された。それでも草刈を1回で止めるわけにはいかん。おまけに舗装していないので、道も荒れて大変刈りにくい。町水の水道管も通っているし、何とかならんだろうかなどと、関係者の方から不服の声を聞きました。旧町で実施していた所と、していなかった所の温度差は、まだまだあるのではないでしょうか。

- 、基準と言いますが、その基準自体には問題ありませんか。
- 、田和を例にあげましたが、手に負えない所があると思いますが、これらは問題ではないでしょうか。他にも、こういった所はありませんか。未舗装の町道の舗装を検討すべきではないでしょうか。

以上で、この場からの質問を終わります。明解なご答弁をよろしくお願いいたします。

議長(西岡 正君) はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、笹田議員からのご質問に順次お答えをさせていただきます。

来年4月から始まる「後期高齢者医療制度」につきましては、現在、県の広域連合で準 備が進められております。最初の、町民の皆さんへの周知、広報活動についてでございま すが、制度の概要については、広報6月号に掲載をさせていただきました。今後の予定は、 広域連合がリーフレットを作成予定しており、そして最大の関心事でございます保険料の 決定は、11月末の連合議会で決定されることとなりますので、その後、周知・PRを行う 予定であります。次の、年金からの保険料の天引きについては、国の法律に基づき全国で 行われることとなっております。確かに、これまで社会保険や共済組合などの被扶養者だ った高齢者の皆さんにとっては、新たな負担になることは確かでございますが、平均寿命 が、女性の方では、もう 90 歳に届くような超高齢化社会の中で、高齢者の方も、やはり 収入に見合った応分の負担をしていかなければ、この社会は持たないんではないかという ふうに思っております。次の、保険料の額については、現在、各県単位の広域連合で試算 中であり、公表されていますのは、全国平均の月額保険料6,200円程度ということですが、 低所得者に対する減免は、応益分の 7 割、5 割、2 割の 3 区分があり、また被用者保険の 被扶養者については、2 年間の経過措置として、均等割りの 2 分の 1 のみの額が予定され ております。最終的な兵庫県の保険料の額は、県において対象者の医療費を取りまとめ、 その後、広域連合で決定することとなっておりますので、決定次第に速やかに広報をして まいります。次に、この4月に出された「社会保障審議会の後期高齢者医療の在り方に関 する特別部会」で報告された内容に、「後期高齢者の心身の特性等にふさわしい医療が提供 できるような新たな診療報酬体系を構築する」として、包括支払いなどが示されておりま すが、内容については明確になっておりませんし、医療に関する診療報酬のことですので、 今後の動向を見守りたいというふうに思います。

次に、後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する資格証明書の件ですが、これも保険者である県の広域連合で決定をされますので、本町独自での判断は出来かねますが、現在のところは国保と同様の資格証明書を発行することとして、準備が進められております。

次に、後期高齢者広域連合の議員として、町民や高齢者の意見を十分に反映せよという事でございますが、広域連合でも、その点は、十分、その点を十分に踏まえ、このほど、県の老人クラブ代表者や婦人の代表者などを交えた「懇話会」を立ち上げ、8月30日に、その会議が開催をされております。当然、私も佐用町を代表する議員でありますので、連合としての、他の議員と共に協調を図りながら、高齢者が安心して医療を受ける事ができる、より良い医療制度に、保険制度になるように必要な意見を述べさせていただきたいというふうに考えております。

続いてのご質問で、障害者自立支援法については、これまでの知的・身体・精神の3つの障害を、それぞれ別々の法律に基づいて対応していたものを統一化、併せて介護保険と同様に利用者自身の契約によるサービスの選択と利用料の1割負担を原則とするものでございます。現在の佐用町での受給者数は、施設入所者で63名、グループホーム等利用者10名、在宅での通所サービス受給者が49名となっております。これは自立支援法施行前とほぼ変わりがないものであります。ご質問の第1点目の利用者負担の変化ですが、それぞれのサービス単価などの違いから一般に比較できない点もございますが、知的及び身体障害者施設入所者では、自立支援法の計算方法から障害者の手元に残る金額で申し上げますと、月額8万2,000円程度の障害年金受給者では、従来の支援費制度では3万2200円、年金月額約6万6,000円の2級障害者年金受給者では2万6200円となっていたものが、個別減免措置を講じた後、それぞれの手元に残る金額が、原則20歳以上で2万5,000円、

一級の年金受給者と 60 歳以上の皆さん及び身体障害者療護施設入所者は 2 万 8,000 円、65 歳以上では 3 万円が毎月手元に残る金額となっております。今回の自立支援法での影響度の大きかったのは、在宅における通所サービス利用者などで、これまで全て公費負担として利用者負担が無かった皆さんが、1 割負担となったことで実質的には、月額最高 1 万 5,000 円程度の自己負担が発生したことでその影響は、ある程度大きなものがあるというふうに思います。制度が細分化され複雑になっておりますので一概に比較できませんが、具体的な例につきましては担当課で、またお聞きいただいたりすればいいというふうに思います。

2 点目の負担増になり、利用者が減ったのではないかということですが、これまでは入 所者や通所サービス利用者においても基本額が月額を単位としていたものが、実際に利用 した日数により計算されることとなったため、その増減は発生しておりますが、基本的に みて大幅な利用者の変化は無かったものと思っております。制度の利用者は、先程申し上 げましたが、平成 22 年までの経過措置として、施設の旧法の運営が認められております ので、大半の施設がこれまでどおりの運営を行い、平成 22 年度末に移行する予定で準備 を進められているところでございます。特別対策で負担軽減をされた人数ですが、在宅と 通所サービス利用者 49 名の内、40 人が対象となり減免措置を受けられております。また 「特別対策」として「応益負担」についての考え方については、当然所得の低い障害者の 皆さんには、何らかの対策が必要であろうと思いますし、国においても、この秋の臨時国 会でも、1 割負担を見直す動きもあるというふうに聞いておりますし、併せて平成 20 年度 には、自立支援法そのものの大幅な改正も行われる予定ありますので、国の動向や近隣地 域の状況も見ながら、障害者の皆さんが安心して生活していただけるように努めてまいり ます。この他、大分市の独自減免については、18年の自立支援法施行時において、低所得 者の負担割合が多かったのを少しでも軽減しようとされたもので、その後、国においても 特別減免制度などを取り入れ、通常の月額負担上限額3万 7,200 円を、所得に応じ、最低 3.750 円まで軽減されております。この制度も施行時から大きく変わっておりますし、先 程申し上げましたように国でも見直しされる動きがありますので、その動向を見守りたい というふうに思います。続いての、8月26日に開催いたしました「精神障害者元気アップ 事業」についてでありますが、精神の障害者は知的や身体障害者に比べて表面化しにくく、 最近は患者数も増加しおりますが、全体的には多くはありません。特に合併前の4町では、 対象者数の少なさと、合わせて精神保健関係は、県の所管事務として保健所等で行ってい たため、総合的な取り組みが遅れておりました。今回の取り組みについては、合併による スケールメリット、また県から市町への事務移譲などの要件、また西播磨地域全体が、兵 庫県の精神障害者を取り巻く地域づくりの指定を受けたことにより、実行委員会を立ち上 げ開催したものでございます。今後の予定でありますが、西播磨各地での地域フォーラム のとりまとめとして10月7日に、龍野市で全体シンポジュームが開催をされます。また、 この事業の指定は平成 21 年度までの 3 箇年となっておりますので、来年度についても今 年の反省を踏まえ、何らかの取り組みを行う予定であります。会場や受付の方法について も今後検討をさせていただきます。この他、小規模作業所の有り方については、平成 22 年の地域活動支援センター化まで準備を進めておりますが、県の補助金も、それまで継続 されることとなっておりますので、町といたしても同様に支援を行い、また支援センター 設立に向けて、実際に作業所の運営に当たっておられます「家族会」の皆さんや、作業所 の職員、佐用健康福祉事務所などと共に協議検討を開始いたしております。

続いての福祉の諸問題について、町内で開催する有料行事における介助者の入場料を無料にとのことでございますが、現状では文化情報センターやスピカホールまた各支所で開催する催しがその対象となり、その回数はあまり多くはございませんが、これらの文化事

業は、それぞれの個人の好みによって選択をされるものでありますから、障害者の社会参加のための施策として、無料にする事が必要かどうかは、各行事の企画・運営段階で、検討をしていただく必要があるというふうに思います。

次に、町道の草刈業務につきましては、先般の6月議会で、平岡議員からもご質問があ り、答弁させていただいたところでございます。まず、「基準自体に問題はないか。」との ご質問でありますが、合併協議会の建設部会で、「町道路肩の除草作業を実施した自治会に、 年間2回を限度に作業量を乗じた手数料を支払う。その単価は合併後調整する。自治会で 対応できない箇所、路線にあってはシルバー人材センター等に委託する。」との調整結果を 基本に、平成 19 年度より実施すべく昨年 11 月「佐用町連合自治会役員会」を経て、12 月には各旧町毎に開催された連合自治会で実施に当たっての細則を説明させていただき、 色々な質疑の応答の上、ご理解をいただき、事業推進にあたり課題が生じた場合には協議・ 検討の上、内容の見直しも有り得ますとのお話も申し上げて、実施しておりますので基準 自体には、現在のところ、特段の問題はないというふうに考えております。次に「田和を 例にあげたが、手に負えないところは問題ではないか。他にもこういうところはないか。」 とのご質問でございますが、各集落における少子高齢化は共通の課題でありますので、町 からお願いいたしましても対応できない集落があることは十分理解をするところでござい ます。このような状況も想定される中で、先程述べましたように、次の手立てとしては、 例えば、シルバー人材センターに委託することといたしております。実際に本年度から新 たにシルバー人材センターに委託した路線も数路線ございます。次に「未舗装の町道の舗 装は検討を。」という事でございますが、これまでにも、度々申し上げておりますけれども、 合併後佐用町の町道概要は、路線数約 1,800 弱、総延長約 700 キロでありました。改良率 は 40 パーセント弱、舗装率は 50 パーセント強というところでございます。主要道として の1級町道、あるいは生活道路としての機能を併せ持つ2級町道については、概ね舗装済 というふうに認識をいたしております。ただ、まだ、そういう通常の生活道路で舗装され ていない所も、所々あるように見ております。その点については、最優先で生活道路の舗 装は行ってまいります。ただ、お尋ねの路線は3級町道でありまして、町道全てをですね、 舗装すれば、当然一番いいわけでありますが、林道のような道路、農道のような道路まで 舗装するだけのですね、町としての財政的な、今余裕があるかどうか。この点については、 議員の方も十分、お分かりの事と、思っております。今後、財政力また交通量の実態、そ れらを総合的に勘案しながらです。慎重に判断をしながら、少しでも生活に便利になるよ うな政策として道路の舗装等については、努力して参りたいというふうに思っております。 以上、この場での答弁とさせていただきます。

議長(西岡 正君) はい、笹田議員よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) それでは、再質問をさせていただきます。

まず、最初に聞きたいのは、後期高齢者の医療制度の事ですが、町長は、6月議会で議員に選ばれたわけなんですが、この兵庫県の広域連合議会の定数は何人でしょうか。そして、議会は、いつ頃開かれ、内容は、大体どういった物ですか。お願いします。

議長(西岡 正君) はい、お答ください。町長。

町長(庵逧典章君) その点は、よくお分かりの事と思いますけれども、佐用町が1人で、 各県下全市町村から1名という事で出ているわけですから。 県下42ですか。今。はい。

議長(西岡 正君) よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) 議会は、いつ頃開かれて、内容はどういった物か。

町長(庵逧典章君) 未だ通知は受けておりません。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) 未だ、全然行かれていないわけですか。と言う事ですね。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 設立議会があって、議会が設立されたということだけです。その後は、未だ議会の招集はありません。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) そしたら、先程、11月頃に保険料が決まるだろうという事なんですが、厚生労働省が今後のスケジュールを発表してると思うんですけども、その辺は、今年度は、どういうふうになってるでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) 先程、町長の答弁もありましたように、兵庫県でも、11 月末に兵庫県の連合議会第2回目になります。1回が、先程町長が申された設立議会の後ですね、いるんな事務的な準備と合わせまして、保険料決定の為の医療費の集計等を行って、保険料の決定につきましては、11 月末もしくは12 月の最初に第2回の議会において決定されるというふうな予定になっております。国の厚生労働省が発表しておりますスケジュールにつきましては、まあ、その11 月の決定というのは、全国ほぼ同じ要件でありましてですね、その後、事務的には、年金の天引き等の手続きに入って行くという準備になっております。またPR方法も、それぞれ県の方から、例えば兵庫県の広域連合でありますと、県下一斉のリーフレット作成とかですね、保険料の決定後のPR方法というのが、県のスケジュールで示されております。

議長(西岡 正君) はい、よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

ええっと、それでですが、未だ、それでは、設立だけだったという 5番(笹田鈴香君) 事なんですが、今後そういった議会で、いろんな事、決まった事など、議会で、佐用町議 会で選ばれたわけですから、是非その議会で報告、まあ議員連絡会でも報告するべきだと 思います。それで、特に内容で、保険料の事を一番心配されてると思うんですが、今先程 のご答弁では、大体 6,200 円いう事ですが、介護保険も平均で、先程、佐用町は、2番目 に低いとは言われましたけれども、1万円弱の負担に、平均ですけども、なると思い、大 変負担が増えると思います。それから、議員、議会の事なんですけども、兵庫県は、その 全自治体からという事ですが、宮城県、まあ余所の事なんですけども、参考の為に言いま すと、宮城県のように全加盟自治体から議員を出させる、兵庫県みたいな広域議会もある けれども、議員定数が 180 自治体も加盟する北海道では 32 人とか、また 81 の自治体が加 盟している中で、その長野県では 10 人とか、そういった所も生まれているようです。ま た、静岡県の広域議会では、全県から集まる市町や市町村議員の多忙を理由に1回の会議 で20分しか質疑が行われずに1案件当たり34秒しか発言できないという事態も起こって います。これでは、住民に対しても、まともな報告はできないと思うんですが、民主的な 議会とも言えないと思うわけですが、こういった件について、町長は、広域議会の議員と しては、こういった出せないとか、意見が言えないと言ったような議会に対して、どう思 われますか。

議長(西岡 正君) 町長、答弁。

町長(庵逧典章君) そのような質問で答えは、もう分かっておられると思うんです。そんな事でいいなんていう事は、私も、当然、お互いに思うわけではありませんし、ただ、その議会がね、そういうふうに決められたいう事ですから、兵庫県がそうであれば、それはおかしいという事は言いますけれども、兵庫県においては、加盟まあ、全自治体から議員を出すという事での議会です。これからどのような議会運営がされるか、これは、今からの事ですけれども、まあ、全く発言ができないようなね、そういう議会であれば、それは、当然、必要な発言ができるように、要求もして参ります。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) 先程の答弁でね、他の議員と協調しながらと言われたんで、協調する事も大事ですが、やはり佐用町の声も聞いて、是非小さな声も、そして後期高齢者の人、そういった声をね、是非他所にばっかり合わさずに、やはり町、佐用町としてのね、代表として、是非行っていただきたいという事で、申し上げました。それと、次は、結局、年金からの天引きいう事なですが、結局、今まで、息子、息子には限りませんけども、例えばですが、息子などの扶養になっていた人が、結局、そういうお知らせが来て、今度年金

を引き出しに行った場合に、額が少ないのでビックリすると言った事態も起きると思うんですけども、やはり、介護保険を引かれるだけでも苦しいのに、また、その上、保険料を引かれるいう事は、本当に大変な事だと思います。それは、後期高齢者だけでなく、今度、前期高齢者も年金天引きいう事を同時にされるという事なんですが、その辺については、どう思われますか。

議長(西岡 正君) 福祉課長ですか。福祉課長。

福祉課長(内山導男君) ちょっと、申し訳ありません。その後期高齢者につきましてはですね、県の広域連合でなり、国の法率に基づいて、保険料の年金天引きで特別徴収という事が出ておる。その前期高齢者の保険料というのは、ちょっと私、今の福祉の立場では、掌握しておりませんので。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) また、資料をお見せしますけれども、前期高齢者の 65 歳から 74 歳の国民健康保険税を年金天引きするという事に、強行されたわけですが、4月からですが、月額 1万5,000 円以上の年金を受給する国保世帯の世帯主は、保険税が天引きになるという事が決まっているようです。結局こういったやり方は、本当に天引きいう事になりますとね、今までですと、滞納と言うか、ちょっと遅れたりする時とか、多すぎるから分けてくださいとかいうお願いができて、分納もできてたわけですね。特に税務課の方なんかは、よく体験されてると思うんですけども、今度天引きという事になると、それが、できません。納付の猶予の相談もできなくなるわけですが、その辺については、どのようにお考えになりますか。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) まあ、当然、皆の負担でですね、保険制度が成り立っているわけですから、これは、どっちにしても、どちらにしても、皆、支払っていかないとですね、成り立たないわけですね。ですからまあ、当然支払うべきお金が、逆に滞納されるという事がね、非常にまあ、多く発生していると。それに対して、また、色々な、また問題、これを収納して行く、非常に大きな手間もかけたり、また、それに対して、やっぱし、被保険者においても、資格証だとかいうような物をね、発行して、かえって逆に、最終的には、被保険者の負担に、大きな負担にもなってると。だから、ある、それぞれの収入に見合った天引きという形でね、きちっとまあ、納めていくという形。これは、ある意味では、私は、理解ができるというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) まあ、町長のように思われる方もあると思いますが、やはり、全部が全部、そういう考えじゃないと思うんです。それと、年金から、引かれる人は、否が応でも引かれるわけですが、年金じゃない、1万5,000円以下ですね、未満の人、そういった人に、やはり滞納も増えて来るんじゃないと思うんですが、先程の介護保険じゃありませんけども、そういった点では、結局、介護保険も保険料と、それから国民健康保険という事になりますと、金額も、余計増えて来て大変滞納が増えると思うんですけども、その辺に対しての、その資格証明書の取り上げとかね、そういう事が決まっているようですが、取り上げを止めるようにという、その要望とか、それから意見を、是非、議会でも取り上げて、できれば、そういった広域議会の議員で、国に意見を、意見書を挙げるとか、そういった事は、していただけますか。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) あの、資格証明書を取り上げなんていう事じゃなくして、それは、 滞納された方には、資格証明書を発行するというようなね、そういう手続きをして、やっぱし、保険料を、皆公平に納めていただくという事ですのでね。はい。

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) ちょっと、言い方が、間違っておりました。資格証明書を発行しな いように、意見書等を取り上げていただきたいという。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) じゃあ、滞納されている方については、どうしたらいいんですか。 やっぱし、資格証明書なりをね、やっぱし発行して、やっぱし、その医療は受けれるように、最低でも保障していくという事が大事だというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) 笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) やはり、そういった方が、これからは、余計増えて来ると思うんですが、その辺を、やはり命に関わる問題で、国保の時にも、よく言いますけども、やはり、その人の命に関わる問題で、証明書を、その発行しても、結局、それを持って行っても、結局は、全額を払っていう事になりますのでね、その辺で、医療を受けてもらうという事を言われましたけれども、受けれなくなると思うんですが、その辺の事については、受けられない人の、結局、お金がなくて行けない。発行してもらっても、後の事を考えると、もう止めとこかという人が生まれてくると思うんですが、その辺の事は、お考えになった事はありませんか。

議長(西岡 正君) はい。

町長(庵逧典章君) 当然ですね、そういう生活困窮者、本当に実際に支払うお金がない。 払う事ができない。そういう問題についてはね、やはり、町としても、やはり、しっかり と、そういう人達の実態を見てね、その人に合った適切な対応をしていかなきゃいけないと思います。ですから、それは、何も一律にね、全てを同じように条例なり法律で対応していくと言うんではなくてですね、当然そういう事は、個々の状況に合わせた、やっぱし、親切な、また優しい福祉行政というものは、当然やっていかなきゃいけないとは思っております。ただ、制度としてはね、やはり、きちっと、そういう事をしていかないとですね、社会としての制度は成り立たないという事です。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) まあ、今の町長の言葉を信じまして、是非、優しい行政で、福祉に力を是非入れていただきたいと思います。それで、次に包括支払の事なんですが、それについては、どうでしょうか。現在の診療報酬ですと、検査を、例えば2回なら2回、点滴が3回したら3本とか、医療行為に応じて報酬が付く、出来高払いになっていますけど、必要な医療に全て保険が適用されるわけです。診療報酬が包括払いになりますと、例えば、病名毎に1ヶ月の治療費が何円というふうに上限が決められるわけですね。すると、入院、例えば10日なら10日、何万円なら何万円、こういってだと、入院中に、治療を、どんな治療しても報酬には影響されないわけです。すると上限を超えた場合は、病院の持ち出しになります。で、高齢者に手厚い治療をする病院程、結局、経営が悪化になるというわけですが、結局、入院や手術も粗悪医療しか受けられない。また、病院から追い出されるという、そういった心配を高齢者がすると思うんですが、その点は、この包括支払制度、先程もお答になる、答えていただきましたが、もう少し、町長の見解をお願いします。

議長(西岡 正君) はい、町長。

〔福祉課長 挙手〕

議長(西岡 正君) 福祉課長。

福祉課長(内山導男君) お尋ねの、その包括医療につきましてはですね、20年の診療報酬改正に伴ってですね、今準備が進められているところだろうというふうに思います。それで、私も、県の方からいろんな資料取り寄せさせていただいて、あれしたんですが、恐らくこの1月か2月、来年の1月か2月にですね、2月に診療報酬の点数等の改正が行われて、それに乗ってくるだろうという事で、今、笹田議員がおっしゃったように、後期高齢者にふさわしい医療として、いわゆる1つの極端に言いますと、1つの同名での、例えば、分かりやすく言いますと、上限額の設定とかですね、そういう事が審議されて、出て来るのではないかというふうに聞いておりますが、何分、これにつきましては、その診療報酬の関係もありますので、今、現在福祉サイド等で、詳しい明確な情報は伝わっておりません。国による発表と部会による発表、審議会等の発表等でありまして、基本的な方針等だけでですね、細かな所は、未だ私も掴みかねておりませんので、掴み次第ですね、またいろんな形で、お知らせしていかないかんのかなとは思うんですが、基本的には、診療報酬体系の骨子の見直しという中に含まれるものというふうに思っております。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) 詳しく決まれば、また情報は、是非流していただいて、議会だけでなく、勿論住民にも知らせていただけると思います。この包括支払とか、また、その今言う後期高齢者医療制度が始まると、本当に高齢者、私どもも、これからなっていくわけですけれども、やはり、最初は、老人保健に関係しますけども、医療費が無料だった頃から考えますと、段々と改悪されて、本当に負担が増えるし、それと安心して医療が受けられないという状態になっています。本当に、高齢者差別という言い方をしますと、本当に高齢者差別が益々発生するんではないかと思われます。この後期高齢者医療制度についてですけども、やはり、先程から申しておりますように、是非、町長も、広域議会で、是非、住民、そして高齢者、後期高齢者に該当する人また町民の意見を反映していただきたいと思いまして、次の質問に入ります。

障害者の自立支援についてお尋ねします。すいません、もう1つ、もう1つお願い、お願いというか、ええっともう1点、ちょっと付け加えます。年金からの天引きを希望しない人は、普通徴収にするように、是非求めて欲しいという事と、それから広域連合へ派遣された職員の人件費を支援している所も 32 都道府県あるようですが、兵庫県は、もししていなかったら、是非、県に、これを要請して欲しいと思います。それと、先程言いました低所得者の件ですが、低所得者の為に独自の減免制度を作るべきという質問を岡山県の議員は、広域議会で質問しております。それに、議会では、当局、そちらの当局では、検討するという答えもありますので、是非、町長にも、皆の意見を反映するようにお願いします。

すいません、自立支援に入ります。自立支援法になってから、本当に事業所も大変だいう事なんですが、利用者の事も言いますけども、まず、自立支援になって、大変だという事で、ある町内の施設なんですけども、これを例に挙げますと、18年3月ですが利用者が30名で、請求額が470万800円と、そして1年経ちまして結局19年の3月ですから、自立支援法が始まっています。それで比べますと38人利用して、請求額が447万8,472円。これだけ下がっています。利用者が増えているのに下がっているという事は、事業所は大変だという事です。で、開所日というのは、法律で決まっておりまして、1月から8日を引いた日数いう事で、18年の3月は1日多い23日なんですけども、しかし、これだけの差があります。それと、その3月と、また4月なんですが、4月は利用数が39名になっておりますが、これは開所日が22日で479万401円、こうなっております。あまり変わらないと思われるかもしれませんが、利用数で言うと9名減って去年の18年の3月と約同じだということなんですが、この辺について、その事業所が大変だという事なんですが、この数字を見て、どのようにお考えになりますか。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) 今、笹田議員おっしゃいました、その施設の利用料については、私 ども資料をいただきました。その中で、この資料を分析してみますと、18年の3月ですか ら、自立支援の施行前につきましては、いわゆる新規制度、極端に言いますと、通所施設 の場合、月の、その初日に在籍しておれば、その月の月額の1人当たりの、その単価とい うのが、保障されておりましたので。と、それから自立支援後につきましてはですね、例

えば 19年の3月ですと、今年の3月ですと、その定員、それから開所日等があるんです が、実際に利用者が利用された日額をもって計算する事となっております。ですから、障 害者の施設ですから、当然毎日、必ず通所されるという場合ではなく、体、体調等の都合 で休まれる場合とかですね、極端に言いますと、町内の他の入所施設でも同じなんですが、 今までは、月払い方式だったんが、その利用された日、日払い方式と言うんですか、1日 の単価で計算しますので、極端に申し上げますと、今まで、お盆とかお正月については、 月額単価ですから、できるだけまあ、自宅へ帰ってというふうな取り組みもされておった ようですが、この自立支援法になりますと、実際に利用された日にちという事にあります ので、そういうお盆、お正月もなるべく園生の皆さん方帰られなくてですね、それで、利 用として、月額の、その報酬を上げるというふうな努力もされいるようであります。これ は、元々、月払い、月の初日に在籍してしておれば1ヶ月間の、その措置費なり支援費が 出ていたものが、その費払い方式になった為の一番大きな変更点だろうと思います。それ から、それぞれのサービス単価の単価改正も行われましたので、それに入れる影響もいく らかあろうかと思います。ただ、一番大きな、その 18 年の3月支援費、自立支援法導入 前と、それから導入後のですね、大きな、その施設において、診療報酬の減額があった場 合にはですね、まあ激減緩和措置として、公費の方で負担するという対応も施策も出され ておりましてですね、私どもも対応してまいりましたが、たまたま、町内では、その激減 緩和にひっかかる施設はありませんでした。1箇所たつの市の施設で、その処置をした施 設があるんですが、たまたま、このご指摘の、その施設につきましては、18 年から 19 年 にかけまして、定員を増とされておりますので、同じ施設の、その収入を前年度の定員に 係わりなく施設の収益と言うんですか、金額で計算しておりましたので、この施設とも担 当者が連絡、色々取ったんですが、その激減緩和にかかわらずですね、通常的な、その計 算で、先程おっしゃった 18年の3月では、約470万、それから19年の3月では、447万 8,000 円ですか、というふうな金額になってきたというふうに理解しております。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) それで、これはある施設なんですけども、おっしゃるとおりだと思います。本当に苦労もされております。で、資料はありませんが、後、もう1つ、町内のある施設なんですが、この自立支援になってその食費が大変いう事でね、そこは入所もあります。通所だけじゃなくて、入所もあるわけなんですが、結局、通所の人もあるので、食費が、すごく利用者に負担が掛かるという事で、現在その食事を業者委託してね、食事作っているそうです。という事は、安くなるんですが、結局心配されるのは、今、食の安全が言われている時に、業者委託をするなとは、私達は言えませんけども、しかし、そういった中で、今ね中国産の野菜とか、いろんな、その外国からの輸入物が入って来て、いろんな害が出たりしております。そういった事もありますのでね、大変安く抑えてもらうんはいいんですけども、やはり、いくら安心して預けられる施設で、そういう事になりますと、多分そういう物は使ってらっしゃらないとは、そこまで調べてないので分かりませんけどね、そのへんの努力になるかどうか分かりませんが、そういう事もされているんですが、そういった事はお聞きになりませんか。また、その事について、他の施設で、そういう事があるかどうか、お聞きになった事があるでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) この食事の外注につきましてはですね、いろんな施設で検討されたり、導入をされております。病院でもありますし、特別養護老人ホームというのは、施設もですね、自分所で直接、今までですと、調理師を置いて、栄養士、調理師を置いて、どんどん、どんどん、分業化と言いますか、業者委託というのが、町内でも、確実に進んできております。それについての、食材の安心度等についてはですね、これは、まあ、その入っております業者が、一括導入したり、いろんな事をして、その確保しているんだろうと思うんですが、それについては、ちょっと、直接その施設側と、その業者との契約事項になっておりますので、ちょっと私どもは、あまり掌握しかねるところなんですが、現実には、どんどん、そういった事態が出て来ておる事は承知しております。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) 是非機会があればね、やはり、地産地消じゃありませんけれども、 地元の野菜を使ったりして、安く単価をあげるようにしてでもして欲しいなという要望が あります。そういった話も、もし、そういう機会があればね、課長、町長も、是非、話を、 安全を守る為に、していただきたいと思います。それと、次ですが、入場券の事ですが、 後に付けておりますけども、この点は、人数も少ないとは言われましたけども、少なけれ ば、余計に希望をしたいと思いますが、もう一度、お答をお願いします。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) まあ、答弁させていただきましたように、この、それぞれね、こういう文化講演会とか文化事業という物は、色々なスタッフ、団体が皆さんが考えて、企画をしながら運営をしていただいております。ですから、まあ、その中で、こういう物に参加するしないは、一般の人も、皆自由で、個人の趣味、好みで、これに参加をして、楽しんでいるという事です。ですから、まあ内容によってはですね、障害者の皆さんの社会参加の為に、無料に必要があるというふうに、その企画される皆さん方がね、やっぱり考えてされれば、それはそれでいいんじゃないかというふうに思います。はい。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) まあ、例えば例で挙げておきますと、先程言いました、山崎文化会館は、介助者が無料という事で、車椅子の場合は、その車椅子の指定席の場所で、その横にパイプ椅子を置いて介助者が観ると。で、車椅子じゃなくて、心臓とかで介助者がいる人があるわけですけども、そういった人は、普通の席で、で、その指定席で、で、後は、ちょっと離れた所の普通の席で、無料で入れる、入場券がもらえるそうです。それと、赤穂は、今言いましたが、全額無料じゃなくて、半額だという事も参考に、また是非、佐用町の方も考えていただきたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) ですから、その文化会館、そこが無料にするという事を決める事じゃないと思うんですね。だから、その同じ、そこは、文化ホールというような、そのある意味では貸し館でやっているわけですから、それを企画したり運営をして行く、その企画運営の中で、考えるべき事ではないかというふうに言っているわけです。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) 是非、考えてください。

で、次に、ちょっとさっき抜けましたけども、これは、ちょっとお願いだけにしますが、 ミニフォーラムの時の受付なんですが、これは、障害者の、そういった時だけじゃなくっ て、一般にも言えると思うんですが、結局、例えば議会議員とか、それから自治会長、老 人会とかいうふうに案内状を出されている場合が多いと思うんですが、先日、このフォー ラムに参加した人は、人に誘われたとか放送を聞いて参加したという人があるんですが、 その時に、結局、こういう紙に団体名が書いてあるわけですが、で、あなたは何の団体で すかと言われて、私ら、ほなら一般の人は来たらあかんのかと、そういうふうに取れたい う事で、やはり、そういった場合、各種団体だけだったら、いいんですけども、一般にも、 放送でしているわけですから、是非プラカードとか大きい文字で一般というのと、各種団 体ぐらいに分けてもらって、分かりやすくして欲しいなと、それは要望です。次に、町道 の路側の処理の事なんですが、結局自治会長会とかで、色々相談されたり、先程言われま したけども、問題が生じた時は、また、その問題に応じて対応すると言う事を言われたわ けなんですが、例えば、先程言いました、田和と桜山線を結ぶ片房猩々線なんですが、田 和から抜ける方は、1キロ以上は、あまり草が、もう言う程、凄い生えてるという事はな いんですが、桜山の方に、桜山の方の集落に近づくと1キロ以上あると思うんですが、こ れを路側除草処理とあるんですけれども、路側どころか真ん中も生えて、車の下が奇麗に 洗車できるかなと思うぐらい草が生えております。で、それ程生えている所も、ここは2 回かなと思ったんですが、1回分しか出ないという事で、やはり、その、色々説明もされ ているいう事は、前の議会でも聞きましたし、課長にも、町長にも、色々聞いております。 しかし、そういった所、ちょっと、もうちょっとよく見て欲しいなという件があります。 それと、道路自体が、大変痛んでおりまして、昨日も乗用車では、もう絶対無理です。自 分の、このワゴン車で通っても、お腹は摩るし、横は木が、もう当たるし、ズルズル滑っ て、しまいに四駆で行かないと走れないような道の部分があります。で、そういった所を、 その水道管が通っているいうのでね、特に水道管を管理する上でも、そのへんを、ちょっ と、あの2回するいう事になりますと、管理できるという意味もありますので、是非、そ の辺を、集落の方と、もう一度話し合いをしていただけないかなと思うんですが、そのへ んはどうでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、後、3分ですが、答弁願います。

〔建設課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、建設課長。

建設課長(野村正明君) あの、町長がお答えしましたように、19 年度からね、基本ベースとしては、旧上月町の例を取ってですね、始めておるわけですけれども、やってみて、精査の中でやってみて、何か課題があったらね、20 年度以降に協議しますよという事を言っておりますので、今議員がおっしゃった事も含めて、ただし、今、議員は、そういうふうにおっしゃいましたけれども、私、5回も6回も通りましたけれども、あの路線、町長言いましたように、3級町道です。ですから1回も、対向車に会った事ありません。なお且つですね、山の中ですから、雑木も含めて黒木もたくさん生えておりまして約3,000メートル近くあると思います。あの路線。その内、多めに見てもね、そうですね、2割、500メーターまでかな。草刈必要なのが、いよいよ。いよいよ必要なのがですよ。そういった部分もございますので、住民の方々のご意見も当然聞きますし、私どもの、どう言うんですか、こういった問題もありますよというような事をね、お互いにお話する中で次年度以降の取り組み、これは他の路線も同じですけども、やっていきたいというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) あの、是非、協議をねしてただきたいと思うんです。

それと、桜山の集落側、500 メートル言われましたけれども、800 メーターぐらいは、真ん中も、一杯生えてますわ。それと、今人が、人がと言うんか、佐用町に転入されている方ありますね。その方が丁度、その桜山から、800、1キロはないと思うんですけれども、その草が生えている所通って、途中から分かれて、山の中に家を建てられているんですが、その人も、やはり生活道として、で、ましてこんだけ過疎地の中に帰ってこられたのか、普通に来られたのか分かりませんけど、転入されているのでね、そういう事も含めて、是非して欲しいと思います。それから、水道管の件としてはどうでしょうか。

議長(西岡 正君) 時間になりました。時間になりました。

5番(笹田鈴香君) ああ、無理ですか。ほな、これでいいです。よろしくお願いします。

議長(西岡 正君) はい、ここでお諮りします。昼食等の為、午後1時まで休憩したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。それでは、休憩に入ります。

午前11時52分 休憩

午後01時00分 再開

議長(西岡 正君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。 それでは、続きまして14番、矢内作夫君の質問を許可いたします。

[14番 矢内作夫君 登壇]

14番(矢内作夫君) 14番、矢内でございます。

それでは、通告に基づきまして2件について質問をいたします。

今回の保育園の統廃合については、今まで合併前からも、何度か町長にお尋ねをしていた問題でありますが、今回新年度に佐用町保育園の改築問題というのが上がってくると思いますが、このような時に、現状の財政また少子化等々考えると時に、1つの決断の時期であるのではないかというような思いから、再度質問をいたしたいというふうに思います。

また、2点目の地震の件ですが、この件は、まあ担当課に出向きまして、聞けば分かる事なのかもしれません。しかし、この消防署のチラシが配布されてから町民の方々数名から、その根拠を尋ねられました。できれば、議会広報の中で、よく分かるように書ければ、皆さん方に説明できるような形で、書きたいというふうな思いから質問をいたしました。よろしくお願いをいたします。

質問に入ります。郡 4 町合併より 9 月末で、丸 2 年が経過しようとしております。この 9 月議会、合併後初の通年本格予算執行後の決算審議議会であります。合併特例期間は、早 2 年、 5 分の 1 が経過した事になります。特例期間後に向けてどのような行財政改革が必要か、合併前より何度も議論をしたところであります。町民が、合併効果として一番期待をいたしておりました職員定数の適正化また議員定数についても、理解を得るに至っていないのが現実ではないかというふうに思っております。この適正化についても、今までに何度も議論をいたしました。合併をして、そのままの形で、全ての施設を、また行政機関を維持しようとすれば、定数削減は望めないのが当然であります。各課の統廃合は勿論でありますが、今回は、保育所、小学校について、町長の今後の考え方を問いたいというふうに思います。

その1つ目は、新年度、佐用保育園の改築が予定されていると思いますが、その定数については、今まで通り120名で建設を予定されておるのか。2番目に、今後の12保育園について、統廃合の考え方は、どのようになっておるかをお尋ねをいたします。そして、また小学校について、10校あるわけですが、これについては、どのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

2番目、マグニチュード7.7の防災、減災対策はという事でございますが、先日、全議員研修で、平成16年10月に起きました新潟県中越地震のその後の被害の復興状況またその対策について研修を行ったところであります。町長、担当課の方々も話を、同行願った事であります。現地に行きまして、その状況を目の当たりにし、また担当者から話を聞き、現地を見ました時に、改めて、その大変さを実感しました。そして、防災に対し、今まで以上の危機意識の大切さを学んだところであります。その研修から帰り数日後、町消防署より防災のためのチラシが配布されました。その内容を見ますと、非常にこう、ショッキングなものであったわけであります。山崎断層でマグニチュード7.7の地震が発生すれば、佐用町で最大で死者66名、負傷者588人、避難者数5,337人、建物の全半壊4,073戸、あまりのリアルな数字に驚いたところであります。そこでお尋ねをいたします。

この資産の根拠はどこにあるのか。そして、これだけはっきりと建物の全半壊の数まで出ると、その防災、また減災対策について、可能と考えられる対策は、どのような物があるかお知らせをいただきたい。また、何も、対策を取らずに、有事の際、現実に、こういった被害が起きた場合は、行政の責任が免れない事になるのではないかというふうに思います。

以上、2点での、この場の質問といたします。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、矢内議員からのご質問にお答えさせていただきます。

間もなく合併後、丸2年が経過をし、3年目を迎えようといたしていおります。この2 年間、まずは町民生活を第1に、町行政の安定化を図りながら、十分ではありませんが、 できる限りの行財政改革や職員定数の適正化に向かっての削減、また、課の統廃合にも取 り組みを行ってまいりました。今回ご質問の佐用保育園の改築に向けての取組状況は、現 在、周辺を含めた確定測量を行い、土地所有者でありますグローリー株式会社の本社及び 佐用グローリーさんと分割いただける面積について調整を行っているところでありますが、 グローリー側においても、長期的な工場拡張のための用地確保の要望も出されております ので調整をしているところございます。改築後の定員については、少子化のなかでの今後 の出生数の動向と保育の延長実施に伴う、校区外園児の預かりなど、多くの要素を検討し ながら最終決定をする予定でありますが、必要であれば、将来の、当然増室も視野に入れ ながら、当面は、最低でも現行の 120 名は確保する必要があるのではないかというふうに 考えております。町内 12 の保育園の統廃合については、現在、石井、長谷、幕山保育園 が園児数 20 名を切っております。この中で、長谷と石井保育園については、園児数が 10 人程度となり、特に年長児の就学への課題もありますので、今後いろんな面から検討を要 すると考えております。しかしながら、石井、長谷保育園につきましては、小学校区や距 離的にも近くの基幹となる平福保育園では、現在、既設定員 45 人を上回る園児を預かっ ている現状もありますので、今後十分な検討が必要だと考えております。特に、本町の保 育園は、単に保育に欠ける園児の預かりだけでなく、就学前の幼児教育を伴う役割も担っ ておりますので、ある程度の集団の中で、競争や交流を深めながら園児が育っていける環 境づくりにも配慮し、合わせて行財政の効率化も視野に入れて、地域での十分な話し合い や理解を求めながら、調整を図っていかなければならないと考えております。また、小学 校の統廃合はどうかということでありますが、現在、具体的な小学校の統廃合の考え方は 持っておりませんが、当然、現在のように児童数が減少し、複式学級が増えていく状況の 中で、子ども達の教育環境として、このままでいいかどうか、早急に、まず、教育環境と しての問題を検討すべきだというふうに考えております。後に、井上議員からのご質問に も、あるわけですが、隣の宍粟市におきましては、同じような状況の中で、複式学級を解 消するという事を基本方針に教育委員会としての考えを打ち出されて、取り組まれておる というふうに聞いておりますので、その取り組みも参考にしながら、今後協議が必要だと 思いまして、この件につきましては、教育長とも、色々と意見交換をしているところでご ざいます。

次の防災、減災対策についてのご質問でありますが、ご指摘の山崎断層の被害想定につきましては、佐用町地域防災計画にも掲載しており、この根拠につきましては、平成 11 年に兵庫県が発表した地震被害想定調査報告に基づくものであります。山崎断層による佐用町の被害想定では、建物全半壊数及び避難者数については、時間帯に関係なく同じ数値となりますが、死者・負傷者につきましては、3 時から 4 時が最も多く、16 時から 17 時が最も少なく、死者 47 名、負傷者 433 名というふうな想定をされております。県においては、県内に大きな影響が予想される地震の被害予測対象として 5 箇所を掲げておりますが、山崎断層以外の 4 箇所の地震では、佐用町に及ぼす影響については、人的被害・建物被害ともに、ほぼゼロと想定をされております。地震そのものを防ぐことは出来ませんが、各家庭において、タンス、冷蔵庫、テレビ等の家具・家電類が倒れないように固定をする、

建物の老朽箇所を補修補強するなど普段からの地震に対する備え、また、地震が起きた場合の身の安全確保、非難路の確認、ガスの元栓を締める、電源を切るなどの火災予防等、機会あるごとに呼びかけていくとともに、防災無線、町広報により周知徹底を図り、情報提供に努めていきたいと考えております。また、地震が発生した場合の行政の対応といたしましては、地域防災計画を基本として、的確な状況判断による迅速な災害応急活動体制を確立して、人命救助を最優先として、二次災害を最小限に食い止め、ライフラインの早期復活等に全力を傾注していくことが責務であるというふうに認識をいたしております。以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔矢内君 挙手〕

議長(西岡 正君) それでは、矢内作夫君。

14番(矢内作夫君) はい、ありがとうございました。

2番目のね、地震の関係で、ちょっと再質問さしていただくんですが、これ、あの、時間帯によって、死亡者数言うて、はっきり言うたら具合悪いんですが、人的な被害について、ある程度変動するが、建物とか、そういうふうな物については、いつの時点であっても、一定の、こういうふうな出ておるような形になっておるというふうなご回答だったと思うんですが、いう事になると、これ、あの、断層帯が、こう通っておる、その上に、建物が、この建物と、この建物は、被害の対象になるという事が、分かるという事なんですか。そのへん、ちょっと聞きたい。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) この被害予想調査というのはですね、1つ1つの家を見て、その危 険度を判定して、それで、実際に積み上げて出しているという事ではないと思います。実 際、その辺りの、大体の家の木造であるとか、平屋建て、その密集度、その戸数ですね、 そういう物の被害割合というものを、1つの数値の元にですね、何割りぐらいが倒壊する とか、という様なですね、過去のデータや、色々、その数値、データという物を、1つの 基準値として、それで、県内全体の地域を調査して、そういう測定値を出しているという ふうに理解をしております。で、やはり、この間の小千谷市の研修なんか見てもですね、 実際に倒壊している建物というのは、非常にまあ、老朽化した古い建物が、ほとんどで新 しい建物については、被害があったとしてもですね、人的な、大きな生命に係わるような 被害は、ほとんど出てないというのが現状だと思うんですね。で、そういう意味で、建物 の、新しく建て替えをしていく、その老朽建物を改修していくという事があれば、この試 算というような物についてはですね、相当減っていく事だと思います。そういう事の中で、 県においても、老朽建物の耐震調査、それから、その補強に対する補助、まあ、町行政と しては、管理をしております町営住宅なんかの耐震調査と、それと耐震補強ですね、そう いう事をやっているわけですけども、私は、この調査、マグニチュード7.7という事で、 震度が大体の、その地形、そのどのあたりが、どういう揺れ方をするだろうというのは、 かなり専門的な形でですね、解析をされて、その震度予想という物がされてると思うんで すけども、そこに、何軒家があって、その危険度が非常に高い、倒壊する建物が何軒ある というようなね、1つ1つを調査した結果ではないと。これはデータに基づいた、そうい う測定値だというふうに思っております。

〔矢内君 挙手〕

議長(西岡 正君) 矢内作夫君。

14番(矢内作夫君) いう事になると、その、色々な今、言われた7だったら、7で動いたら、このこの辺のところは、何パーセントぐらいが壊れるかも分からんと、そういうふうな計数をかけた数で、4,000何十何戸とかいうようなやつを出しておるという事です。

〔住民課長 挙手〕

議長(西岡 正君) 住民課長。

住民課長(山口良一君) 私も、詳しくですね、県のデータなんですけども、調査しているという状況ではございません。ただ、今言われたようにですね、その断層とマグニチュードの調査によって、このぐらいの死者なり、全壊、半壊、出るんじゃないかという、確かに、言われたような計数的なものがあるんじゃないかというふうには思います。

議長(西岡 正君) はい、よろしいか。

〔矢内君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、矢内作夫君。

14番(矢内作夫君) そやけどね、これ、僕ら、まあ、ぱっとこういうようなもん、これ 11年に発表されておると言うて、それ、全然知らんと言うか、見ておらなんだわけなんですけども、これ 4,073 戸建物が倒れるという事になりますと、誰が見ても、これひょっとしたら、家の者が、それ分かっとんじゃないか思うような気にならへんかと思うんです。このね、僕も一般質問さしてもらう前に、どういうふうな根拠でこういうふうな物が出たかいう事、分かりやすく、もし広報にでも載せれるんだったら思う思いがあったんですが、とても、こう、決まった範囲の中でね、私ら、帰って町民に知らせるいう事できんと思うんです。その辺、どないですか、ちょっと、こう広報ででも、こないだの計数がこういうふうな算定の中でされた物じゃいう事を出しておく、また、そういう事に、その危機感も持ってくれいいう事を、もういっぺん言うておく必要があるんじゃないかなというふうには思うんです。そのへん、どがい思われますか。

議長(西岡 正君) はい、町長答弁願います。

町長(庵逧典章君) まあ、この調査が出た後ですね、私達も、この内容を見てね、県にも、これだけね、数字的に、きっちりと約と言うんじゃなくってですね、何軒、何軒というようなね、そういう事まで出してしまうと、これは非常に受け取る側としてもですね、 先程疑問のあるような、きちっとした物でされてるという、また、それによって、自分所 の家はどうなんだという所までね、いや、入ってるのか、入ってないとかというところまで、やっぱし問われてくるんじゃないかという話はした記憶があります。しかし、県の、 その時の回答としては、まあ、そこらも調査機関に調査依頼してですね、そういう、その 全体の中で、数字で出して来た物を、どうしても、その計数かければ、こういう数字が出

て来るわけです。だから、その数値を発表してるんで、それを1つの目安として、対策を考えて欲しいと。考えていかなきゃいけないんだという事なんでね、まあ、当然受け取られる側も、その今、言いますように、その実際に地震の大きさ、7.7でも、その揺れ方とか、いろんな物で、実際には違うわけですね。それから、実際の地震を見ますと、その被害の非常に集中する所、しない所、これは、まあ土質、地質によってもですね、かなり大きな差が出て来ているわけですね、だから、その地質等についても、そんなに詳しくね、位置をね、その測定して、ボーリングして調査したものでもありませんしね、そういう事だという事は、まあ、アバウトな当然、物であって、予測値であって、それ以上になるか、それ以下になるか分からないけども、これだけの大きな被害が想定されますという事で、分かっていただければ、それでいいんではないかというふうに思うわけです。だから、受け取り方の問題でね、それを数字を細かくね、いくら論じてみても、あまり意味のない事だというふうに思います。

〔矢内君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、矢内作夫君。

14番(矢内作夫君) まあね、そういう事、あんまり、ここでそないな事は、いいやそうじゃない、こうじゃないいう事を言うてみてもしょうがいないんですけれども、これだけね、ほんまに、まあ、今、町長、11年に、それを聞いた時に、私らも、そういうふうに思うたというふうに言われましたけれども、概ねの人は、今回初めて知ったったと思うんです。概ねの人はね。それで、その時に、これだけはっきり、地震、今、その全国で、いろんな所で、かなり発生していると思います。昔に比べたらね、そういった中で、これだけ多い佐用町で、4,000軒もつぶれるんだったら、そりゃ家の家入っとうかも分からんで、いっぺん調査してくれいやというような要望がひょっとしたらあるかも分からんと思うんです。そういう事に対してね、これだけはっきりした数字を出すという事になると、もし町民から、そういうふうな要望があった時に、調べる事は、行政としたら分かりましたという事は言えますか。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) それは、各家庭のですね、家屋の耐震調査事業というものがあって、 その家の耐震調査をして欲しいと、これは補助事業であるわけです。ただ、それは、新し い家には、ないんで、昭和 50 何年ですか、以前に、建てられた家に対しては、そういう 調査をできるという事がありますのでね、逆に、そういう、この、そういう数値を持って、 自分の家が危ないんではないかなというふうに、やっぱし非常に心配される方については ね、そういう方は、特に、そういう調査を受けていただいて、実際に、危険度あれば、そ れの対策をしていただくという事が、まあ最終的には、減災、防災に繋がるんではないか と思います。

〔矢内君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、矢内作夫君。

14番(矢内作夫君) それは、ほなら数は、ある程度、もし要望があったとしても、対応

ができる。分かりました。まあ、そういった事で、ひとつかなり恐怖感を覚えられてる方もおられるというふうに思うんで、その点、ひとつよろしくお願いします。それと、あの、1点目の保育所の件なんですが、現在のところ、ほなら佐用保育所については、現在の定員の120名いう事で計画をするという事なんですね。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) これは、また担当課の方も、色々と検討をしておりますけれども、 定数的には、先程言いましたように、現在の保育受用、人数というものをね、やっぱし見 て、また将来もあると予測しながら、決めていきます。ただ、その定数だけの問題じゃなくてですね、どういう内容の施設、保育園だけではなくって、まあ、前からお話してます ように、これからのですね、この少子化なり核家族の中で、子ども達の、いろんな相談を したり指導したりできるような、そして、また学童保育のような形のね、またママプラザ のような、子ども達の育成活動をしている、そういう拠点にも作っていかなきゃいけない というふうに思ってますから、従来の 120 人なら 120 人の定員の面積、これだけの部屋数と、これだけの機能が、面積があればいいんだという、1つの確立した、決めたもので、計画をして行くという事ではありません。

〔矢内君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、矢内作夫君。

14番(矢内作夫君) 子育て支援センター的な物というふうな事については、旧町来から ね、よく聞いておりますし、そういうふうな物が、つくっていただけるんだろうというふ うには思っておるわけなんですが、私、本当に地元におって、一番こう感じるんですが、 長谷保育園の場合、今現在、この町が出されてるあれから言うと、7名いう事になってま すね。7名。現在8名おるん違うかなと思うんですけど、まあ、よう分からんのんですけ ど、7名、それで、勿論、僕がいつも経費の事ばっかり言うんですが、その経費だけじゃ なしにね、本当にこう、保育環境色々な物考えた時に、ほんまにこう、7人や 10 人の保 育園を、いつまでも存続さしておく事が、ほんまにえんか、どがいかって言うと、やっぱ り、これは考えなあかんもんです。それで、まあ、今回、別にまた新しい物を建てるって 言うんじゃなしに、佐用保育所の場合は、建て替えという事で、これどうでもしなければ ならない事業としてされるわけなんで、こういった時に、何か、もうちょっとキャパ広げ て、他の保育所の園児も吸収できるような格好に、やっていく方がええんじゃないかなと いうふうに思うんですが、1つの長谷の、この例を取ってみますと、これ人件費だけで 2,000 万強掛かっておるわけですね。ほなら 1 人に 300 万近くかかるわけです。それで、 総計から言いますと、320万ぐらい1人の園児に町が経費を掛けておるわけ。佐用町、こ れから本当に厳しい財政状況の中で、町も、昼の時間電気も落としたり、色々と苦労した り経費の削減には、頑張っていただいておるというふうに思うんですが、片方で、こうい うふうな事をしておって本当にええんだろうかと。まあ、地元の人の手前から言いますと、 我々も、こういう事がほんまに言いたくないと思うんです。そやけど、誰かが言わなけれ ば、これはできんと思います。これは、保育所だけに限らず、小学校も、そういう事が言 えるというふうに思います。まあ、その辺の中で、これからも検討するという事も聞くん ですが、何か、もうひとつこう、ほならいつ頃から、しっかりした検討が始まるんかいう 事も含めて、もう一度お考えをお願いしたいというふうに思います。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

まあ、当然、財政の事も大事です。しかし、今それと以上にと言い 町長(庵逧典章君) ますか、それと同時に、子ども達がしっかりと育成していく、ある意味では小学校でも言 える事なんですけれども、幼稚園は、幼児教育の基幹という位置付けもしなきゃいけない。 そういう中で、教育環境として、この7名、8名のですね、本当に人数の中で、そういう 活動がしっかりした事ができるのかという事を、まず考えた中でね、これは、皆さん皆が、 やっぱし充分に考えていかなきゃいけない課題だというふうに思っております。で、まあ、 丁度、佐用保育園の改築という事の中でね、そういう事も、現在の保育園の状況、あり方 も全体をやっぱし考えていかなきゃいけない事は確かだと思います。ただ、佐用保育園と、 今、その長谷また石井、こういう関係の中でね、私は、前から皆さんもそうでしょうし、 私も思っておりますけども、地域性からして、小学校区そういう関係から見てもね、平福 に保育園があるわけですね。ですから、当然、まあ、まずは平福、長谷、石井という利神 小学校区のね、ひとつの子ども達の保育園、そして小学校という教育、連携したね、一貫 性のある言うんか、地域の一体的な教育という中でも、そういう中で、やっぱし考えてい く必要があろうと思っております。ですから、まあ、ちょっと答弁にもお話しましたけど も、現在、平福が定員 45 人という事で、これをちょっと、超えてるぐらい一杯の中で今 運営をしております。ですから、これはね、定数は、建物の増築なり、それを対処すれば 変える事はできるわけです。だから、まあ佐用保育園に余分にね、その広く取って、佐用 保育園と統合するというような事まではね、一気にする事ではないというふうに思ってお ります。ただ、将来的には、佐用保育園のあり方として、当然まあ、120人の定数が、今 後のね、その保育園、そして幼児教育の考え方の中で、変わっていく可能性がかなりあり ます。状況によっては。それは、敷地的に、ある程度、やっぱし余裕を持って将来柔軟に 対応できるような、そういう考え方で、施設の設計をしていくべきだろうなというふうに 思っているところであります。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔矢内君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、矢内作夫君。

14番(矢内作夫君) 町長の考え方も、よく、それは理解ができるんですけれども、本当にね、これまた、他の事言うようなんですが、全部で5億数千万、保育所だけで、掛かっておるわけです。それで500人弱ぐらいの、まあ人数で、そのぐらいな事が掛かっておるんですが、これね、本当にこう、今、今日一番初めに平岡議員が一般質問されて、介護保険、もうひとつ安くするのに、一般会計もっと掘り込めというふうな考え方もありましたけれども、これ本当に限度があると思うんです。一般会計掘り込むにはね、それで、あの、いろんな特別会計、いろんな所へ、今現在、10数億一般会計掘り込んでおるというふうに思うんです。で、そういった中で、財調も毎年10億単位で崩していかなんだら、会計が組めないというような当初予算の問題もあります。最終的には、そこそこの事になっておるようですけども、そういった事から考えると、これから将来ね、あんまりこう、可長が言われたのは、政教をどうこうっていう事で言われたわけじゃないというふうに思うんですが、教育とか保育とか、子育ていう事に関しては、とにかく、あんまりこう、財政

的な事は言わんと、そこそこにお金掛けないけんのじゃというような風潮も、かなり片一方ではあると思うんですが、そういう事を言っておるような時じゃないというふうに思うんです。私は。もう少しね、具体的に、これ特例期間というのは、もう今から、今度8年、それで段階的に、5年して13年したら、4町合併したんですけれども、1町並みの交付税しか交付されないという事になる事は、もう決まっておるわけです。その、それまでに、必ず、それに見合うだけの、まあ財政規模の縮小を図らないといけんと思うんです。その中に、佐用町の2万1,000ぐらいの人口の中に、保育所が12も3もある。また小学校も10ぐらいある。まあ中学校も4つあるというような事を、このままにしておきますと、本当にこう、そういった面での財政破綻みたいな形が見えてこんとも限らんというふうに思うんです。今、町長の答弁は、それはそれでいいんですが、今後に向けてね、一般の人も、ある程度、地域を見ておられる方も含めた諮問委員会みたいなもんをね、いっぺん立ち上げてもろて、しっかり、そういった部分、町の、そういうふうな機構改革も含めた中でね、検討してもらえるような諮問委員会をつくってもらう、そういうふうな考え方は、町長、ないですか。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

あの、まあ、佐用町もこうして合併して丸2年が経過をします。こ 町長(庵逧典章君) の間、中々直ぐにはですね、合併後の、その取り組みとして、旧町から、やっぱし、色々 と継続してきた事とか、急激な、やっぱし、その変化という事については、町民の皆さん に不安があったり、負担が大きいという中でね、段階的に取り組んでいかなきゃいけない という事ですけれども、やはり、その2年間なら2年間経ってですね、ひとつの、この2 年間の総括、どこまでできたか、今後の課題はどうかというようなですね、これも行政改 革大綱の中で、それを検証していただく、そういう、その事を、やはり町民の皆さんにも、 こう一緒に入っていただいてね、参加いただいて考えていく、そういう事も、当然必要だ と、そういう事を、また議会の中でも、当然、色々とチェックもいただいていくわけです けれども、幅広く意見も聞かせていただく事も必要かというふうに思います。そういう1 つの流れの中でね、保育所だけじゃなくてですね、この教育問題、この事が、一番根底、 根幹の中にあって、その後は、財政が、どういうふうに考えるかと言う事だと思うんです よ。ですから、これだけ、いろんな教育問題に、教育でいろんな問題が起きている中でね、 特に教育環境として、保育所も、そういう事ですけれども、小学校も複式学級が、非常に まあ、これから増えていくと、で、複式学級の中で、子ども達を送っている親が、色々と 意見を聞いてみますとね、非常に子どもにとって、現在の複式学級というのは、子どもが 本当に落ち着いて勉強できる環境じゃないと。で、そういう事で、非常にまあ、心配がさ れている向きを聞いております。そういう中でね、佐用町として、子ども達の、この教育、 将来を担う子ども達の教育を、どのような考え方で、こう行政が責任持ってやっていくの かと言うね、こういう問題を、これを今言われるように、幅広い意見を聞きながら、早く 町民皆さんの、やっぱし意見を聞いて、考え方をまとめていく、打ち出して行くという、 そういう時期ではないかなというふうに思っております。そういう事で、教育長とも、そ ういう委員会をですね、諮問委員会なり協議会、検討委員会を作ってみたらどうでしょう かという話をさしているところです。ですから、それは、小学校とか中学校とかに限った 事ではない、やはり、まず幼児教育からその義務教育、また含めてですね、これは、一貫 したですね、教育の問題として捉える、まず捉えるべきだろうというふうに思っておりま す。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

〔矢内君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、矢内作夫君。

14番(矢内作夫君) 非常に、こう厳しい財政状況の中で、また今後、益々こう今言いました、地方交付税等も削減をされる中で、町民の一番身近な自治体として、今日で終わりというわけには参りません。少しでも健全な形で、次の世代にバトンをタッチをしなければならない、我々の立場として、耳障りのいい事ばかり言ってるわけにはいきません。そういった行政ばかりを進めるわけにはいかないわけであります。5年後、そして10年後、そしてまた更には20年後、佐用町の磐石なこう姿を描く中で、その為に、今日何をしたらいいかという事を基本に、今後ともしっかりとした舵取りを町長には期待いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長(西岡 正君) 矢内作夫君の発言は終わりました。 続いて、11番、山本幹雄君の質問を許可いたします。 えっ、トイレ・・・休憩しましょか。暫く休憩します。

> 午後 0 1 時 3 6 分 休憩 午後 0 1 時 3 9 分 再開

議長(西岡 正君) それでは、休憩を解き再開をいたします。 休憩前に引き続いて一般質問を行います。山本幹雄君。

〔11番 山本幹雄君 登壇〕

11番(山本幹雄君) はい、すみません。山本です。

一般質問、才金ファームについて伺います。

産業廃棄物施設というのは、一般的にいわゆる嫌われる施設と言われている施設であり ます。しかし、嫌われる施設だから産業廃棄物施設建設は駄目だというわけではない。嫌 われる施設であっても、必要な物は必要であり、なくてはならない物もたくさんある。佐 用町にもたくさんある。例えば、下水道処理施設などがそれである。ただ、それらの施設 は嫌われる施設であっても、佐用町で処理するよりは仕方がなかった。この施設建設を他 町で受け入れていただけなかったからだ。だから、嫌われる施設であっても、佐用町で建 設より、建設するより他になかったわけである。今回の才金ファームがどうしても必要で あるかというのであれば、その必要性をより詳しくより丁寧に住民の皆様が納得していた だくよう説明を繰り返し、住民の皆様が安心していただけるまで協議し、この業者と住民 の方が信頼しあえる環境を作る必要があった。今回才金ファームが建設しようとする産業 廃棄物建設施設については、本当に必要かどうかを理解、住民共に充分に協議する事なく、 また充分な調査もされないまま話が進んでいる。産業廃棄物施設の建設にあたっては、お 互いの信頼関係が築けるよう行政として充分手間と暇をかけ、町民の皆様に対し、責任を 持てるよう充分な調査結果を得、その結果を元に、町民の皆様に報告、説明をし、了解を 得てから県に問題なしとの意見書を提出するべきであった。そういった手続きが取られる 事なく問題になってから慌てて調査を行い、説明をしようというのであれば、順番が逆で

ある。そこで町長に伺う。

まず、1番として、才金ファームの藤井さんは、当初、厚生委員会での説明では、経営者との事であったが、実は、コンサルタントであるという事が判明した。そのコンサルタントの藤井さんが、なぜ今回直接経営しようと言うのか。

2番目に、藤井さんがかかわった施設全てコンサルタントとして係かかわって来たのか。 それとも、当初は、経営者としてかかわり、後に誰か経営者が変わったのか。

3番目といたしまして、才金ファームの役員はどなたがされているのか。役員の名簿を 提出していただきたい。またその役員の中に、どこか他の同業会社の経営ないし役員をさ れておられる方がいないか。

4、藤井さんは、資金について、確かな金融機関からの融資などで問題はないと答えられたが、その金融機関はどこか。また、その金融機関は、間違いなく融資してくれるのか、 不明瞭な出資先からの融資の場合でも、町長は、才金ファームの建設を許可するのか。

5番、水道水源保護審議会説明会で藤井社長は才金ファームを売却しないと言われたが、 その後、経営者が変わる事はあるとも説明された。私が一番心配なのは、経営者が変わる という事であり、それを広い意味において売却すると言っている。町長は、経営者が変わ ると言う事について、どのように考えられておられるのか。

6番、才金ファームで処理しようという物は何か。厚生委員会で当初説明を受けた時、資料によるとヤマサかまぼこの汚泥や動物性残渣また大市共同牧場の牛糞や豚糞、そして醤油の絞り粕等の説明を受け、また資料をいただいた。厚生委員会が、委員長が委員になっている水道水源保護審議会においても、そういう説明をされていると聞いている。それが賀陽町へ視察に行った時、藤井社長は、ヤマサかまぼこなど言った覚えはない。あなた達は勝手に言っているだけだなどと説明されている。そして、その処理する物は、佐用町の下水汚泥であるかのような説明をされた。しかし、佐用町からの上下水道からの汚泥は、日量3トン程であり、日量30トンを処理するような施設の主な処理物になるはずもなく、まして総処理物の7割が下水処理というのであれば、話に矛盾が生じる。本当は、何を、どこから、どの程度処理しようというのか。

7番、藤井さんは、賀陽町の説明で佐用町からの下水処理なら半分のトン2万円でもかまわないと言われたが、今、佐用町から赤穂の住友セメントで処理していただいている金額はいくらか。

8番、水道水源保護審議会説明会で才金ファームの若い役員の方が、ヤマサかまぼこに ついては、かじわら工場の方で扱っていると言われたが、かじわら工場とはどこにあるの か。藤井さんがファックスされて来た資料の中には、かじわら工場は記載されていない。

9番、水道水源保護審議会の説明会の席で、県の環境担当の大西参事は、うまくいけば初めての事なので、すごい事、すごい施設になると感心されていた。今まで、兵庫県でも藤井さんがかかわって来た施設があると、藤井さんからのファックスによると記載されている。そして、今まで、いくつも藤井さんがかかわって来たすごい会社があるなら、県の環境担当参事が知らないわけがない。大西さんが、すごい施設になると感心するという事はいかがな事なのであるのか。また、藤井さんが審議会の委員に「さすがに、県は偉い。施設に見た時、見に来た時、直ぐに、これは良いと褒めて帰った」と言われたので、その事を、その後、大西さんに確かめると、大西さんは、県は、そんな事は言ってはいない。と答えられている。醗酵というのは当てがない。どうなるか分からないのに、そんな事が言えるはずがないと答えられた。町長は、大西さんが言われた、うまくいけば初めての事なので、すごい施設になるという発言について、どのように考えられるのか。県は、藤井さんの今までの実績を、まるで評価していないような表現であったと伺えるが、町長の見解を伺う。

10番、水道水源審議会説明会で、藤井社長は、議員が20名程見に来られたが、半分の10名程の議員が、これはいい施設だと言って帰られた。残りの方は分からないが、と説明された。しかし、私の知る限りにおいて、これは良い施設だと言って帰った議員の方を知らない。説明会が終われば、皆足早にバスに乗り込んだし、その後、バスの中では、非難の声は聞いたが、これを良しだと言った発言は聞いていない。そして、議会において、未だ協議中であり結論は出ていない物を、良いとも悪いとも言うとは考えられない。しかし、そのような説明を藤井社長は審議会の方に堂々と説明されていた。町長も、その説明を聞いているはずであるが、その事について、どのように思うか。

11 番、藤井さんからのファックスによれば、藤井さんがかかわってきた施設は、5 箇所との事であるが、実は、もう少し他にあるのではないか。かじわら工場の件もあるし、我々のグループという発言もされている。グループとは何かを伺う。

町長の答弁、よろしくお願いいたします。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは山本議員からの「株式会社才金ファーム」についての質問 にお答えをさしていただきます。

「株式会社才金ファーム」の進出建設計画等の経緯につきましては、今日までの議員連 絡会また委員会等においても、また山本議員の質問にもお答えさせていただいたところで ありますが、当然、私自身がこの会社の当事者ではありませんし、私が、答える事のでき ない内容もありますので、充分に答えができない場合がありますけれども、今回のご質問 に対しましては、8月31日開催の事業説明会等での藤井氏の発言の要旨を申し上げまして、 まずの、この場での回答とさしていただきたいというふうに思うところであります。まず、 「株式会社才金ファーム」設立についてでありますが、近年の環境問題への意識が高まり、 リサイクル法の施行により、廃棄物の減量化、再利用への取り組み、また循環型社会の形 成等が求められております。このような状況下において、廃棄物処理プラント製造業者、 食品加工業者との協同によりまして、20数年の廃棄物の醗酵技術の研究開発に携わってき た技術者であり、コンサルタント業務の経験実績により、また、才金地域の農村としての 特性を活かした農業農地の活性化を図り、これからの農業農政への係わり、在り方にも係 わってまいりたいという思いの中で「株式会社才金ファーム」を設立し、代表者として積 極的に事業経営に取り組んでいくんだという思いを述べられていたように思っております。 次に、藤井氏が、今日まで係わってこられた事業について企業設立時においては、醗酵技 術のノウハウを活かした新しい廃棄物処理を目指し、醗酵技術に賛同いただいた企業と提 携し、代表者にも就任、事業経営に参画されていたが、事業経営の方向方針を見極め、代 表者の立場は退きながらも、顧問的な面で技術支援を行われているようであります。また、 「株式会社才金ファーム」の役員の件でありますが、「取締役梶原氏」は、ハリマ産業エコ テック株式会社の代表取締役、「取締役南氏」は、同社の環境ソリューションマネージャー の立場でもありますが、「株式会社才金ファーム」取締役に就任され、その事業経営の経験 を活かし、廃棄物の再生処理のプロフェッショナル企業を目指しておるという事でありま す。次の、「株式会社才金ファーム」建設資金の件でありますが、藤井氏は、約2億円か ら3億円の資金を要すると発言され、その資金支援を播州信用金庫本店に申し込まれてお りますが、資金融資の決定は、まだなされていないのではないかというふうに思います。 尚、「株式会社才金ファーム」設立・事業経営について多くの方の支援を受け、代表者とし

ても責任を持って経営を行っていく覚悟であるようですが、取締役会等において経営能力 を問われ、代表者の地位を退く可能性としてはあるが、第3者等への売却譲渡の考えは持 っていないという事で、企業経営の必然的なスタイルとして考えていただきたいというふ うに、話されておりました。次に、「株式会社才金ファーム」で処理される廃棄物でありま すが、今までの会議において、「ヤマサかまぼこ」の汚泥、たつの市からの牛糞等の搬入処 理等々の発言が、その時その時の発言が喰い違っている状況もあり、多くの方が不信感を 持たれておられました。そう言う状況において、先般開催した事業説明会において、藤井 氏及び役員からも詳しく説明をされ、下水の汚泥を 5 割、食品の汚泥を約 3 割、残り 2 割 が食品残渣より、日量最大 30 トンを処理する計画であるというふうに発言をされており ます。「ヤマサかまぼこ」の汚泥をベースにした「株式会社才金ファーム」建設計画でない という事を申し添えられておりました。だだ、「ヤマサかまぼこ」の汚泥をベースにした事 業計画案として、県への事業開始の事前協議を提出しているが、これまでの「ヤマサかま ぼこ」とのお付き合いもあり、ご好意ご了解をいただいて、事業事前協議書を提出した経 緯も報告をされております。次に、佐用町の下水処理につきましては、現在、下水道汚泥 につきましては、住友セメント赤穂工場に搬出をしております。処理費は、トン当たり約 1万7,850円、処理費が1万2,600円と運搬費5,250円という事であり、日量3トンから 4 トンの汚泥が発生をしておるという事であります。次に、8 月 31 日の説明会において、 役員の方が「ヤマサかまぼこ」については、梶原工場で扱っているとの発言については、 役員である梶原氏が代表取締役をされている「ハリマ産業エコテック株式会社」が「ヤマ サかまぼこ」の食品汚泥も処理されていると発言されたのではないかというふうに理解て おります。尚「ハリマ産業エコテック株式会社」では、「ヤマサかまぼこ」以外に京阪神方 面から搬入された食品汚泥等を処理されているようであります。次に、県民局大西参事の 発言内容等については、先の議員連絡会でも申し上げましたが、発言の意図発言の思いを 測り知ることができません。また議会での視察の当日での藤井氏の発言についても、私自 身が同行もいたしておりませんし、その内容を藤井氏の立場で発言されたものでありまし て、私が、どのような意図であるとか、それが、その事についての論評はできません。次 に、藤井氏が今日まで係わってこられた事業の件でありますが、先の議員連絡会で報告い たしました以外に、平成3年設立の「オーガニック株式会社」にも係わっているという事 が判明しております。

以上、今日まで、また 8 月 31 日の事業説明会での藤井氏の発言の要旨を申し述べさせていただきまして、この場での答弁とさしていただきたいと思います。

また、再質問の中で、色々とお答えをさせていただいたいと思います。よろしくお願い します。

〔山本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、山本幹雄君。

11番(山本幹雄君) 私も、ようさん聞いたんで、何から聞いたらいいのか、分からなくなるぐらい頭が一杯になってます。はい。ほんで、まあ、今ね、最後の方、発言分からないというような事もあったりするんですけどね、大西さんの発言、9番の水質資源の発言はかり知れない言うて、こっから、ちょっと伺いますけれども、この前、水道水源の説明会の中で、町長と大西さんが終わってから、話されている時、私、大西さんに話聞きにいきましたね。その時、町長が、話しよったら、町長、私ですかって言うて、いや大西さんですって言うた。その時、大西さんと話ししよって、大西さん、さっき、県がええもんや

言うて、言うた言うんやけど、それ何を根拠にええもんや言うたんですって聞いたんです。 そしたら、県は、そんな事、絶対に言いませんって言うたんです。醗酵言うたらね、他力 ですよ言うて、当てなんかありませんよ言うて。当てもないもので、県は、絶対、そんな 事言いませんって、はっきり言うたんです。ほんでね、もうちょっと言うたらね、そんな にあれだったらね、僕に手挙げて聞いてくれたら良かったのにって言うたんや。で、僕、 傍聴者やからねって言うて、まさか手挙げて聞けんじゃないですかって言うたら、そんあ 遠慮せんとね、どんどん聞いてくれたら良かったんですと、大西さんはっきり言うてます。 ねっ。ほんで、よう考えたら、それ醗酵いうたら、そりゃそうやなと、当てない言うわな と。で、何でか言うたら、醗酵言うたら、僕、食品の方の関係しておったで、栄養士の免 許も持っておるから、その菌が醗酵するいうのは、大体 10 度からや。10 度。それで醗酵 する言うか、菌とか、そういうのが活動するのは、常温の 10 度ぐらいから、それ以下は、 あんまりせえへんわけなんです。で、ずっと上がれば、どんどんと。あんまり熱すぎても せえへんと。で、この前ね、行った時にね、吉井さんだったと思うんだけど、向こうの人 に、冬どうなんって聞いたら、冬凍っておる言うたは。これ、この前の連絡会でも言うた かな。凍っとう言うて。そりゃ凍るは、あんなもん寒い、寒いのに、あっちなんか雪降っ とうしやな、野天やんか、凍った物醗酵するか。それせえへんのんです。醗酵絶対せえへ ん。それは当たり前に分かると思うんやね。例えば、やかんにね、凍りいてれて沸かすん と、例えば、今みたいにね、熱い時に、今、ほとんど 20 度、30 度になっとん沸かすんと だったら、全然違うんです。沸く時間が。ねっ。ほな冬凍っとうもんがですよ。醗酵どな いしてするん。ちょっと、これ1回聞こう、町長、醗酵する思いますか。

議長(西岡 正君) 町長、答弁願います。

私も、専門家じゃないですから、詳しいメカニズムなり、そういう 町長(庵逧典章君) 事は分かりませんけども、これまでにも、この醗酵という事については、確かに自然の現 象です。ですから、当てのない物というんじゃなくって、その自然現象である醗酵を旨く コントロールして人間が生活に使って来た事も事実です。ですから、お酒とか味噌とか、 そのお醤油にしても、皆、醗酵という事で、食品を作ってきてなりおりますし、また、堆 肥等、土壌に還元してく、その物は腐るという事。腐る中でも醗酵という形で、それが新 しい1つの肥料として使われてきたというのも、これも事実です。で、これまでもですね、 こういう処理場について、色々と処理をしなきゃいけないし、その醗酵がうまく行かずに 臭いが出たりですね、いう事で、その非常に問題を起した例もあります。で、この醗酵技 術の中で、私の経験では、末包牧場の牛糞処理の中でね、これも醗酵してるわけです。こ れは、あくまでも、ああいう処理場の広い中で、牛糞を積み重ねて、その下から空気を送 って、好気性の醗酵菌で醗酵さしてると。ですから、確かに末包もですね、非常に寒いと ころで、冬場の醗酵というのは遅いんです。確かに。しかし、堆肥の中で、全然醗酵して ないかと言うたら、醗酵している、表面の所は醗酵してないし、中の方は、やっぱし冬場 でも 50 度、60 度というですね、時には 70 度ぐらいまで温度上がるんですけれども、温 度が上がっている。醗酵してます。それで、私は、この藤井さんが言ってる事の言い方と か、いろんな問題には、非常に、私も問題があるし、ちょっとカチンと来た事もあるんで すけれども、その説明されている技術については、私は理解はできます。で、やはり技術 者、この人は、やっぱし私は技術者であろうなと思うんですけれども、その醗酵をうまく コントロールして、確実に醗酵さしていく技術、これが今回の、その藤井さんが言われる システム、プラントだというふうに思います。ですから外気温は、いくらその零下になっ ていてもですね、あの箱の中でですね、空気を送り込んで、それも均一に送り込むと同時

に1つひとつの汚泥の細かい所にまで、空気が入って行くというのは、ああいう木片、チップをですね、中に混ぜて、そのチップが非常にまあ、空気が通りやすくしてある技術だと思うんですね。それで、その冬場でも完全な醗酵をする。だから、まあ 60 度から 70 度ぐらいの温度に上がって醗酵をしているという技術だというふうに理解しておりますのでね、確かに、あの、その外場において零下の所で醗酵はしません。でも、あの箱の中では、プラントの中では醗酵はしているというふうに、私は理解をします。

〔山本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、山本幹雄君。

あのね、この前そうじゃ、水道水源の中で、森本さんが、機械止め 11番(山本幹雄君) ておったやろって言うたね。そしたら、息子が機械止めてません。で、あれ止めておった と思うんや。と言うんが、町長言うたようにな、60度にも70度にも、この前藤井社長言 いよったん、熱くて触れませんで醗酵したらって言いよったん。でも、僕ら行った時熱く なかった。止めておったんかなと。ほんでまあ、それは、それでええんや。それであの時、 息子が言いよったん。この特許が、いわゆるね、空気入れるんが特許です。それで、町が 持っとうんやってな、特許のやつ。それこそ読んでみたら、そうやな、空気入れるんが特 許やな。空気入れるんが特許、確かにそうやな。そやけどね、町長、よう考えてえよ、こ れ一次醗酵、二次醗酵、これね、機械に入るん二次醗酵、一次醗酵しとったけど、ねっ、 長時間かかる、さっきも言ったようにね、僕、やかんに氷入れても沸くんや。けど、今入 れたように、30度の日中こういう夏の暑い時の湯入れたんと沸くんが沸き方違うって言っ た僕、説明さっきしたと思うんです。それは、どういう事か言うたら、醗酵せん言うて言 い方が、悪かったんかも分からんけど、その掛かる時間が全然違うちゅう事なんや。夏場 と冬場と。だから、僕がさっき言うたように、やかんに氷を入れて炊いたら時間が掛かる と。普通の水とは違い、この時期とは全然違う。だから醗酵せんのんじゃなくて、炊いた ら沸く、それは分かるけども、ねっ、空気入れるだけで、ねっ、凍っとうもんが、どんだ け空気が逆に入るんやと。水分ゼロなら結構入りますわ。で、森本さんがね、動かしてな かって言うた時に、向こうは撹拌してこないしよん違うんです。空気入れるだけなんです って言うたは。こないしてしよんなら空気も入るけどね、水分は 73 パーセントか 78 パー セントもあってね、そこへね、そんなもん入れて、冬凍っておる所へ空気入れて、どんだ け空気が入るや。空気が入らへなんだら醗酵せんだろと。いや、せんのん違うで、時間が 掛かるだろうという事ね。言い方が悪かった。さっきも言ったとおりかかるんや。ほなね、 日量 30 トン入ってくる。で、藤井さんは 30 トン入れるんや絶対、なぜかと言うと藤井さ んは、肥料売って儲ける会社違うんや。仕入れて儲ける会社なんや。仕入れなんだら、あ っこ収益ゼロなんや。3億円掛けた金パーなんや。だから、あの人は仕入れて儲ける。だ から日量 30 トン入れるんです。ところが、ねっ、今の時期から醗酵する。で、出るかも 分からん。ところが、12 月、1月、2月、山のように溜まると。毎日 30 トンも入りよっ たら。と僕は思う。それで、これが大西さんの言う醗酵とは当てにはならん言う事なんや。 そりゃそうや。均一違ういう事なんや。ねっ、計算して、機会で、こうしてなるもん違う んやでと、これは当てにならん。調子がいいか悪いか、その時、その時の菌に聞いてくれ いと。今日は冬でも、天気がポカポカ陽気だったら醗酵するかも分からん。賀陽町なんか だったら、マイナス 10 度ぐらいにはなるん違うかな。あの山の中。 兵庫県より寒いでね、 岡山でも、ここらより大分寒い、津山でも寒いからね。雪よう降るし。賀陽町なんかやっ たら、もっと奥やと思うから、多分もっと寒くなる。マイナス 10 度になった時に、僕、

日中でも、ほんまに、せんとは言わんけど日量 30 トンが処理できるだけ醗酵するんかなって、で、僕は、町長に、この夏やポカポカ陽気の時行って調べる、そうじゃなくして、ほんまに冬どうなんかと。定期的に、こうきちっとした水準の中で、ほんまに醗酵できるんかを調査されたかどうか、ちょっと伺いたいと思う。

議長(西岡 正君) はい、町長。

私が、できるできないという事をね、判断する事やなくて、会社の 町長(庵逧典章君) 方としては、やはりプラントとして、そういう 1 年を通して、きちっとその醗酵させる、 醗酵する事によって、有機肥料が作れるという事で、企業が成り立つという事を説明され ているわけです。で、今既に、その今言われる賀陽町の方でもね、そういう事が、その、 あそこ作って何年かになると思いますけれども、まあ、ずっとまあ、通年の受け入れをや って、その作業、生産をされているという事ですから、私は、それは、それがまあ技術で あろうというふうに思っております。で、あの、今回のですね、当然計画の中にも、一番、 心配するのは、処理ができような物を、どんどん野積みされたり、それが、後、外へ流出 したりという事があってはならない。その事が一番心配。で、向こうの工場では、未だ、 その工場の中の状態として、入って来た汚泥等は、きちっとしたピットに入れるんじゃな くってですね、外にもあるような状態であります。だから、これは県の方の指導も、そう いう搬入された汚泥等は、決められたピットの中に、ちゃんと収納するようにいう事で許 可がされるという事です。ですから、その量も、ある程度の余裕は、そりゃ、当然、30ト ンの余裕は取られると思いますけどね、いくらでも入るもんではないと。決められたピッ トの中に入れる。それ以外の所には、一切置かないという事が条件なわけですね。だから、 それがされるかという事は分からないんですけども、そういう事については、今後、もし 事業されるんであれば、町としても地元としても、ちゃんとその協定の中でですね、そう いう事が一切、あれば、もし違反があれば、その事業についてのペナルティー、操業停止、 廃止も含めてやるという所までのきちっとした物をすべきであって、今、それをされるさ れないと言うのは、分からないわけです。それはね。だから技術として、それは、私は、 プラントの状態、今山本議員は、零下の所から、氷のような物を上げるのは確かに、温度、 そのある一定まで上げる時間は若干、その夏場のね、現状が 20 度ある物と、零度の物と だったら、かなり違うと思います。しかし、1週間のサイクルで基本的には、早い時には 4日間とかいう、まあ5日間ぐらいで醗酵し、これは一次醗酵なんですね。先程、ちょっ と話されました一次醗酵が中でして、そして、そういう、その完全な臭いの出るような醗 酵は、そういう中で、きちっとやって、それで、後、そのゆっくりと二次醗酵ですね、そ れは外で堆積した中でしていくという事ですから、それは現在も、そういう事で、ずっと やられているという事は、これはやっぱし、確認はすると言うんか、できると思いますし、 当然やられているから、今までの工場として成り立っているんだというふうに理解する必 要があると思います。

議長(西岡 正君) はい、山本幹雄君。

11番(山本幹雄君) 今、醗酵について、今町長は信じるし、それは信じたらいいと思うんですね。信じてもろて、それは、それでいいんかも分からんし、もしかしたら信じたらあかんのかも分からんし、それは、分からん。だから、僕さっき言うたように、そういう冬場の時、町長調べたんですかって聞いたんです。それが8月だったらどうのいう話が、ずっと出とった言いよったけど、だから8月が醗酵するのは良く分かる。しやすいんだと。

だけども、そうじゃない冬場はどうだったんですかって、調べたんですかって、だから、 そこを調べないと、いい物かどうなのか、向こうの話だけを信じましょ。それは信じたら いいんです。だけども、考えてもらわなあかんのは、県に当初提出されたね、処理する物、 ねっ、これが何だったか。ほいで、水道水源で一番初め説明された物ね、ヤマサかまぼこ とや動物性残渣や、佐用町の下水汚泥なんか、ほとんどなかったと。聞いてなかったと聞 いておるわけです。ねっ。ほんで、水道水源、そこでね、説明した当時やで、あの場で、 はっきり、うちの厚生委員会で、水道課長が言いよったけど、あのメンバーで決めてもら いたかったんやって、俺は何言うとんや言うて、言葉きついけど言うたわけや。初めて寄 って初めて説明聞いて、その場で決めて欲しかったんやと。こんな馬鹿な事あるか言うて、 それは水道課長も認めておったと思う。そういう事やな。それ、どういう事かと言うと、 その場で決まってもとったら、ヤマサかまぼこの動物性残渣も大市のあれもね、僕らが、 賀陽町へ行って話聞いた時に、初めてそうではないいう事が分かった。それまでは、この 委員会での説明でも、全員今日の連絡会の中の説明でも、どういう説明だったか言うたら、 ヤマサかまぼこに、たつのの、太市、たつのやない、太市の共同牧場からの牛糞に豚糞や 言うて、はっきり、そう言い切って来たわけや。僕らも、そうや言うて信じたや。ところ が、向こうへ行ったら、偉い勢いで言われたわ。あんた所のうんこ下水処理処理したろ言 うのに何文句言うんなと。それよりええ方法あるんかって言うて、こういう言い方したん。 なっ、課長、ほんまやな。僕ら、唖然としたよ。ほな何言うとんな言うて頭にきた。僕ら はな、山本幹雄で来とん違う。町民の代表として町民が安全で安心で住める町をつくる、 僕ら義務がある。その代表としてどうなんですかって聞きにきとんのに、そういう態度、 ほな、その時初めて、ええ、ほな僕ら何を、ここの業者何処理するんなと。ほな、町長、 指さして言うたがな。おりゃ、そないな事言うとらへんて、あんたらが勝手にヤマサかま ぼこなんて言うただけや。そないな事、いっこも言うた事ない。もっときつい言い方だっ たかも分からん。そりゃ、もうちょっと、ずっと長いこと言いよった。なっ、山口課長。 誰も認めとうは。そんな感じ、と言う事はね、あのまま水道水源保護審議会の中でね、決 断してもとったら、県や町に出とう書類に対して嘘なんや。嘘やわな。僕らも2回厚生委 員会等全員連絡会で聞いた説明が嘘だったわけや。でしょ。説明違うんや。で、僕らが後 で文句言うたら、慌てて訂正しとんや。ほな、僕らが言うたら悪いけど、藤井さんの、ど の言葉を信じるんやと。どの言葉、町民に聞かれて、何持って来るんどいって、言うて、 今、町長に言うたら、下水汚泥が 50 パーセント。ねっ。そやけど、僕ら賀陽町で行った 時に、藤井さん下水汚泥 70 パーセント言うたんです。僕、一番最初の冒頭の質問で、ね っ、日量 30 トンの内 7 割を下水汚泥でするんだったら合わんのん違うん言うて僕言うた けど、藤井さんは7割言うて答えたんです。話がちぐはぐで、全く合わん。その場、そう いう。そやけど、僕らが、パッと説明に対して、こう、色々もういっぺん説明、質問すれ ば、今度また、それをつじつま合わせをするがごとく変な返事返って来る。最初の言うた 事と合わへん。ねっ。県に出しとう資料や町に出しとう資料、それさえ虚偽だったら、僕 らは何を信じたらいいんですか。それと、町長ね、一番最初の時に、新田議員、僕も行っ たけど、担保とらなあかんっていう話聞いたな。もし何かあった時に、きちっと担保とっ とかなあかんで。ほたらね、町長、どう言うたか言うたら、きちっと見て、資料と違うよ うな形で、ええ加減な事しとうようだったら、私は、行政指導すると、それが担保やと。 覚えとうね。僕は、多分覚えとうと思うんやけど、行政指導する言うたわけや。なっ。僕 は、行政指導する、その何を下に行政指導するのかと言えば、それは、当然、町や県に出 ている、こういうもんしまっせいう資料を基に、それ以外の事をしておったら、あんたあ かんで言うて行政指導するんだと思うとったんです。ねっ。ところが、来る物が分からん。 今では。ねっ、どこから持って来るか分からん言うた。1業者1社で、また決めてまへん

言うて言いよったは。ほな、来る所も分からへん。ねっ。ほんで、さっきの話や。県はえ えもんや言うた言うけど、県は、醗酵なんか当てないで言うて。今、言うたとおりや。そ りゃ分からへん。夏場も冬場も分からへん。気候によって分からへん。当てあれへん。ね っ。そんなん僕ら、町民から聞かれた時、分からへんで、何も分からへんで。それで、町 民の皆さん、才金ファームできるんです。皆さん、協力したってくださいって言うたら、 そりゃ、町民、お前ら、もう止めてまえ言うて。お前らもっと調べんかいって言うて。そ して、そんなええ加減な話、町民に許したってください言うて、説明できへんで。この話、 僕、嘘違うで。もっと酷い話、さっきも、ちょっと言うたと思うけどね、町長、おったわ な。水道水源説明会の中で、議員はね、半分はええもんや言うて帰った。20名ぐらい言う て聞いた。町長、それ聞いたわな。僕ら、後で、説明会に出ておって、絶句したは。ええ って。議会で、審議しよう途中にやで、ええもんです言うて帰った。そんなもんはっきり 言うて、そこにおる水道水源の審議委員信じるはな。まさか、そんな所で嘘言う思えへん もん。これ重要な事やと思うんですよ。ああいう席で言うてもいない議員が、そう言うた 言うて、僕が、あの時、足早に皆、すっと乗った。ねっ山口課長も西田課長も、それ否定 せえへんはね。西田課長、俺の後座っておって、西田課長も変な話してもたかも分からん けども、僕に、そんなんおかしいと。ヤマサかまぼこなんかお前、向こう一生懸命言いよ ってやのに、佐用町の下水汚泥なんか言うとうへんで。わし思うけど、言うたろうか思う た。いうような発言をしながら帰って来たんです。ほんまの話。にも係わらず、そんな事 言うた言うて。私は、この藤井さんの、どの言葉を信じて町民に説明してええか分からん 言うんや。だけど、多分、僕の後で聞いとう議員、皆、今の説明、ええって思うとんです。 あっ、長すぎたな、ごめんごめん。

議長(西岡 正君) はい、町長。

まあ、このあたりも委員会の中で、聞き方によるんですが、私は、 町長(庵逧典章君) 藤井さんがね、そういう発言された事は確かだと思います。確かに、その内容的には、僕、 ちょっとニュアンスが違うんですけども、ニュアンス言うか、議員の方も見に行っていた だいて、半分ぐらいの皆さんには、このシステムがいい物として理解をいただいたという ふうに、私は思っていますというように、そういう言い方で、ええもんと言うたというよ うな言い方ではなかったと思っています。その辺は、うん。ですから、それは、それでね、 どいうふうに言うたかどうか、私は、藤井さんが言われたこ事やから、私が、何も言い訳 をする必要がないですし、ですけども、ただ、このシステムとして、私はね、藤井さんの 言い方とか、対応の仕方、こういう点についての問題は、問題として、私はあると思って います。しかし、その、今回の計画の中身の中でね、どういう物を処理するか、どういう 物がどういう処理されて、どういうふうに、こう肥料になっていくのか、これは、どこの 物を入れるとか、その計画の段階で、はっきりきちっと、もう例えば、ヤマサかまぼこの 為に、これを作るんだというふうに決まっておる物だったら、それははっきり言えると思 うんですよ。ただ、県の届出の中で、主に、まずどういう所の物を、まず、例えば処理す るんですかっていう項目があって、そこに、ヤマサかまぼこが、今までの付き合いなり、 いろんな関係の中で、藤井さん言われたように、好意を持って、ヤマサかまぼこの名前を 出してもらってもいいという事で、そこを書きましたという事を、息子さん言ってました わね。この下水道汚泥が、例えば、50 パーセントだったか、20 パーセントだったか言い ますけども、基本的に、この僕は、このシステム、色々と説明受けて理解したんですけど も、要するに水処理した汚泥を醗酵して、有機肥料を作るんだと。基本的にですね、これ は、下水道であれ、その工場の水処理であれ、基本的には同じなんです。ですから、それ は、一番会社としては、高く有利な所から入れたいというのは、あると思います。ですから、全く生の物ではないんですね。下水道の汚泥というのは、ある意味では1回分解して、その後、醗酵がし易い状態に、既に、ある程度の分解までされているという、それを、そういう新しい装置の中で、空気をしっかりと全体に行きわたらせながら、容器の中で分解していくんだと、醗酵していくんだという事で、理解してます。ですから、少なくとも、下水道の汚泥がたくさんあれば、一番に下水道の汚泥をたくさん入れるでしょうし、そういう工場なり食品の工場なりの汚泥で、たくさんあれば、そういう所がたくさんになるんだと思います。基本的には、そういう中で、処理を醗酵する会社だというふうに、私は理解してまして、決して、あの、そりゃ、何でもできるんだと思いますけども、牛糞とかですね、豚糞とか、そういう物を処理もできますけども、実際、そういう物にトン1万5,000も2万円もですね、払って処理をするだけの、そんな経費は掛けれないわけです。ですから、それは、今佐用町でも、今、やってるような、ああいうやり方しても、中々、経費ももの凄い、実際掛かってます。ですから、下水道、水処理した、この汚泥を処理するシステム、プラントなんだという事は、ひとつ理解しておく必要があると思ってます。

〔山本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、山本幹雄君。

まあ、水処理した汚泥っていう事なんか、どうかは、まあ、そうな 11番(山本幹雄君) んだろうなというのは、よう分かりますし、まあ、そうなんかなというふうにも、そやけ ど、まあ、何か、説明が、その度その度に違うようだったら、一番最初やった、ヤマサか まぼこは何だったんか。ねっ、そんなにヤマサかまぼことつき合いがあってどうの言うん だったら、僕らに指さしならがら真っ赤な顔してね、逆切れ状態で、私は、そないな事言 ってません。あんたらが、勝手に言いよんでしょう。言うて。私が、いつヤマサかまぼこ 言うたんですか言うて、私が、いつヤマサかまぼこ言うたんですか言うて、あの息子慌て ておったけどね。好意があって、つき合いがあって、してしとったら、ヤマサかまぼこで ええじゃない。私は、ヤマサかまぼこなんかであかんなんか一言も言うてないんやで。あ れも文句言うてな。山口課長。僕らヤマサかまぼこがあかんなんか一言も言うてないわな。 なあ、西田課長も、そのおり向こうが言うたわな。私は、そないな事言ってまへん言うて。 あんたらが、勝手に言いよんですがな言うて。いつ私が、そないな事言うたんですか、そ んな事まで知りまへんで言うて。ええがな、別にヤマサかまぼこで、何があかんのん言う て。それが分からんのんや。ほんでな、何で、それが、それで、ヤマサかまぼこなら、そ れでええやないかと思うたりするのに、そういうふうにむきになって言うたり、なっ。県 に届けとんだろ。町にも出とんだろ。それで、それで、僕ら資料もろたわけだろ。最初か ら、僕らがな、例えば水道水源保護審議会でも、そうやし、その後、厚生委員会でもそう やし、それから、ここで、全員連絡会の中でもそうやし。最初から、この資料は嘘ですっ て当てはありせんで。ただ、好意を持って書かしてもろただけでっせ言うて。ねっ、太市 の牧場だって、何のこっちゃ分からん言う。そんなんだったら、最初の料金が合わんのん じゃ言うんだったら、それだったら、最初から書くなよ言いたいけど、ねっ、そんなもん、 書いとうわけや。僕らに説明したわけや。もめてから、慌てて、今、違う話しよんや。最 初から、これは嘘でっせって、ただ、回答だけやで言うて言うてくれとったら、何も問題 になれへんのや。藤井さんも、そない言うて、むきになってする事あれへんのんにゃ。そ やで、僕らは嘘やって言いよんや。議会に嘘を言う。山本幹雄個人を騙すなら騙したらえ えんや。けどね、僕が山本幹雄で調べて来たん違うん。ここにおる皆は、個人で行ったん

違うん。佐用町民ね、2万1,000を代表して行っとんや。それに対するね、態度は、そんなんか。違うだろ。もうちょっと敬意を表してきちっとした対応とらなあかんのん違うんかっと思うんです。それが、そういう話だったら、町長が言うとるのとは、ちょっと違うと思うし、で、第一ね、その融資の件でもあると思うんだけど、ようさん書いて来たんやけど、まあいろんな中で、融資の件でも、そうやと思うんですね。そんな後のもん、これ播州信用金庫や言いよったけど、これ播州信用金庫、ほんまに貸してくれるんですか。

議長(西岡 正君) はい。

町長(庵逧典章君) ですから、私が、その答えらえる範囲外ですから、この事はね。だから企業として、いろんな企業活動されるよう設立される時に、いろんな金融会社、金融機関からの融資を受けられると思うんですけどね、どこから融資されるか、それはどうかという事まではね、それは私が、答える範囲ではないです。

〔山本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、山本幹雄君。

ほんでね、何で、それ、僕、その後書いておると思うんや。後、不 11番(山本幹雄君) 透明な融資先からだったらどうするんですかっていう部分も書いたと思いますね。で、僕 らが、一番心配するのは、僕、藤井さん個人を信用してないん違うんや。けど、信用もし てないんや。で、なぜか言うたら、知らんのんや。知らん人を信用せい言うたら、信用し なかったりはしないわけ。知らんのやから。藤井さんいうて、この前会うて初めて見ただ けなんや。だから、この人を信用する為には、こういう問題に対しては、僕らは町民と藤 井さん、そういう業者との間に、やっぱり信頼関係があって、町民に、こういう人で信頼 ができますよっていう説明ができて初めて町民の皆さんに了承してもらえると。だから、 入って来る物も分からん。どこから入るかも分からん。何が入るかも分からん。豚糞や牛 糞と書きながら、それなら金額も合いまへんでっていう話。ほな、そんな経営状態、経営 計画も何もない所へ、僕も銀行でお金借りた事ある。この前、ちょっと森本さんとも話し しよったんですけどね、前のみなと銀行、さくら銀行で借りた事がある。まあ、太陽神戸 だったけど、当時ね。うるさいで。きちっと、ああじゃない、こうじゃない。きちっと事 業計画出してどれぐらいで、どうのこうのって言うて、そりゃやるよ。そりゃ当たり前や もん。これ2億も3億も金出すのに、わけ分からん者に出すか。で、僕ら、心配するのは、 これ経営者が変わるいうて、いう話もあるはな。ほんで、町長、今変わらへん言うた。と ころが、何か、聞いて見ると、この前の7日の上月町の、あの中でやで、区長説明の中で は、なんとお前、私は技術屋やから、経営はしません言うたいう話。もうな、僕らはな、 藤井さんと話して、いろんな事決めたとしてやで、そうなると、経営者変わるんが困るん や。だから、僕、藤井さんを信用するとか、せんとか、入るとかいらんとか分からんけど、 町民に責任持って話できるもんじゃないと困るっていう事を言いよんです。

ところが、ごめん、長いな。ごめん。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) この間、上月の連合自治会の中でね、話されたんも、あの人も、その辺は、ある意味では正確に言わなきゃいけないという思いがあったみたいで、私は技術

者だから経営をしないなんていう事は言っておられません。私は、責任、その会社を設立 について、今回ね、責任持ってやらせてもらったと。ただ、会社というものは、その、じ ゃあ、私が、いつまでも、その会社の社長をするという事もない。法人会社設立した以上 はね、その会社経営の中で、そりゃ交代する場合もありますと。これはまあ、当然の、正 確に言うと、いつまでも私が、正確に全部やりますなんて言うたって、これは嘘みたいな 話です。それから、そういう、その確かに、この将来にわたっての、分からない所が一杯 あるわけです。これは今は確定できない。それから人間関係が信頼があってやれば一番い いわけです。ただ、人間関係なり、その人の信頼って言ったって、これ誰が担保するのか って言っても、中々これは、誰も担保するのかって言っても、中々これは、誰も担保でき ない。5年も10年も付き合ってですね、たくさんの資産があって、この人ならというふ うになれば一番いいんでしょうけども、そういう事は、どんな事業でもあり得ないわけで す。ですから、町としては、私は、まあ新田議員の話でもさしていただいたように、担保 としては、決してそれが起きてから行政指導という事やなしに、そういう届出をされた物、 許可申請された物、それは1つの一番大きな大元になるわけです。ただ、そこでは、全て の事が、やはり網羅されてない。心配な事が。で、そういう事は、きちっと、その環境協 定、そして公害防止協定、これは、やはり、その操業される、やられるんだったら、それ は、ちゃんと結ぶべきだと。それによって、今言う、心配な事が、本当に起きて、起きる ようであれば、それに対して、ちゃんと法的な処置もできるようにしておくという事。こ れが、今までの、過去にですね、起して来た問題の教訓での中での対応だと思うんですね。 これまで、そういう事が、やっぱしできてなかったという事は、やっぱし1つの反省の中 でね、同じ事を繰り返してはいけないというふうには思っています。

〔山本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、山本議員、時間、後6分です。

11番(山本幹雄君) ほんまはようさん、まあ、それで、あのね、さっきも言うたように ね、水道水源保護審議会の説明の中でね、議会は半分ぐらいどうのこうのいう話は、それ は勝手に藤井社長が思うたんかどうかも分からんけども、議会が発言したかどうかいう事 は、また別ですから、議会としては、今審議中ですと。結論は出てませんと。藤井社長は、 紛らわしい言い方はしたかも分からんけども、そのような事はないんですという訂正を、 町長の方からしてもらえるかどうか。

議長(西岡 正君) はい。

町長(庵逧典章君) まあ、もういっぺん、どういう確認をしたか、録音までは取ってなかったかもしれませんけどね、他から聞いて、それは、もし議会からですね、半分の方が良かったと言ったというふうな言い方をしとんだったら、

〔山本君「10名です」と呼ぶ〕

町長(庵逧典章君) 10名ですか。

〔山本君「半分の10名です」と呼ぶ〕

町長(庵逧典章君) 半分の 10 名の人が良かったと言うて、いうような事があれば、それは、そういう事は、発言として不適当、そういう事はないという事は言います。

〔山本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい。

11番(山本幹雄君) じゃあ、もうちょっと聞きますけども、あの、水道水源で、地元説明をするいうのは、説明会の中で、町が、県が町に聞きに行った時に、町が才金地区でいいですという答申したいう話あったわね。ええっ僕思って聞いたんやけど。才金地区という地区、どの範囲を説明するんかって聞いた時に、町が才金地区でいいっていう答申を県にしたって、これ才金地区だけ説明したらええっていうの、町長が決めたんですか。そこら辺、ちょっと、もっと。

〔住民課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(山口良一君) こういう周知につきましてはね、県の方から照会がありましたので、町の見解として、その施設の内容から見て、水は使わないという事と、それから臭気にしましても、民家から約700メートル離れておりますし、それと、境界線上で、その規制がありますので、それは守るという事からですね、地元の才金でいいだろうという事で、県の方へ報告しました。

〔山本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、山本幹雄君。

11番(山本幹雄君) それでね、この前、議員必携見よったらね、町の意思決定は議会や。 執行は行政であると書いてある。で、この前、これもらいましたね。町の意向、住民の意 向、町の意向という事は、これは庵逧町長の意向じゃなくして、町の意向だと思うんです ね。町の意向、町の意思決定機関は議会であるなら、当然議会の議決を得るか、それまで しなくても、議会に、こういう物を提出した上、意見書出しますよという説明ぐらいはあ り、その中で、今山口課長が言うたように、才金地区だけで説明会しますよとか、そうい った事も説明してもらった上で県に意見書を出すんが筋だと思うんだけど、違いますかね。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) あの、まあ、当然まあ、議会はですね、住民の付託を受けて、議員 の最高決定機関としてあるわけですけれども、一般的な行政運営の事務的な取り扱いにつ きましては、これは、町長の行政執行責任としてですね、行ってきておりますし、これま での取り扱いについても、こういう県からの一応問い合わせ、これに対する回答、こういう点については、町長の裁量、裁決で出していると思いますしね、だから、これまでも、全ての事、そういう事しておるんだって、それに対して、私が、手抜かりをしているんで したら、当然訂正もさせていただきますけれども、今までの取り扱いとしても、こういう、

取り扱いがされてるというふうに思っておりますけれども。

〔山本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、山本幹雄君。

11番(山本幹雄君) 今まで、町で、こういう取り扱いしておったんですか。例えば、佐用で、色々、その、鳥の問題とか、色々あると思うじゃけど、議会にも相談もなく、意見書と来て、ポンと県に町長の決断でしよったんですか。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) これという事については、直ぐに回答できませんけどもね。例えば、同じような、これは民間のものですけれども、そういう説明をする、この廃棄物と言っても、例えば、今回の、播磨、西播磨高原事務組合でやってるようなね、あれも1つの大きな処理施設です。まあ、そういう物についてもですね、各議会の承認を得て、その区域、説明する区域を決めたわけではありませんし、やっぱり、その区域は、これぐらいが適当であろうという事で、決めて出しているわけでして。

議長(西岡 正君) はい、もう少しですね。

11番(山本幹雄君) でも、まあ、西播磨のあれについては、その都度議会に報告したり、 広域議会でやられとったいう部分があるから、広域議会で、それなりの説明は、僕ら受け 取ったんだろうと思うんですよ。やっぱり、こういう重要な事、問題が生じる事を、町民 の皆さんと信頼関係が、ちょっと大事にされなあかんような部分が、そういう町民の皆さ んと信頼関係を築かなあかんような問題に対しては、もう少し丁寧な対応をお願いしたい なと思います。終わり。

はい、終わります。

議長(西岡 正君) ここで、暫く休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) はい、再開を、午後3時といたします。

午後02時39分 休憩

午後03時00分 再開

議長(西岡 正君) それでは、全員お揃いでござまいますので、休憩を解き、休憩前に 引き続き一般質問を行います。

21番、鍋島裕文君の質問を許可いたします。

〔21番 鍋島裕文君 登壇〕

21番(鍋島裕文君) 失礼します。21番、日本共産党の鍋島です。

私は、まず公正な入札並びに、その執行を求めて質問をいたします。

3月議会で、私は、平成 18 年度本町入札の異常な実態を指摘し、その改善を求めたわけでありますが、本年、平成 19 年度は、どのように改善されているのか、5月 17 日の上月小校舎耐震補強工事から8月 10 日入札の南光支所庁舎建設工事までの測量設計入札を除く31 件について調査した結果、落札率95 パーセント以上が17 件もあり、また何回入札しても、最低値、最安値を入れる業者は決まっているという1位不動の法則は、4 件中3 件であり、1 件が例外となっていました。しかし、この例外となった1 件を調査分析すると本町入札の重大な問題が象徴化されているとも言える内容が明らかになったわけであります。

そこで、次の点について、質問いたします。

第(1)点目として、7月 30 日入札の西新宿空山池災害復旧工事は、第1回目の入札で2,100 万円の最低値を入れた上野組が1位不動の法則どおり第2回目は、2,000 万円を入札し、落札する予定であったものが、誤って200万円の入札をした為、失格となり、2,060、万円を入札した森崎組が落札率99.6パーセントで落札したものである事は、容易に推察できるものであります。この事は、本工事は、上野組が施工するものとして準備していたとも考えられるものであります。

その の質問として、森崎組から下請負届が提出されているか。その内容を明らかにされたい。

その として、作業に伴う「地元自治会長の同意書」は、上野組が取っている事を確認しています。このことから一括した請負の疑義が生ずるわけであります。国土交通省は、平成 13 年 3 月 30 日の通達で一括した請負かどうかの 1 つの基準は、工事の主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合としています。今回、工事の主たる部分は、上野組が施工するのではないか。

その の質問として、同通達では、元請が実質的に関与していれば、一括した請負に当たらないとしていますが、森崎組の実質的関与について、どのように把握されているのか。

そのとして、以上の内容からして実態として「一括下請負」と言えるのではないか。

その の質問ですが、今回の指名競争入札では、その入札で失格となった入札参加業者が、下請けをして、その工事の主要な施工をするという事態となっています。これは、何の為の入札かという、入札の根幹にかかわる問題を提起していると言えます。一般的に言って入札は、入札参加業者の中で、最低制限価格以上の最も低い金額を入札した業者が落札するという原則からして、同じ入札に参加した者同士、いわゆる、相指名業者間の下請負は、成立し得ないものであると言えます。相指名業者間の下請負は、問題ではないでしょうか。

第(2)点目の質問として、入札の透明性を確保するため、議会・町民に「最低制限価格の事後公表」をすべきではないかという事であります。 8月 10 日入札の南光支所庁舎建設工事は、落札率 86.5 パーセントで、春名建設が落札したわけですが、83.3 パーセント入札の神名工務店は最低制限価格割れで失格しています。町民からは、ズバリ最低制限価格入札の官製談合ではないかとの質問が寄せられたわけでありますが、最低制限価格が公表されない限り、これは、町民の疑問に的確に答えられないわけであります。過去の町長答弁では、公表したとしても、町に不利益はないので検討するとなっています。透明性確保の点から絶対必要な最低制限価格の事後公表を早急に実施すべきであります。

次に、町の物品購入と町内業者育成問題について質問します。

旧町の時から、町の物品購入については、「町内でまかなえるものは、町内業者」で原則にしていたと考えられます。勿論、町内業者の努力の限界を超える物品購入は、町外の大手業者から購入していたのが実態でありますが、その場合も、町商工会の意見を聞くなど、

丁寧に対応し、町としての努力がなされていたと思います。

そこで、第(1)点目の質問として、物品購入における町内業者育成についての町の考えを 伺います。

第(2)点目として、従来、町内業者から購入していた物品が、合併後町外業者に変わった物はあるか。あれば、その内容について伺います。

第(3)点目として、公用車購入における諸問題について伺います。公用車購入入札は、工事入札とは、その仕組みが違う特殊性を有すると考えられます。この購入については、3月予算委員会で、町の方針が明らかにされました。それは、見積入札指名業者は「認証工場」の資格を持つ 18 業者とし、2 グループに分けて行う。また落札者が車検整備を行うというものでありました。

その の質問として、今年度の入札の指名業者は、全て「認証工場」資格業者であった か。そうでなければ、その理由を明らかにされたい。

その として、落札者が車検整備を行うという、町方針変更理由と、それに伴う問題についてはどう考えているのかを伺います。

最後に、才金ファーム進出問題について質問いたします。

先程、山本議員の方からも質問がありましたが、私は、県の手続き上の問題を中心に質問をいたします。今回の産業廃棄物処理業者才金ファームの進出問題での重要な点は、住民合意の下で進めていくという最も当たり前の事が不充分であったり、あるいは、無視されて進められようとしていた事であります。この質問は、これまでの手続き上の問題点を明らかにして、当局が、住民本人の方針を最大限追及する事を求めて質問いたします。

第(1)点目として、兵庫県は、産業廃棄物処理業者の進出に対し、法律の手続きに先立って地域住民の合意形成を確保する為の県条例、産業廃棄物の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例を定めています。この県条例の手続きが適切になされたかどうかを伺います。

その として、県条例では、住民合意を取る対象を「関係住民」と規定していますが、 これまで当局は、この関係住民を才金集落住民と限定していたわけですが、これは、実態 に合ってなかったのではないか。

その として、業者から県に提出されている「周知計画書」と「説明会等実施状況報告書」 の内容を明らかにされたい。時間の関係上、詳細な説明は求めません。説明会実施状況の 説明会開催場所と開催日時の報告を願います。

その として、県条例第13条の「町長の意見書」の内容を明らかにされたい。

その、この意見書を適切であったかどうかを伺います。

その として、当局作成の「才金ファーム事業説明資料」の「産業廃棄物中間処理業は 現在許可取得済み」の記述は真実か。そうであれば、町説明の「現段階は廃棄物処理法の 他方例の規制解除手続完了」に向けて事務処理中とした町見解と矛盾するのではないか。

第(2)点目として、町水道水源保護条例第7条の遵守について質問します。

その 、同条例に規定する関係住民について明確にし、その説明会開催の方針を伺う。

その 、関係住民の説明会が終わるまでは、水道水源保護審議会での結論を出さないと した7月27日の連絡会でも、町長発言を再度確認します。

第(3)点目として、水道水源保護条例そのものについて質問します。昨年、今年と2度の 鶏糞汚水流出事件があった村上農場を同審議会で「規制対象事業場」に認定すべきではな いか。この保護条例は、既設の施設は対象にならないのか。

以上、この場での質問とさせていただきます。

議長(西岡 正君) それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、鍋島議員からの、公正な入札を、とのご質問から順次、 答弁をさせていただきます。

まず、7月30日入札の空山池災害復旧工事入札について森崎組から下請届が提出されて いるかとのご質問でございますが。下請け届けにつきましては、提出されております。次 に、工事の主たる部分は上野組がするのではないかとのことでありますが、工事施工計画 及び下請負人等の届出書類によりますと、堤体盛土工、取水工、洪水吐工の工事を請負っ ておられるようでありまして、金額にして 1,200 万円、全体工事費の約 55 パーセントと なっております。次に、実質的関与の把握ですが、先程述べましたように森崎組から下請 け届けが出ており、一部が上野組の下請けになっておりますので、一括下請ではありませ んので、建設業法上問題はないというふうに考えます。次に、入札指名参加業者は、発注 工事が請け負える資格業者であり、その指名入札参加業者が下請負することにつきまして は、法的規制も無く、また、工事が出来る資格がありますので、特に、この違法とかとい う事ではないというふうに考えます。次の、入札の透明性を確保するため、議会・町民に 「最低制限価格の事後公表」をすべきではないかということであります。現在、佐用町の 工事入札及び契約の公表に関する事務取扱要領に基づき公表をしているわけでありますが、 要領につきましては、必要があれば、当然変更していくという考え方でございます。最低 制限価格の事後公表につきましては、今回のような問題について、あんまり効果がないよ うにも考えますが、今の工事入札の事務取扱要綱にはありませんので、公表がしておらな いわけであります。次の質問で、物品購入における町内業者育成の考え・合併後、町外業 者に変わった物があるのかとのご質問でございますが、物品購入につきましては、合併前 には、それぞれの町の事情があり、町内業者だけに限らず購入されていたように承知をし ております。合併後におきましては、平成 18年2月21日、佐用郡商工会連絡協議会から 「物品納入等の町内業者優先活用について」の要望書と「物品納入等参加登録業者名簿」 が提出され、できる限り町内業者の方を優先して購入いたしております。ご指摘のような 町内業者から町外業者に変更したものは、私の方では把握はしておりません。次の、公用 車購入について、今年度の入札での指名業者は全て「認証工場」資格業者か、そうでなけ れば、その理由という事でありますが、平成18年度は、1台の購入でありましたので、9 業者の参加、残りの9業者につきましては、19年度に参加していただいております。また、 本年度より 1 社増えましたので 19 社になりますが、旧町時に、それぞれが入札に参加さ れ、また、業者に車検整備を依頼しておりました整備工場を対象として発注をしておりま す。「認証工場」関係は、自動車整備業者が加入しております社団法人自動車整備振興会に 籍を置かれております町内業者は、19 社と聞いております。次の、落札者が車検整備を行 うという町方針の変更理由と問題点等についての考えという事でありますが、合併後、業 者が一巡しました関係で仕様書の「落札業者が車検整備を行う」という項目を外し、本年 7 月から入札に付しております。問題点等につきましては、公用車の配置関係で、近隣で の整備点検などの問題等もあり、今後の配置と整備工場への配分などを検討することとい たしております。

次に、才金ファーム問題についてお答えをさしていただきます。

関係住民の点につきましては、施設の構造として、作業は全て室内で行い、作業工程においても水を使用せず、臭気についても敷地境界での基準は遵守するとされておりまして、また、才金集落とは約700メートル程離れていることから、他集落に及ぼす影響は少ないとの判断によるものであります。周知計画については、19年2月21日付けで県に提出をされております。周知計画書に記載の内容は、施設の種類、説明会に関する事項として、

開催日時及び場所、対象地域、周知の方法、配布する書類及び図面の名称、公告及び縦覧 に関する事項として、公告する地域、公告の方法及び公告日、縦覧場所、縦覧期間及び縦 覧時間等であります。19年3月7日付けで、才金自治会全戸に説明会の案内文書を配布し、 周知がされております。説明会等実施状況報告書については、開催日時は、平成 19 年 3 月 18 日の 19 時 30 分から、場所は才金集会所、対象地域は才金地区、関係者名簿、経過 及び概要、縦覧、概要が報告されております。縦覧期間は、平成19年3月7日から4月 5 日までの 30 日間、月曜から土曜日までの 9 時から 12 時までとなっております。県条例 の関係につきましては、事業者が県へ提出した事前協議書に基づき、県から町への意見照 会があり、周知の方法については、「才金自治会の全戸を対象に、説明会の開催通知をして 事業の周知を図ること」、生活環境の保全のための措置としては、「環境保全上の問題の生 じること無いよう措置するとともに、問題が生じた場合には速やかに対処すること」、他法 令との関係については、「佐用町良好な環境の保護に関する条例及び水道水源保護条例を遵 守して所定の手続きをとること」と回答いたしており、不備はなかったものというふうに 認識はしております。次に、県条例「産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整 に関する条例」に基づく事前協議につきましては、協議はされておりますが、産業廃棄物 処理業の本申請に向けて、関係法令に基づく手続きを行っている現在状況にあります。流 域住民への説明については、9月7日、旧上月町の自治会長を対象とした事業説明会を開 催して、関係住民への理解が、説明がされております。また、水道水源保護審議会の最終 決定の件ですが、先般9月7日に開催された事業説明会における事業内容等に対する関係 住民の理解の把握、議会における協議状況を充分に見極めながら、慎重な判断により、審 議会の開催を決定したいと思っております。また、流域ではないんですけども、幕山地域 という1つの過去の行政区の中においての住民説明を行うように、これは、才金ファーム の業者の方に指導をいたしております。

次に、村上農場を「規制対象事業所」に認定すべきではとの質問でございますが、水道水源保護条例第7条では、「規制対象事業所」を新たに設置し、または操業しようとするものはあらかじめ町長に協議するとの規定により、村上農場につきましては、既に操業していることによりまして、本条例を適用し「規制対象事業所」に認定することが出来ません。今後、行政指導により、当然対応することとなります。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) では、入札関係からの再質問をさせてもらいます。

最初に言いましたように、非常に一括下請負の疑いが強いというふうに、私は、調査して思いました。で、だったら、何をもってね、一括下請負と言えるかという事では、これは、国土交通省が通達を出しています。主要な工事を下請にさせることと、元請が実質的に関与してない場合、これは一番大きな点であります。それで、最初に今回、上野組の下請が主要な工事かどうかという点で、再度、当局の見解を求めたいと思います。今、説明では、2,100万円の内の1,200万円で55パーセントだからという事も、ひとつ言われました。私、確認したいのは、空山池の工事現場に、先日、私行って参りました。当然の事ながら、施工体系図が大きく掲示されております。で、それを見ますと、この工事は、今、町長が言われていた、その堤体工、包み、本体の工事。それから洪水ばけ、洪水ばきでもどっちでもいいですけど、洪水吐工、つまり増水時の水量調節装置ですね。洪水吐工。そ

れから取水口敷設工事。これが、今回の工事内容であります。森崎組の。で、町長、下請届出言われたのは、まさしく金額的には 55 パーセントだが、下請届けで出されているのが、堤体盛土工、取水工、洪水吐工、これが下請させる工事の概要という事に、これもなっております。これからしたら、恐らく答弁は、その内の半分程なんだというような事を言われるか分かりませんけども、それが果たして半分かどうかという事は断定できるのか。と言うのは、今回の下請負契約が 1,200 万円、55 パーセントだが、だったら、残りの 900 万円は、必ず森崎組がやるという保障があるのかどうかも含めてですね。工事の内容が、ピタリ同じなんですよ。元請と下請の行う工事内容ですね、その事から見たら非常に疑いが出るというように思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。町長。

町長(庵逧典章君) 工事の、今指導している内容、細かい細部については、また担当課長の方が説明をさせていただくと思いますけども、まず下請等の関係で、当然工事の主要な部分をしてるかどうかと同時にですね、元請が実質的関与をしているかどうか、それをちゃんと元請が実質的な関与をして、工事を進行していくという事。この両方だと思います。この私も、その点については、担当課の方にですね、しっかりと、そこの確認をして、当然、落札業者、元請業者が、この工事を責任持ってやってるという体制ね、現場管理人をはじめ、現場での施工状況、それをよく確認、指導するようにという指示はいたしております。工事の内容についてですね、堤体工や取水工、洪水吐、これはまあ、一体的な物ですから、これを分けてね、下請をするというような施工するというような事は、これは、難しいと思います。ですから、その点については、私は、その中でね、どの部分までやっていくのかは、業者間との契約の中身で分かりませんけども、これによって実質的に、元請業者が、その指導をして、現場管理をしてですね、やって行く上では、一応、そういう指導、工法的には、問題はないと言わざるを得ないというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) 鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) 実質的な関与の問題は、次に質問しますので、議論したいんですけども、今聞いているのはね、その前提となる主要な工事に当たるんではないかと。金額的には、1,200万だけ、55パーセントだけどもね、工事内容からしても、これは主要な施工というふうに判断できないかという事を聞いておるんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

議長(西岡 正君) 町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 私は、だから、その主要な工事且つやるという、実質的な関与、この両方をね、やっぱり一体的、それも1つの一体的な物であるというふうに考えておりますけども。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) こちらが聞いてるのは、主要な工事かどうかという点での、今、確認を取ってるという事なんですけどね。じゃあ、関連して聞きますけどね、現場の施工体系図とね、この下請届が違うんですね。それは、現場の施工体系図は、下請工事内容は、包み本体堤体工だけですよ。洪水吐工も、それから取水工も入っておりません。ねっ。これはどういう事なんだろうと思ったんですね。これ事実、そうですよ。これ現場で確認しましたから。そのあたりは、公にするやつは、堤体工だけにして、内部文書では、洪水吐工も取水工も全部入れてると。こう見られても仕方がないんかなという気がしたんですけど、この当たり、何か明解な答弁いただけますか。

〔町長「担当課長」と呼ぶ〕

議長(西岡 正君) はい、農林振興課長。

〔町長「堤体しか出てないと言われるのは、」呼ぶ〕

[鍋島君「出てないのは、何でかなと聞いておるんやわ。おかしいやろ」と呼ぶ]

議長(西岡 正君) もういっぺん、ほな鍋島議員の方から。そこ違う事言いよってんでしょ。それ、答え言いよんでしょ。こっちで、やってる事と、現場の事が違う言いよんでしょ。

21 番(鍋島裕文君) そうそう、そう。

議長(西岡 正君) だから、それの説明でしょ。

21番(鍋島裕文君) 出てないって言ってるんです。

議長(西岡 正君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(大久保八郎君) 堤体工、こちらの方のですね、施工体系図の届けしていただいておるんですけども、それの内容でですね、体系図を書かれておるという事で、堤体工だけの工事という事で、現場では表示されておるというふうに思っております。

[鍋島君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) ちょっとね、あの、主要な工事に当たるかどうかという点をはっきり、当局の見解を聞きたかったんだけど、中々、聞けないんでね、そうでしょ。

工事内容から、金額は 55 パーセントだけどね。ただ、聞きたいのは、だったらね、これ以上に、例えば、残り 900 万円ですわ。工事の金額はね、事業額は。追加されて下請負という事は、もう絶対ないんですか。その事を聞きたいんですけど。

議長(西岡 正君) はい、農林振興課長。

12番(大下吉三郎君) まあ、今の時点では、ないというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) あった場合は、どういう対応するんですか。

議長(西岡 正君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(大久保八郎君) ある場合には、また協議さしていただきましてですね、内容 については、検討、内容について検討させていただいて、回答させていただくと。業者に 回答させていただくという事になります。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) 鍋島裕文君。

さあ、それで問題は、極端に言うたら、90 パーセント以上の下請 21 番(鍋島裕文君) をさしたとしてもね、実質的に関与していなければ、ああ、関与しておれば、一括下請け でないというのが、この国土交通省の通達であります。それで、問題の実質的関与をして いるのかどうかについてね、具体的に2点程伺います。平成13年3月に、国土交通省総 合政策局長から出された通達で、こういう場合は、実質関与どうのこうのという事で、ク エスチョンナンバー10 と、クエスチョンナンバー11 に出ております。で、ちょっと概要 言いますとね、実質的に関与しているとは、具体的に、どのような事を行っている事が求 められますかという事で、抽象的に言うたら工事の品質管理や工程管理、施工計画、完成 検査、安全管理、下請業者の施工調整、監督指導との全ての面において、主体的な役割を 果たしている事が必要です。つまり、一連の工程においてね、主体的な役割を果たしてい る事が必要というのを、まず1点言うとんですね。当然の事ながら、指導監督、現場での ね、事も含めております。それから、クエスチョンナンバー11 では、実際、それを行って いるかどうか疑わしい時にはね、現場監督、現場代理者、それから、3,000 万以上の場合 は、施工台帳になりますから、管理技術者ですけど、これは、主任技術者ですけど、ヒア リングを行う事が必要だと。通達出ておるんですよ。ヒアリングを行う事が必要だと。そ れで伺いたいのは、今回施工体系図を見ましたら、森崎組の現場代理人、主任技術者は、 春名政晴さんという方でございます。この春名政晴さんが、これは、現場専任、勿論、専 任、常駐ですけども、実態として、現場専任、常駐しているのかどうか、どういうふうに つかんであるかという事。それから、当然の事ながら、先程言いました、地元区長との調 整や何やらは、これは主体的に、森崎組がしなきゃならないと思いますけども、実態は上 野組がしたというのを聞いております。そういう事からしたら、実質的に関与という点で

は、そういう具体的な点で、少し問題があるのじゃないかというふうに思うわけですけど も、そのあたりは、どのように把握してありますか。

議長(西岡 正君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(大久保八郎君) まず、集落の関係説明会にはですね、行政と業者と、それから地元関係者とですね、説明を行いました。その後の事については、業者の方でですね、ある程度、手続き上の事もあろうかと思います。それと現場代理人の実質的関与につきましてはですね、現在、担当の方も現場へ行って行くわけなんですが、その時に、ちょっと聞きますと、おられない場合もあったという事は、聞いております。今後ですね、こういった事につきましても、再度確認をさしてもらうなり、また、そういうような指導もさしていただきたいというふうには、思っております。

[鍋島君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) それでね、これは通達で言うておるんですけれども、私が言っておるんじゃないんですね。そういう場合は、主任技術者、現場代理人からヒアリングを行う事。つまり、現場代理人というのは、専任だから、本来からしたらね、これは、他の一切の工事の現場代理人、その工事が終わるまでですよ。終わったらいいんだけど、なれないわけですね。専任になってますから。他の工事の現場代理人になっていないかという点。それから、当然常駐でやっておるんだったら、日々の作業日報やら何やら、下請との間のね、やり取りはどうなっておるかという事なんかも、そういう日報で確認できるはずですね。そういったヒアリングをきちっとすべきだというのが通達ですけども、今居ない日もあるという実態が分かればね、主任技術者である春名氏にヒアリングをきちっとすべきだというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(大久保八郎君) その事につきましては、実質的関与の責任上の問題もありますので、それについては、再度確認いたします。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) それでは、相指名業者間の問題で言います。確かに違法ではないんですね。違法ではない。同じ入札に参加した者同士が、落とした人から、下請関係、落さなかった者が下請に入るというようなね。ただ、これ是非、町長、考えていただきたいのは、違法ではないけど、まずね、国はどうかと言いますと、平成5年の中央建設審議会では、公共工事に関する入札契約制度の改革について、において、事前に裏約束があったのではないかといった疑念を抱かせるとして、抑制的方向で制度改正を検討すべき。この相指名業者化の下請ですよ。検討すべきとの意見表明がされているというのが1点。それから、まだ、これインターネットで見ただけで、多くの自治体では見てないんですけれども、

島根県の浜田市とか富山県の氷見市それから大館市ですか。そういう所では、原則禁止し たり、最高 50 パーセントまでとかね、そういった処置を取ってるみたいです。じゃあ、 なぜ、そんな処置を取るかという事ですけども、違法ではないけども同じ入札で入札に参 加した人が、下請関係結ぶというのはね、やっぱり事前に、そういう約束をされてるんじ ゃないかと。そういう疑いが非常に強い。これは談合問題の大変な問題もあるというふう に、1点指摘あります。それから、もう1点目に、どちらも真剣勝負で入札やるという前 提に立つならばね、その業者は、真剣勝負して負けておるんですよ。その仕事に対して。 つまり、もっと安い価格を入れた業者が取っておるわけです。そしたら、その理屈からし たら下請より安い価格で取った業者から、下請負で取るという事は、理屈上は考えにくい というのが、この理由になっております。これ、私が言うとんじゃんなくって、これは、 大館市ですか、大館市の契約検査課の見解です。そういう問題がね、ある事からして、今、 違法でないから、相指名業者間の下請、大いにやりなさいというような事は、これ問題じ ゃないかと。むしろ、やむを得ずやらなきゃいけない場合もあるぐらいの判断をね、町当 局がすべきだと。中央建設審議会の、そういった答申も含めてですね、考えるべきじゃな いかと思います。それから、私は、今回の問題は、これ異常だと思いますよ。入札に、そ の工事の入札に参加業者、まあ手違いにしてもね、失格した業者がですよ、その工事を受 ける。主要な部分ではないというふうに言われますけども、受けるというのはね、そした ら、何の為に入札しよんだという事にもなるわけですから、この相指名業者間の下請負と いうのは、相当慎重な検討もね、やっぱり佐用町の1つの問題として、すべきじゃないか と。違法ではないという事じゃなくて、今、言った指摘された問題は、全国的に言われて おるわけだから、佐用町としても、やっぱり業者間に違法ではないが、できるだけ控えて 欲しいとか、やむを得ない場合のみにして欲しいとか、そういったね、見解もね、出さな いとね、これは、中々改善されないんじゃないかというふうに思うんですけども、そのあ たり、再度見解お願いします。

議長(西岡 正君) 町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) まあ、それを奨励して大いにやりなさいというような事は、言ってるわけじゃありませんし、今、ただ町内業者と言っても、その大きな市でもありませんし、非常にまあ、数は、ある意味では少ないわけです。そういう中においてね、町内の業者の皆さんからも育成も充分に町としても考えなきゃいけないという事も指摘されるように、育成も考えなきゃいけません。それから、まあ、たくさんの指名もですね、工事も少ないんで、1つの事業に対してかなりの指名業者を指名をしております。そういう中でね、また、その工事の中で、お互いに協力もして、工事もしなきゃいけないという、落札した以上はですね、関係もあるわけですから、それは、奨励するんじゃないし、そういう適切な関係の中で、きちっとした工事をしてくださいという事は、言って参りますけれども、それを禁止するというような事は、当然ね、できませんし、今の状況は、それぞれ、その節度ある中でやっていただいていると。また建設業法なり、そういう指導を、ちゃんと遵守してね、やっぱり下請をやっていただくという事で、これを、町としては指導をしていきたいというふうに思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) 結局、中央建設審議会や、その自治体の言うようにね、裏取引の恐れがあり得るというような、これは、中央建設審議会ですね、そういった指摘もあるわけでね、そういった点での、やっぱり問題点としては感じませんか。

議長(西岡 正君) はい、お答ください。

〔町長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 入札結果がどうなるかの、その下によって、後、結果が決まってからの、後、契約であります。ですから、まあ鍋島議員言われるように、こういう事、推測の下にね、こうあるだろうという事で、行政としては、対応は、これは、中々できないという部分があるわけです。ですから、その辺については、この当然、そういう意見なり、いろんな見解も出ているという事については、業者の皆さんの中でのね、こう指導ができる、今後、会議の中等について、こういう事について、やっぱし、疑念を持たれないようにやりなさいという指導はね、この下請の問題だけではなくってね、入札の問題に対して、町としての行政指導という形での指導は行っていく必要があろうかというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) 是非、そういった点での指導を検討してください。

それで、最低価格の最低制限価格の事後公表の関係ですけれども、必要があればという点で、町長が答弁してますけども、私が先程言った事は、必要な内に入りませんか。例えば、今回の南光支所、庁舎建設問題でも、悪いとかじゃないよ。そういった疑問や何やらが出た時に、最低制限価格が事後公表されていたら落札額は、ピッタリ最低制限価格じゃないという事は、明白だから、そういった事も、きちっと町民に出せるし、そういう疑問に対してもね、できるわけです。だから、そういうのが、むしろ必要じゃないかというふうに思うんだけども、過去は、町長は、公表しても不利益ないと言っておられるわけだから、是非ね、早急にやっていただきたいんですけども。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) まあ、あの、この今言われた、森崎組が落札した、この間の空山池の件でね、最低制限価格の件を言っておられるんか思ったら、全然、違う話なんでね、まあ、確かに、私たちも、きちっとやっている中で、そういう疑念を持たれるというような事は、非常に行政としてもですね、信頼の中で、信頼を損なうという事になりますから、別に、私も最低制限価格を公表する事についての、あまり大きな意味はないような感じがするわけですけれども、予定価格とか、そういう問題ではありませんし、各種類によっては、色々とやり方で、落札希望価格を事前公表するとか、そういうような事も、色々な事やってます。そういう中の1つとして、最低制限価格については、私は、別に公表してもかまわない何ら大きな問題はないというふうには感じております。だから、この件につい

ては、また、建設、町としてもですね、担当者、色々と、この要綱を作って協議やってま すので、その中で必要であれば、そういう変更をさせます。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) その場合に、先程言いましたように、南光支所建設ね、あの工事の 関係で、官製談合として最低制限価格が漏れたんじゃないかという疑問ですね、疑問、町 民の疑問ですね、そういう疑問なんかでも、明確に答える為にも非常に有効だと思います。 公表されたらね。透明性を確保するという点で、やっぱり早急に実施していただきたいと いうふうに思います。続いて、物品購入問題、もう時間もありませんので、確認したいん ですけども、まあ確かに、いろんな事情があるのは分かってます。ただね、例えば、笹ヶ 丘荘でも、賄い資材を、できるだけ地元からというような事も含めて努力するとかね、そ ういった答弁も、予算、決算委員会の中でもしてきています。どこまで、できているかど うかは、また決算でやりますけども、そういった問題や、それから町内業者の育成という 観点からね、従来から商工会との話し合いもされておるという事で、あの、今節約してい る事を無理やり、そういった点では、今仕入れている値段よりも、高い物を入れてという 事じゃないんですよ。つぶさによく点検してみたら多少高いけれども、町内業者でいける んじゃないかというような事がね、今、その合併後、全体を見れば、私は、つぶさに見て いけばね、あるんじゃないか。勿論これは議会分かりません。当局の、緻密なね、検討し てもらわないと分かりません。そういった事も含めて、1回総点検する。で、内容によっ ては、これを町内業者に返して行く。つまり来年4月1日から商工会もね、1本化されま す。そういった事の中でね、点検し、合併商工会とね、そういう要望が出ておるんだった ら、協議もしていくというような事も作ってはどうかというように思うんですけれども、 そのあたりは、考えありませんか。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。はい、町長。

町長(庵逧典章君) まあ、これまでにもですね、できる限り町内で色々と、その活動、商業活動されている、そういうお店からですね、利用、購入できる物はしていくという事でやってます。ただ専門的な事とか、また、特に賄い材料、原材料、笹ヶ丘とかですね、そういう宿泊施設なんかについては、非常に経営も厳しいですから、原価率というような事の中で、いい物を安く仕入れていこうという努力の結果ですね、いろんな所で、安い物いい物を探していくという事を、この事をやっぱししていかないと、中々片方では経営が難しいという事です。ですからまあ、商工会とも、こういう点については、常々よく協議をしながらね、商工会の努力という事も、どこまでできるか、また町行政としても、どこまで、どういう配慮がしていけるかと、お互いの協議の中で、まあ、これからできるだけの、そういう納入していただけるようなね、体制はつくらなきゃいけないなというふうに思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) それでは、公用車の関係で、もう1回確認したいのは、まあ確かに、 認証工場の関係は、見積指名業者分かりました。3月予算委員会の時 18 だったのが、1 つ増えとんですね。それから、あの時点で、今年は、購入業者から車検整備も回すと。従 来どおりね、いう方針を出されたんだけども、配車の関係何やらで、7月からは、落札業 者に回すとは限らないという、対応取られてますけど。やっぱり、このあたり当初のね町 の方針があったのは、何だったのかというふうに思うんですけども、3月予算委員会で、 そういった方針を出されたという記憶はありませんか。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。

〔財政課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、財政課長。

財政課長(小河正文君) はい、3月の時に、一応、9社、9社の18社の中で、落札された業者に車検をお願いするという事で、まあ18年度は1台購入、そして19年に入りましてからですね、丁度一巡しました関係で、7月から、その部分を外させていただきました。と言いますのも、認証工場、民間車検等の関係がありましてですね、業者からも、いろんな指摘を受けながら、また、いろんな面、多方面から現在検討しながらですね、その部分をいつまでもするわけにはいかないんではないかなというふうに考えました。と言いますのも、旧町時代、ディーラーから直接購入されて分配されておった町もあり、また順番性と言いますか、そういうやり方もしておりました関係で、もう一度見直そうと、その中で、また監査委員の方からも、本当に、この車検のあり方についての指摘を受けておりますので、このあたり検討という事で、この7月からは、その文面を外させていただいたという事であります。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) まあ、時間がないので、それはまた、決算委員会の中でお聞きします。

じゃあ、才金ファーム問題でいきます。私が、中心に考えているのは、町長の出されている意見書であります。これは、1月24日付けで、西播磨県民局長に出されています。これは、先程山本議員も言いましたように、関係住民というのは、才金、自治会の全戸対象という事でされています。私はね、この問題については、町長も連絡会の中で、やっぱり関係住民、これは、水道水源保護条例の関係住民ですけども、才金に限定するのは、やっぱり、それはおかしいと幕山地域住民、それから上月地域の自治会長らも、説明すべきだというような、言明をされています。そういう事からしたら、この1月に出した、この才金集落限定というのはね、やっぱり今から考えたら、これは、ちょっと間違いじゃないかというように思うんですけれども、そのあたりは、いかがでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) まあ、課長もお話させていただいたようにですね、この施設の内容

からして、私は、これまでの他の工場とか、そういう事が来た時の地域への、そういう説明同意についても、そういう事から、まあ過去の例から見てもね、地域としては、やっぱし、才金集落というね、1つの集落の中にできる。その中での周知ということ。これは決して、間違っていたというふうには思っておりません。ただ、これ、その県の方にもですね、そういう事について問題ありませんという回答しておりますけれども、それは、やはり、1月にしているわけですけれども、もっとかなり前、その約半年以上前にですね、こういう計画が、施設計画がありますと、町としても問題がなければ、地元の賛成があり、危険性がなければ、これについては、いい、推進して行ってもいいんではないかという話も、皆さんにもさしていただいたし、それから地元の説明会という形でですね、説明会を受けて、ずっとやっておられるわけです。ですから、その間、地元からも、そういう中からも、これに対する、その反対という回答をさせていただいてるところです。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

私が、質問しているのは、今までの到達点に立って、町長に質問し 21番(鍋島裕文君) ているんですね。ざっと大雑把に言いますとね、先程地元説明会が3月何日に行われたと いうような、経過の中で、この議会ではね、17年の6月28日、これは6月議会最終日の 連絡会ですは。それで、6月1日に事前協議が、事前協議で、地元合意が完了という、町 長が報告された。その中から、それに対して議会の方からね、住民に聞いてみたら、いろ んな意見があったと。反対されている人もあったし、ちょっと、それはおかしいんじゃな いかと。いう指摘があって、その時、町長は、だったら、地元の意見は、もう一度聞きま す言うたのは、6月28日です。それから1ヶ月後の7月27日、これも臨時議会後の連絡 会、その中で、町長は、言明したんですよ。地元の話も、地元自治会長も含めて聞きまし たと。その結果、最終的な詰めをされていない。集落内には、いろんな意見がある事が分 かった。中には、意見の言えない人がある事も分かったと。これが、町長が7月27日に、 議会に言われた事なんですね。で、この経過からしたら、私は確認したいんだが、1月24 日に、町長は意見書を出したと。で、これは県条例の第 13 条に基づく意見書であるなら ばね、順序がおかしいんですよ。13条の意見書と言うのは、説明会が終わり、それから縦 覧が終わり、そしてから地元住民からの意見書ですね、地元住民からの意見書、これの期 間も確保されて、それが済んで、町長の意見書というのが、県条例第 13 条なんですね。 当然の事ながら、未だ出せませんよ。地元説明会終わってないんだから。関係住民の。と ころが、1月24日に出していると。これは手続き上はおかしいんじゃないか。それか、 これ以外に、また別の意見書を出しとんですか。その点を確認します。

議長(西岡 正君) はい、住民課長ですか。はい、住民課長。

住民課長(山口良一君) これ事前協議の件につきましてはですね、県の方から、こういう書類が出てるんで、町の意見はどうですかという紹介ありましたので、それに基づいて回答したという事でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島議員。

21番(鍋島裕文君) また、是非、確認してください。町長の意見書、これ県知事が求めるんですけども、第 13 条ですね。これは、今言ったように、縦覧なり説明会や、それから地元意見からの聴衆受けて、町長が、意見を、町長に対して意見を挙げるというのが、第 13 条ですから、これからしたら、正式な、未だ、町長の意見は、意見書は挙がってないというふうに、見ざるを得ないと思います。その事を確認するのと、町長、どうですか、1月段階で、そういった事で、才金と限定したけども、この7月 28 日の町長の言明からしたら、もっと広くやっぱり、住民も考えなきゃいけないというような事をして、行政指導するというふうにしてるけども、それからしたら、前回の意見書は訂正するという事が必要じゃないかと思いますけど、いかがですか。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) あの、そういう、説明会なり、周知する範囲としてはね、才金地区 という事で、これは、こういう規模からして、今までの例から見ても、こういう施設の周 辺、まあ言えば、周辺同意ですね、これは。同意がいるという範囲。これは、才金地区の 中で、やっぱし、限定された、これは別に、これまでから見ても、私は、大きく逸脱して いるもんではないというふうに思ってます。ただ、その中で、説明がされたという事で、 意見書も、中で、県の方にも出ているわけですけれども、それが、実際には、未だ中に入 っているのは、まあ反対があったり、充分に理解してないというような事がありましたの でね、だから、それに対しては、私は、きちっともっとね、集落、特に集落が責任を持っ て中で対応していただきたい。説明会も、説明もして欲しいと。住民の地域の合意形成、 反対だったら反対、賛成なら賛成を作っていただかないとね、これは、町としても対応が できませんという話。それと、やはり、そういう中からね、周辺の人も、どういう物がで きるのかという事での心配があるという話も皆さんからいただいた中で、それは、同意で はなくって、説明責任として、もう少し、幅、心配されている地域に対して、説明をする 必要があるだろうという話をさせていただいているわけです。だから、同意を求めてくだ さいというような事では、これはやっぱし、この事業だけにね、そういう事を求めるとい うのは、やっぱり行政としては、それは、ちょっと不公平ではないかと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) だから、その1月24日の意見書というのはね、全員賛成と思ったけども、この1月24日段階ではね、それと思ったけれども、そうじゃなかったという事で、まあ、訂正と言うんかね、どうなのかという事を聞いてるのと、とにかく県条例第13条に基づいたら、説明会、縦覧が終わって、町長の意見を挙げるという事になっとるわけだから、その手続きからしてもね、今から挙げなきゃいけないんじゃないかと思いますけど、その確認、議長お願いします。

議長(西岡 正君) はい、町長答弁。

〔住民課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(山口良一君) ちょっと、書類確認します。

その周知方法につてはですね、これ、また別に周知方法についての、その意見という事で来ております。ですから、これ出させていただいたのは、一番、当初ですね、事前協議に基づく意見書でありまして、その後、周知等についての意見、これもあります。ですから、それにつきましては、先程言いましたような、内容としましては、先程言いましたような日時とかですね、公告期間とか場所とかいう事です。

〔町長「これだけじゃないだろうが、県に、あれが、縦覧が終わってから、特に問題がなかった、問題なしという形の出しとうぞ」と呼ぶ〕

住民課長(山口良一君) 出してます。

〔町長「これだけ出すさかい、非常に誤解受けておるんやがな」と呼ぶ〕

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) 鍋島裕文君。

21 番 (鍋島裕文君) とにかく、他の意見書あるんだったら、是非出していただきたい。 ねっ。あるぐらいだから。そうしないと、やっぱり、もう決算委員会でやりましょうや。 これはね。時間ないから。それで、もう1つね、あの、才金ファームの関係で、当局資料ではね、許可済みとなってる資料あります。これ確認してみたら、これ間違いですというような言うんだけども。あれは、単なる間違いなのか、どうなのか。つまり、当局に出した資料は、もう許可を取ってますとなってるんですね。才金ファームは、県の許可は。取得済みというようなん取ってます。あれは、単なる間違いなのか、それとも、また別の思惑があったのかどうか、その辺り、ちょっと見解聞かしてください。

〔水道課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、水道課長。

水道課長(西田建一君) この件につきましては、私の方からご回答申し上げます。

確かに、おっしゃられるような状況の中で、第1回目のですね、審議会の中で、資料として許可済みというような記載もし、そういう報告もさしていただいております。まあ、しかしながら、その点につきましては、この産業廃棄物の中間処理施設に伴います県に対する本申請の手続き上の、手続き上につきまして、私の方充分に理解をしてなかったし、関係課と充分協議をしてなかったという状況のね、誤った中で、記載もし、報告もさしていただいております。他に、他意等は、ございません。そういった事でですね、審議会等につきましても、訂正もさしていただいて、お詫びも申し上げ、さしていただいておりますんで、ご了承賜りますようよろしくお願いします。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) もう、それは、審議会では、お詫びしているんですか。今回が、初めて分かったんやないんですか。

[水道課長「えっ」と呼ぶ]

21番(鍋島裕文君) 今回初めて分かったんやないんですか。今回の一般質問で初めて分かったんじゃないんですか。審議会で、もうとっくにお詫びしているんですか。間違いだって。

議長(西岡 正君) はい、水道課長。

水道課長(西田建一君) この件につきましては、先程申し上げましたように、私の方から、 そういう説明もさしていただいたんですけれども、その説明が誤っておるんではないかと いうような話もいただいてましたんで、まあ、訂正をさせていただいております。お詫び も申し上げております。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) 鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) じゃあ、あの、水道水源保護条例の関係で、まあ、あの進出事業所に対する点は、大きいというように思うんだけども、あの条例読んでみたら、対象事業所というのは、何も、進出に限らず、限定してないですね。既設の事業所は除くとか、そういった事になってない条例になってると思います。そういう事でしたら、既設の、そういった対象事業所も、当然、審議会の審議の対象になるというように思うんですけど。はい、確認します。既設の事業所は、あの条例の対象にならないのかどうか、この点を確認いたします。

議長(西岡 正君) はい、水道課長。

水道課長(西田建一君) 町長の方が答弁申し上げましたように、合併後の佐用町水道水源保護条例、まあご承知かと思いますけれども、第7条の中におきまして、事前協議及び措置等という条文がございます。これにつきまして、「対象事業場を設置し、又は操業しようとする者は、予め町長に協議するとともに」という事で、条文の中で規定をしております。そういう状況の中で、村上農場等は既に設置をされておるという状況の中で、この保護条例からは、適用がされないんではないかという解釈をいたしております。

〔鍋島君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) まあ、それでは、再度検討してください。

それでは、最後に、町長に伺います。上月地域の自治会長会の説明会、今後、幕山住民への説明会という事で、行政指導しているという事ですけれど、この間、住民から町長は、どういう声を聞いておられるか、できましたら端的に30秒以内で答えてください。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) まあ、あの、本当に、私の方へ直接ですね、意見がいただけない。 全然、そういう事で、話が、自治会長さんからも話がないというような状況です。そりゃ、 まあ一部、今、私も中に入ってね、聞いてみた中で、まあ才金地区においては、の中においてはですね、もうどう言うんですか、自分達は、まあ気持ちの上では、こういう物は来 て欲しくないけども、もう仕方がないんだというような言い方をされた方もあります。で も、それなら、きちっとね、反対なら反対。問題があるという事でね、中で、やっぱし、 皆さん、話をしていただいたらいいんじゃないですかという話をしてますけども、まあ、 そういう事までは、どうもされないというような感じです。

議長(西岡 正君) はい、以上で、鍋島裕文君の質問は終わりました。 続いて、1番、石堂 基君の発言を許可いたします。

〔1番 石堂 基君 登壇〕

1番(石堂 基君) 1番、石堂です。

私の方では、大きな項目で2つ、まず1つ目に大撫山周辺地域の総合整備についてという事でお伺いをします。

まず1点目としまして、総合計画及びこれまでの開発検討調査等、県の方で行われた物に基づいて、大撫山周辺整備の検討状況または具体的な取り組み状況についてお伺いをします。

それから、2点目としまして、まあ、大撫山周辺だけでなく、点在する、いわゆる限界 集落に対する具体的な取り組みについて伺います。

それから、大きな項目の2点目としまして、産業廃棄物処理施設等の町内設置について。 1つ目としまして、産業廃棄物処理施設等の設置に対する町の基本的な取扱の姿勢についてお伺いをしたい。

それから2つ目としまして、今回の才金ファームに関して県に提出された意見書の具体的な根拠について伺いたいという事で挙げております。先般来の他の議員の方の質問と若干内容的にはダブル所は、全て割愛していただいて結構ですので、ご回答の方をよろしくお願いします。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長(庵逧典章君) それでは、石堂議員からの通告に基づいての質問にお答えさせてい ただきます。石堂議員です。

最初に、総合計画及び平成 13 年の 11 月に報告された大撫山南地区開発検討調査の結果に基づく、大撫山周辺整備の検討状況又は、具体的な取組状況についてのご質問でございますが、本年の 3 月議会でも答弁をいたしましたが、大撫山南地区の開発の件につきまし

ては、旧佐用、上月町で組織する一部事務組合として、平成 12 年 10 月から 13 年 3 月に かけて大撫山将来計画委員会を組織して、報告書が作成されたわけであります。その後、 西播磨県民局企画管理課の呼びかけで、13年7月に大撫山南地区開発計画検討委員会を設 置し、未利用地の活用について、検討協議がなされ、13年の 11月には、3つの案の報告 書ができており、この報告書は、県にも提出をしたところであります。報告書では、概ね 10 年後までの利活用を草原のある公園の育成と位置づけておりました。その後、財政状況 等の悪化により、具体的な計画は、進展しておらず再検討の必要があるというふうに答弁 をいたしております。その後、内部でも検討いたしましたが、天文台公園を佐用町のシン ボルとして位置づけ、町内外からの集客を図り、交流拠点として整備することについて、 天文台を中心に位置づけながらも、より広範な人々に自然の素晴らしさを総合的に体験し ていただくための公園機能を充実させ、人々が憩える空間を創出することが重要ではない かというふうに思っております。同時に、自然学校等、野外活動における施設の充実も求 められているところでありますし、また大撫山には、埋蔵文化財等がコンテナに眠ってい るので、旧教育委員会の建物、昔の郡役所になるわけですけども、復元をして史料館とし て埋蔵文化財なども展示してはどうかというような意見もあります。そういう意見もある わけですけれども、やはり、現在におきましては、財源や管理上の問題が大きな課題であ りまして、いずれにしても整備の方向性の見極めや財源についても、県には、多くを望め ない状況でもあり、町としても余裕があるわけでもありませんので、整備を進めるのは極 めて、当面の整備は、極めて困難ではないかというふに言わざるを得ないと思います。次 の、周辺地域に点在する、いわゆる限界集落に対する具体的な取り組みについてのご質問 でありますが、総合計画の中でも、西はりま天文台公園の利用促進と連携を主要施策とし て取り上げております。周辺集落の全てが同じような取り組みができるわけではないと思 うんですけれども、天文台の来訪者との交流を促進をしながら、現在、田和や大木谷、金 子などで取り組んでいただいております交流事業また本郷のあじさい園などの地域の特徴 を活かした新しい観光スポットなどを、今後育てていく事が、まず重要ではないかなとい うふうに思っております。

次に、産業廃棄物処理施設等の町内設置についての問題について答弁をさせていただき ます。最初の基本的な取扱姿勢を伺いたいという事の質問でありますが、この点につきま しては、これまでもお話してきたかというふうに思っておりますが、様々な事業活動に伴 う産業廃棄物については、どこかで誰かが何らかの方法で処理しなければならないことは 事実でございます。しかし、処理施設から汚水、悪臭有害物資等の公害が発生する恐れが あることが明らかな場合において、また恐れがある場合に、進出を食い止める方策を講じ なければならならないことも、また当然のことでございます。今回の才金ファームの計画 につきましては、全て室内で処理をし、特殊な、その発酵技術を取り入れて、水を使用し ないため汚水が流出することはないと考えられ、臭気についても基準を超えない許容範囲 であるという事から公害の恐れは極めて低いというふうに判断をいたしたところです。し かし、絶対に公害がないとは言い切れないこともあります。町との、当然公害防止協定の 締結、環境協定などの締結を行い、集落との、また町が一体になって監視体制を強化して いくことが必要ではないかというふうに思います。2点目の意見書の具体的な根拠につき ましては、鍋島議員の質問にもお答えしましたように、地元集落の理解を得るための説明 会による事業計画の周知、生活環境の保全対策、他法令の所要の手続きを行うことを意見 書として提出をしております。

以上、この場での答弁とさしていただきます。

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

それでは、あの、まず1つ目なんですけども、大撫山周辺の総合整 1番(石堂 基君) 備についてという事で回答いただいたんですが、若干、質問が大雑把だったんで、回答の 方が少しずれたかなと思うんですが、回答の頭書にもありましたように、本年3月の定例 議会で同じ項目で質問させていただきました。ですんで、それまでの計画書の取り扱い、 あるいは、それ以降の県の取り組み、町の取り組みっていうのは、もう既に承知をしてお るつもりです。で、それを含めてですね、3月の定例会の時に一般質問の時に申し上げた のは、やっぱり周辺地域っていうのは、非常に素晴らしい所で、尚且つそれぞれに地域で、 色々な、こう活動に積極的に取り組みをされている、江川あるいは田和、桜山、金子もそ うですけども、こうした、色々な地域の活動を活かさない手はないと。そして、また、そ の大撫山という非常に、この町内でも高いポテンシャルを持っている地域で、やはり、こ の、これから将来的には、町のシンボル的な地域になるんじゃないかというようなお話も さしていただいたと思います。まあ、そうしたやり取りも含めながら、一応、町長の方か らは、観光あるいは地域保全、地域活性化の総合的な観点で、積極的に検討していくとい う答弁をいただきました。それについては、またご確認をいただいたらいいんですけども、 それに向けてですね、本当にこう、集落に出向いて行って、あるいは周辺地域の自治会長 らを集めての話し合いなり、そうした検討が始められているのかなという事でお伺いをし たんです。回答にもなかったので、それは行われていないというふうに理解をします。ま あ、何とか、そうした事ね、早く初めていただきたいなという意見であります。それから、 限界集落の件についても、同じような内容だったんです。3月定例会の方で一般質問させ ていただいて、ご回答いただいた内容、その後に、実際に、その町のまちづくり課の方で、 どうした形で、じゃあ、それらについて、その時にはですね、非常に大きな課題だという ふうに認識していると、で、まあ行政として支援をしていくというお言葉をいただいたの で、じゃあ、それは、具体的に、この半年間の中で、どういうふうに動き始めたのかなと いう事を知りたくて、質問をさしていただいたんです。で、特に、この事については、再 確認という意味なので、再度ご答弁いただいてもいいんですけども、追加して、もう1つ だけ要望をさしていただいておきたいんですが、当然、町長の方もご存知ですけども、島 根大の作野先生、あの方は、前にもご照会をさせていただいたんですが、今現在、中央の 方で、限界集落の方の審議会の構成メンバーの多分1人になっていらっしゃると思うんで す。で、国においては、総務省か自治省か、ちょっと私忘れたんですが、本年度 19 年度 に島根の方で、この限界集落のモデル事業っていうようなのを展開を始めています。です んで、そうした、その作野先生とも全く無縁な町じゃないんでね、そういうような人材も ありますし、また、そういう知識もありますし、土地とのゆかりもありますので、その辺 りを、非常に有効的に活用してね、是非こういうような物に積極的に取り組んでいただき たいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逧典章君) 3月の時にですね、そういう、その大撫山周辺地域だけじゃない、 やはり、佐用町の1つの大きな問題とし、地域の課題として、今言われる、いわゆる限界 集落のようなですね、もう地域が維持できないような集落が生まれて来ている。こういう 中から、特にそれぞれの地域が、何とか、そういう状態からこれを生き残っていこうとい う取り組みも起きているわけでして、そういう問題を、今後非常に大きな問題で、直ぐに、

この結果の出るような事は、中々ないんですけども、こういう事に対して、この合併後の ですね、地域づくり協議会という、そのやはり地域の問題を自分達で考えながら、自分達 がやっぱし、一緒に行動し、それにやはり、行政が一緒になって、こう取り組んで行こう という取り組みです。そういう事の中で、やはり、1つの地域のやっぱ特徴なり、資源を 活かそうという中で、大撫山周辺というのは、この天文台公園があると、これは大きな地 域の資源だと思います。そういう物を活かすという事がね、また地域づくりの中の大きな、 このテーマだというふうに思っておりまして、そういう事で、これまでにも、今お話のよ うに、江川の大木谷なり田和でも長年取り組んでいただいておりますし、最近金子や桜山、 まあ、そういう所も、色々とまたそれ以外にですね、江川地区の方でも、そういう取り組 みをやっていこうという動き、こういう事をね、やはり捉えて、現在、地域づくり協議会、 それぞれの担当職員の方も、担当者が就いてね、まあ、そういう課題だけではない、地域 のあらゆる問題について一緒に考えていこうという事での地域づくり協議会ですけれども、 やはり、大きなテーマとしてね、やはり根幹的なテーマとして、そういう地域の課題、問 題を捉え、そして一緒に活動して行こうという活動ですね、これは支援をして行こうとい うふうに思っています。それから、特にまあ、私も島根大の先生、作野先生ですね、非常 にまあ、自分が一緒に入って、本当に地域の事をよくね、自分の肌で感じながらですね、 色々とアドバイスいただいたり、こういう人は、佐用町の中にね、来ていただいて、いろ んなアドバイスをいただいたり、一緒に考えていただける事が、大きな力になっていただ けるなというふうに思っております。本当に人柄もいい先生だというふうに思っています。 ですから、そういう活動を、まず手始めにやろうというところに、そういう先生に、また、 入って来ていただいて、一緒になっていただいてね、相談をさしていただく、この辺は、 町の方がね、そういう先生を紹介したり一緒に、そこに入って行こうというような取り組 み、これはやはり、まちづくりの1つの課の中でね、まりづくり課なり、それから、それ ぞれ生涯学習課なり、まあ担当課が地域づくり協議会、支所の担当課、地域振興課がいる わけですけども、そういう、やっぱり、連絡という物をね、しっかりと、これからして行 こうと。していかなきゃいけないなというふうに、今、感じているところであります。

〔石堂君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) それでは、1点だけ、町長の答弁を訂正しておきます。 頭書にありました、あじさいは本郷と言われましたけれども、大垣内です。

次、産業廃棄物の方に移ります。ちょっと鍋島議員の一般質問の継続みたいな形の部分もありますけども、ご了解をいただきたいと思います。確認をしたいんですけれども、1月29日に出された意見書っていうのは、紛争予防条例13条に基づく意見書ですか。13条に基づかない任意の意見書ですか。

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(山口良一君) これは、県の方から意見書の照会という事で出しておりますので、 これに基づく物だというふうに解釈しております。

〔石堂君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) これも、先程の鍋島さんとのやり取りの中の、ちょっと、いただきますみたいな質問になるんですけれども、その時のご回答の中、答弁の中で、この後に、また意見書を出す予定があるというふうに、私聞き取ったんですけども、この後に、また意見書を出す予定はありますか、ありませんか。仮に、あるとすれば、それは、何に基づく意見書ですか。

議長(西岡 正君) はい、ありますか。住民課長。

住民課長(山口良一君) この後というのは、今後という事ですか。今のところは、特にない と思っております。その点は、確認はしてないんで、自信はありませんけども。

〔石堂君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) あの、鍋島議員、決算委員会でゆっくりやりましょうと言ったったんですけども、私、ちょっと時間がないんで、この場でやりたいんですが、13条に基づく意見書でしたら、課長、この、あの紛争防止条例の、このフローをご存知ですよね。フローチャート。流れ。

〔住民課長「はい、はい」と呼ぶ〕

1番(石堂 基君) これ当局の方からいただいた物ですけれども、今日は、お持ちじゃないですか。

住民課長(山口良一君) ええっと以前にお渡しした分ですか。

1番(石堂 基君) ですです。

住民課長(山口良一君) そうです。持ってます。

1番(石堂 基君) えつ。

住民課長(山口良一君) あります。

1番(石堂 基君) あります。 町長、お持ちじゃないですか。

町長(庵逧典章君) ちょっと、ほなら。

1番(石堂 基君) いや、お持ちします。

〔町長「事前協議だろ、この後ね、こういう、その地元の」と呼ぶ〕

1番(石堂 基君) あの、打ち合わせ中でしたら時間を止めていただきたいんですけど。 すみません、ちょっと、時間を止めていただきたいんです。

議長(西岡 正君) ええっと、石堂議員の方から行きますか、答弁の方。

1番(石堂 基君) 何か、訂正なりがあれば。

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(山口良一君) すみません、ちょっと私の準備不足でございまして、この1月 24日に、事前協議に対する意見についてというのを、まあ、手元にコピー渡しております。その後、周知計画についてですね、意見が照会されております。ええっと、それが、照会があったのが、19年の2月26日に事業計画と合わせて出ております。これにつきまして、周知の方法につきましては、書類的に不備はないという事で、この件につきましては、特に意見はありませんという事で出しております。それから事業計画の方につきましては、ちょっと確認します。

すみません、ちょっと時間いただきます。

議長(西岡 正君) ほなら、後で。

住民課長(山口良一君) 直ぐ、

1番(石堂 基君) 分かり次第。若干ね、その時系列に明確に、私自身だけじゃなしに、他の議員さん方にも理解していただけるように、ちょっと今の早口の喋り方じゃあ、ちょっと時系列の整理がつかないんで、その1月の29日以降に、県とのやりの文章が公式にあるんだったら、それが、条例に基づくものか、基づかないものか、その辺りも明確にして説明をしてください。未だ調査にかかるようであれば、議長の方に休憩を申し出たいと思うんですけども。

議長(西岡 正君) はい。

住民課長(山口良一君) ちょっと、その条例の所まで確認しておりませんけれども、県の方から書類の照会という事で、法に基づくものだという事で回答しております。

1番(石堂 基君) いつ回答したんですか。2月の26日に対する分。

住民課長(山口良一君) ええっと、2月26日、21日に、県の方から周知計画と事業計画につきまして、いや、違います。これは、提出日です。26日ですね。に、周知計画と事業計画についての意見書という事で、参っております。で、3月2日に回答をしております。

議長(西岡 正君) はい、町長。暫く休憩します。

町長(庵逧典章君) 確認して、きちっと言わないと。

午後04時17分 休憩

午後04時27分 再開

議長(西岡 正君) それでは、休憩を解き再開いたします。再開前に引き続いて、担当 課長より説明をしていただきます。

住民課長(山口良一君) 大変申し訳ございませんでした。4月の、ちょっと日付から言いますと4月の27日付けで、県民局の方から文書が来ております。それは、産業廃棄物処理の施設に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく説明会等実施状況報告等についてという事で照会が参っております。これは、同条例の第13条の規定に基づきという事で、下記事項についての意見を賜りたく回答方よろしくお願いしますと。文書の主な内容は、そういう事でございます。それに基づきまして、5月の11日に回答という事で、意見を出しております。その内容につきましては、産業廃棄物処理施設の設置が地域環境を及ぼす影響に関する事項についてという事で、これにつきましては、特に意見はありません。それから2点目は、地域計画上との整合性に関する事項について、これにつきましても意見はありません。それから3点目、事業者の業務遂行能力及び資質に関する事項について、これにつきましても、意見はありません。それから4点目、その他参考になる事項についてという事で、これにつきましては、佐用町良好な環境の保護に関する条例、水道水源保護条例を遵守し、所定の手続きを取ることというふうに回答しております。

〔石堂君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) あの、ちょっと、4月の27、いや、ごめんなさい。5月の11日ですね。だったら、その1月の、ええ、何だったっけ。2月の26日。ああごめんなさい。1月の26日とか1月の29日とか、これも13条に基づく意見書やというふうに、先程課長答弁されてたんですけども、13条に基づく意見書というのは、こんなにたくさんあるんですか。端的に。

住民課長(山口良一君) 1月の。

議長(西岡 正君) ちょっとすみません、4月の何日と何日。

1番(石堂 基君) 1月の29日。

議長(西岡 正君) 4月の29日。

住民課長(山口良一君) ええっと、2月の1月の。

議長(西岡 正君) 4月やなかった。

1番(石堂 基君) あなたが言われた事です。

住民課長(山口良一君) 今、ちょっと今言われたん、ちょっと何月か分からなかったもので。

1番(石堂 基君) 1月の29日。

住民課長(山口良一君) 1月の29日。24日じゃないんですか。 24日については、事前協議に対する意見という事で回答しております。

〔石堂君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) 分かりました。分かりましたと言いながら、最終的に県に対して、 13条に基づく意見書っていうのが、ようはいつ出されているかという事が、一番問題になると思うんです。で、先の質問者の鍋島議員の時に、これ、この 13条に基づく意見書として、1月に既に意見書を出したという答弁を当局の方でされております。で、今の私に対する答弁と、当然の事ながら異なります。これについては、訂正が、この場では必要かなと思うんですけども、それ以上に重要な事は、この1月、事前協議の段階から実際に、この紛争防止条例に基づくフローの中で、町がどういうふうな形で県とのやり取りをしているかという事なんです。当然、今ここでお尋ねをしても、一生懸命綴ってある文章をめくらなあかんような状態じゃなしに、もう少し時系列に内容を分かりやすく、当然の事ながら、これ、この事自身は、議会の中でも、まだやり取りがある内容ですので、そうした事を整理したもん、そしてまた、先程口頭で、4項目ほど意見書の内容が報告されましたけども、その項目についても、しっかり文章で表現されている内容っていうのは、これは議員が承知しておかなければならない事だと思うので、これの整理された物、それから、意見書のコピー、これについて提出を求めたいんですが。

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(山口良一君) 後程整理しまして、提出させていただきます。

議長(西岡 正君) はい、後程でいいんですか。

〔石堂君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) そしたらですね、まあ、関連があるんで、ちょっと手続き的なとこから行きたいんですけども、先程担当課長の方に見ていただいたり、町長の方にフローの写しを渡したわけですけども、実際には、その県とのやりとりの時期とかいうのも、非常に重要になってきます。これは、後々まで先程言いました、その13条の意見書っていのがいきて来る内容なんで、それから言えば、今現在県の事務レベルって言うんですか、段階で行けば、もう既に町の方が意見書をもらっていると、後問題がなければ、許可申請が業者から出てくれば、それを手続きをする段階だというふうに私、思うんですね。で、こうした中で、実際に、現地のこの町内あるいは、この議会でもそうですけども、未だやっ

ぱり、その関係住民の範疇とか意見とかという事で、色々な問題、声が出て来ていると。で、これ、当然これまでに、その手続き、県が進める、申請者から受けて進める、それに対して、町が意向なりを調査して、その時々に答えを返す。こういうようなんが、3段階ぐらいあって、先程担当課長の方から出たように、事前計画書の、ああごめんなさい、事業計画書の事前協議の段階、それから今度紛争予防条例の範疇に入って来て、事業計画書、それから周知計画書、それから公告縦覧、まあ、こうした時々に、結局、県が、町に求めているのは、指導なんですね。それは、業者に対する指導もありますけども、これ町長見ていただいたら分かるように、事前手続きの所に、その指導っていうのは、内容は何ですかって言うと、周知は範囲ですね、及び周知方法、まあ、これは周知範囲って言うのは、地元の自治会等というふうになってますけども、この理解については、地元の集落だけなんか、あるいは、流域も含めるんか、これは、色々ケースバイケースだと思うんです。

それから2番目に、生活環境保全上の措置。

3番目に、地域計画上の実行。

4番目に、関係法令等の手続き。

要は、この申請なり、この事業計画をする事によって、本当に周りに問題ないですかという事を、町が詳しく調査をして、で、必要な事については業者に言ってください。指導してください。ただ、地元の方の意向を聞いて業者に言ってください。県の方に返してください。という、これやり取りなんですね。で、既に、あの、この手続的には、これが全て完了しているっていうふうになってるんですね。完了しているにもかかわらず、これだけ周辺の幕山地域で、いろんな声が出て来ている。あるいは、また議員が、いろんな事を耳にして、この場でも発言をし、まだまだ充分に地域住民に対して理解が行き届いてないという、この状況、これは、町長、どういうふうに、今現在、考えられますか。

議長(西岡 正君) はい、答弁、町長。

まあ、この計画については、私、何度も言いますように、既に昨年 町長(庵逧典章君) の3月ぐらいに、そういうお話が、町に、まずあって、それから議会の方にも、こういう 計画ありますという事も報告をさせていただいて、その後ですね、その県からの事前協議 というのは、その業者の方が、起業者の方が、1つの手続きに入られたという事の中で、 1 月に、事前事業計画の事前協議という形で、町の方に照会があったと。これは、そうい う施設が、町のまちづくり上、いろんな意味で障害がありませんか。問題がありませんか という事での協議です。で、後、当然こういう手続きを踏む上では、事前周知徹底と地域 の方の周辺の住民の合意という事が、一番県としても、この届け出の中での大きな課題、 問題ですから、それに対して周知計画書といものが、提案、提出されたわけですね。その 周知計画書につきましては、全戸にそれを配布し、また説明会を行うという事で。で、そ の説明会を行った結果、まあ公告縦覧をして計画の1ヶ月間の計画を公告縦覧をされたと。 で、それに対する意見が出て来たという事ですね。だから、そういうまあ、手続きを、一 応、私は、それぞれ意見を出せる期間と、まあ、その状況がありますし、誰でもが発言で きる状況があったというふうに思うんですけども、しかし、その間にですね、町の方に対 しては、そういう支所に対しても、この問題については、意見は出て来てなかったと。た だ、まあ、公告縦覧に対する意見書については、ある意味では賛成のような意見書という のが1通出て来ただけだと。そういう事の中から、5月に一応、全部の説明会の状況等の 回答という事の中で、特にそういう問題はありませんでしたという事での回答になってい るわけです。ですから、後、そのこれは、現在の段階においてはですね、事前協議が終わ ったという事で、その事を、今度踏まえて、町が、その、これに不足しております環境、

水源保護条例また環境条例、これに基づくですね、ちゃんと手続きを取ってくださいと。それが、取って、それを付けて今度本申請という事になる。本申請になれば、もう事前協議としては全て終わってるから、これは、許可になっていくというケースです。ですから、現在の段階において全てね、手続きが終わってると。また許可になってるという事ではないわけです。ただ、住民に対してね、が、現段階において、そういう、後になって、その問題いろんな意見が出て来ているという事については、これは、やはり、まあ、その現状をね、やはり捉えないといけないと。だから、これは、もう手続きで、ちゃんとやって来たから、もうそれでいいんだというふうに私は、言ってません。だから、改めてそういう事が、未だできてない部分があるんだったら、その事については、やっぱしきちっと、説明もし、理解も得られるような事は、これはやっぱし、努力しなきゃいけないという事を指導しているわけです。

〔石堂君 挙手〕

議長(西岡 正君) 石堂 基君。

1番(石堂 基君) 今、指導しているところですという事で、実際に履行されたのが、 先般8月の8日、才金の方の自治会で行われた説明会。そしてこの9月の7日に、旧の上 月町の自治会長会を集めての説明会、で、その中で言われた、旧の幕山地域の住民を対象 にした説明会、こういうもんが、実際には、町長の指導に基づいて行われるという、そう いう今、現時点だと思うんですけれども、で、実際はね、そういう問題点があり、こうい う説明会が再度必要やでというのは、既に、これは、周知計画書が出て来た段階、要は、 町が意見書を出す前に終わっておかなければならない作業なんですね。これ。条例の内容 から言えば。これは、フロー見ていただいたら分かるように、それらも全て終わった段階 で、町が意見書を県に返すという、そういう事になっているんです。なぜ、これ町に対し て、県が、色々なケースケースに応じて周知計画書とか事前協議書が出て来た時に、町に 対して、こういう物が出て来ましたよ。こういうもんが出て来ましたよって言うかと言っ たら、その度に町が、地元との一番近い行政として、地元への説明、地元の中で問題ない か。業者に対して、こういうような要望があるんだったら、それを業者に指導をする。と いう事を求める為に、こういうふうな紛争防止条例の中での位置づけっていうのがされて いるんですね。ですから、今現在県の環境課に聞いても、もう町から意見書が出て来てま すので、後は、業者から申請書が出て来れば。ただ状況としてですね、県の環境課の担当 の人が言われるには、当然意見書が出た後に、以前にどなたか発言されましたけども、意 見書があんまり早く出て来てビックリしたと。で、その後に、色々な議員が尋ねに行って、 いや、そうじゃないんやと。それから、関係集落じゃないんですけども、幕山の集落、住 民の方が行って、そんな事聞き初めでどうなっとんやと県の方に申し出られて、その時に 初めて担当者の方が、この上月にもゆかりのある方なんですね。色々な環境活動の関係で、 こっちも来られた事があって、ああ、そういう状況なんかと。という事は、今現在、その 関係集落というのは、才金だけに限定するっていうのは、駄目なんやなという認識ではお られます。ただ、事務的な手続き上から言えば、町が意見書を出している関係で、申請が 出て来れば、拒む事は、ちょっと難しいん違うなかという事を、明確な言葉ではおっしゃ いませんでしたけども、まあ、そういうふうな段階ですは。それから逆に考えても、この 意見書っていうのは、本当にこれ最後の砦なんですね。この手続き上、それを、こういう 早い段階で出して、確かにその段階では、町長、これ、あの、町の認識と言うより、僕、 町長自身の認識やと思うんですけれども、関係集落を才金に限定して、自治会長とのやり

取りの中で全て問題ない。自分の耳にも問題点が入って来てないというような形で進められていると。で、実際には、もう少しね、僕、担当課が、関係業者なんかの調査、これ地元との意見調整とかっていうのを、積極的にやるべき時期が、この間に、ずっと含まれておるわけなんですね。それを、どうもやられてないような気がするんですけれども、実際に担当課の方で、この協議書が送られて来た段階、あるいは、計画書、周知計画書が送られて来た段階で、どういうふうな形で、地元に対して周知方法なんかやって来たのか、具体的な動きっていうのは、この間、何があったんですか。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 後、担当課の方は、また答弁しますけども、まあ、その意見書を出 した時期がね、当然そういう問題を全て解決してから意見書出すべきだと。そういう今の 段階では、石堂議員おっしゃいます。しかし、これまでの、それぞれ取り組んで来られた 説明会また公告縦覧して、それなりに、それぞれ、その意見を求める時間を、機会を作り ながら手続きを入れて、説明もして来たという事です。幕山にも、私も、その間、地域全 体にも、やっぱし、これは説明をすべき事ですよという事で、幕山地域の自治会長さんに 集まっていただいて、これは説明も1回はさしてるというつもりです。ですから、今、そ のまあ、そういう事をね、聞いていないとか、それを知らなかったという人も、それは、 今になって出て来れれますけれども、その段階では、そういう事をして、しかも、その幕 山地域の中においてもね、今反対だという方もいらっしゃいますけれども、全戸に、そう いう計画書を、書類を説明書類を配布して、そして、その説明会も行うという事で、その 説明会もされているわけです。だから、そういう手続を踏まえて、その段階で、何ら、そ れに対してね、意見なり、こういう問題点の指摘がなければ、私は、それなりに行政とし ても、これは、今問題はありませんという回答をして、私は、当然だと、しょうがないと 思いますよ。それは。そうじゃなかったら、何もないのに、ありますという回答はできな いわけですし、その間、石堂議員からも、これに対して、問題があるというお話もお聞き した事ないですしね。

〔石堂君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) 手続き上の問題よりもね、僕は、内容だと思うんですよね。言っているところは。確かに、先程答弁の中で、例えば、その幕山の自治会長に対して、そういうふうな説明が要りますよという事を、指導したというふうにおっしゃいましたけれども、実際に行われたのは3月ですは。じゃあ、その自治会長会、幕山のですね、自治会長会の中で、説明されて、どういうふうな反応があったか、その経過が、どういうふうになったか、そこまで確認した上で指導したというふうにおっしゃってるんですか。確認されましたか。されてませんか。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) そこまでね、追求されますけども、私たち行政、その当然、問題があれば、町の方に、行政ですから、行政に対して、それぞれの関係集落なり自治会長さんも、お話があるというふうに理解してます。それが、ありますか、ないですか。どうです

かっていう事をね、その確認を、こちらの方、私の方からね、やっぱり説明会をして、こういう事しなさいという事になれば、それで、何も、その回答がなければ、それは、それで、問題がないんだろうという確認、考え方で、やっぱしやっていかないと、1つひとつ、そういう、こういうやり方を全ての事でやってるわけじゃありませんし、まあ結果論として、それをしてないというふうにね、石堂議員は非難をされるわけですけれども、それは現段階において、そういう結果としての非難であって、その時の判断として、私は、通常の、私は、対応をして来たというふうに思っておりますけれども。

〔石堂君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) あの、決して非難ではありません。やってますか、やってませんか ってお伺いしているだけです。でね、実際には、3月、1つの例ですよ。例えば、才金集 落の説明会とか、幕山の自治会長会の説明会とか、あるいは、そのこの間の水資源でも一 緒ですけれども、1つの例として、幕山での自治会長会の中での説明から言えば、まあ当 然、才金の自治会長が招集して集めて、その後段に藤井社長が来て説明をしたと。で、当 然、参加者の自治会長から各疑問が出ますよね。何を持って来るんや、いつ頃からやるん や。で、もう既に県に手続きしておるから、県の許可だけ出たら、できるんやっていう説 明もする。そんな事あるかいやって。それで、後段、話が濁ってやり場に困ったら、それ で終わってしまった。他の自治会長にしたら、何や、これ決出ておるわけじゃないし、こ れでやるって言うとうわけじゃないんやからみたいなんで、ずっと時間的に経過するわけ ですよ。目の前に業者が来て明日からやりますでって、そりゃ、皆、文句言うて来ますよ。 雰囲気、そんな中で、誰が、町長の所に、実は、才金のファームの件で、こういう手続き 進みようやけど、問題ありやって言うて来ます。来ませんよ。各自治会長さんにしたら、 これは、私、連絡会でも言いましたけれども、また再度、町なり、あるいは進めておるオ 金の方から、説明が丁寧な説明があると。それを聞いてからでええがなという認識なんで すは。で、才金の住民にしてもそうですよ。誰も、きめ細かな説明っていうのは、1回も 聞いた事ないんですよ。下流の金子部落にしても。才金の隣のね。それが、今回初めて実 施されるわけですは。だから、やってなかった事を非難するんじゃなしに、結局、水道水 源審議会の関係で、これ話ストップして、先程町長言われましたけれども、まあ、旧の上 月の自治会長会で説明、それから幕山地区住民を対象にした説明会。これをするように指 導したと言われてますよね。だから、ここら辺が、全て終わった上での意見書やというふ うに私は思うし、この県の条例の解釈からしてもそうですし、県の方にお伺いしても、そ ういうふうな範疇なんです。だから、これまでの、その進め方というのを、少し、反省と いう言葉は、中々出し辛いでしょうけども、少し丁寧に考えていただきたいなと。で、な ぜかと言いますと、まあ、本当に県との重要な文書のやり取り、時系列によって、こう質 問しても、突拍子もない1月の話が出てきたり、13条に基づくんかどうかも分からんみた いな、担当者の認識ですね。これは、前にも言わしていただいたんですけれども、非常に、 あの、誠意がないちゅうんかね、もう少し担当課長として責任を持って、こういう事当た っていただきたいんですね。結局、住民にしても、私らにしても、町長も頼りなんですけ ども、担当課長頼りなんですよね。担当課長が、どういうふうな認識を持って、この問題 処理に当たってくれているかっていう事なんです。で、その点で、少し質問を変えたいん ですけども、既に今日の説明の中でもオーガニックという言葉が出てきました。やっと。

で、この藤井義則さんという方が、係わられていた事業所という事で、以前から、お話を

さしていただいたんですけれども、じゃあ、このオーガニックの実際の運営形態、過去の経過ですね、これについての、当局の方の調査内容、それから、連絡会の方で、私、言わしていただいていたんですけども、西日本オーガニックとか、ここら辺りの調査って言いますか、いろんな情報を、ある程度、当局なりに収集されていると思うんですけども、その辺りで、何か報告いただける事ありませんか。

議長(西岡 正君) はい、住民課長。

住民課長(山口良一君) 先だってですね、何日だったかな、ちょっと忘れたけど、えー、9 月の5日ですけども、岡山の方へ調査に行って参りました。私と西田課長と、うちの担当 の新庄参事、それで3名で行ってきました。その前言われておりました、株式会社オーガ ニックにつきましては、あの辺り合併しまして、今、吉備中央町になってますけども、旧 加茂川町ですね、に場所があるという事で、とりあえず最初が賀陽庁舎に行って事情を聞 きました。たまたま、その職員が、旧加茂川町の職員でありましたんで、オーガニックの 事は詳しく知っておりました。この会社につきましては、平成 3 年の 3 月 30 日に許可が おりております。で、取り扱う物としましては汚泥とか動物性残渣、動物の糞尿という 3 種類を取り扱うという事で、設立の方は3年の2月 10 日に設立されております。その後、 当初は、さほど問題なかったようですけども、途中でですね、石堂議員も言われておりま したように、行政指導も受けたという経緯がございます。と言いますのは、処理能力云々 というよりも、これ日量30トンなんですけども、それ以上にどんどん、どんどん持ち込 んで、処理しきれなくなったという事が、その公害の始まりの全てだったというふうに聞 いております。で、許可が5年後毎の更新になっているようですけども、本来 18 年に更 新の予定になっておったのが、そいう状況で非常に公害が発生したという事で、県の方と しては、その改善をする事と、町とですね、公害防止協定を結ぶ、そういう事を条件に、 1年遅れの19年3月13日に更新をしておるというふうな状況でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) 当然の事ながら、その藤井義則さんという方との係わりも聞いて来られましたね。それについて。

住民課長(山口良一君) 当初は、藤井さんもですね、その時代表者になっておられたかどうか、その辺未だ確認できないんですけども、確かに係わりを持っておられたという事ですけども、その後、多分公害という問題が出た辺りからじゃないかと思いますけども、今は、もう完全に手を引かれているというふうに聞いております。

〔石堂君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) 実際に、まあ、行政としてね、色々な手続きを進める中で、そうした た予備知識というのを、僕は、持っていただきたかったんです。そうした上で、業者の話 を聞く技術的な説明を聞くというふうな姿勢が必要じゃないかなというふうに思うんです。

で、この間、終始一貫して技術的な部門でのやりとりという事で、議員と町長の間でのや り取りも聞かせていただきましたけども、現段階、実際に物が動いてない状況の中で、当 然の事ながら技術者が説明する内容で、私ら住民とか、あるいはまた行政の方が突ける内 容っていうのは、まずないと思うんですね。当然、こちらが要求した段階、要求した項目 で改善案を出してきて、これでよろしいかっという計画書が出て来るんですから、だから、 そうしたところで、僕は、こういう状態の方を審査するっていうのは、これ、ちょっと可 能性が非常に低いと思うんです。で、あの町長も実際に耳にされたと思うんですけども、 この間、先般の8月の31日の上月の自治会長なんかで、こうした状態を受け入れるのに、 結局、その業者と住民と行政も含めての信頼関係やと、これが一番大事やと思うんですね。 で、その観点で、ちょっとこれまでの、まあ先程担当課長の方から報告上がった内容なん かも含めていただいたら、技術的に特許を持った施設の施設内容とか、それから才金で、 こうした物を入れますとかっていうのは、それは法にかなう、あるいは協定にかなう内容 で、全て今の段階では、計画作り上げて来ますから、その部分では、どうにもならんので すよね。で、結局、その話を持って来た人間をどう信用するか、そこに信頼が本当に持て るんか。で、最悪受け入れたとして、最終的にこけた時に、どこで担保をとるんだという 事なんだと思うんですね。で、先程、課長の方から説明していただいた内容を、私が、事 前に調査した内容を、少し補足しますと、概ねは、もう、流れ的には、多分、担当のオオ ツキさんの方から伺った、話を聞いたったんだろうと思うんですけども、その内容です。 私、まあ、もうちょっと細かくと言いますか、実際に設立当時言うか、話の誘致があった 時の事を、地元の自治会長、古い自治会長ですね、それから、当時係わった方で、古い町 会議員さん、コヤマさんって方がいらっしゃるんですけれども、その方に伺ってきました。 で、状況的には、地元としたら、国営の採草地があったと。相当な面積の。で、それの処 分に困っておって、たまたま、そういう話が舞い込んで来たと。で、技術的に聞いても非 常にいいもんやと。まあ、全然公害も出さへんし、水が、その当時は出したらしいんです けども、公害も出さへんし、周りの糞尿なんかも受け入れて、それを売って収益を上げる、 雇用力も確保できるしという事で、全く、ここにおりてくる話と一緒なんですね。で、当 然の事ながら、藤井さんというのは、技術的な説明を、こう終始し、問題点がないですよ っていうような形。で、係わっていたのは、この藤井さんと、それから、このコヤマさん て言う町会議員さん。それから、もう1人、これは連絡会でもお話しましたけども、山陽 施設工業という、まあ、あの地域では、比較的名前が知られている水道関係ですね、配管 関係の工事やさんだったと思うんですけど、結局、この山陽施設という所がオーナーなん ですけれども、で、始められて、まあ、あの調子が悪くなった頃に辞められたんじゃなし に、もうちょっと前に役員交代っていうのは、平成3年に稼働し始めてから、平成9年ぐ らいに、藤井さん実は抜けておられるんですね。で、その後に、平成 12 年ぐらいから、 色々な問題が起きておるという事なんです。で、この平成9年ぐらいに、役員交代されて 藤井さん抜け、その次に手を出されたのが、この間、視察に行った、賀陽町にある、キョ クトウ産業、藤井有機ですね。あれの上にある西日本オーガニックという会社なんです。 で、あそこでも、同じような立ち回りなんですね。結局、藤井有機を設置された時に、当 然用地として広く買ってる。その上に、オーナーを見つけてプラントを売り込んで、そこ に許可をもらって、産業廃棄物処理施設をつくっていると。で、この西日本オーガニック からも当然の事ながら、今現在役員交代されてます。その都度代表者をされてます。で、 西日本オーガニックは、幸いにして、今のところ未だ、行政処分の対象になるような事例 は出て来ておりません。これについては、岡山でも非常に有名な株式会社フジワラテクノ アートっていう、最近では、バイオなんかで有名なんですけれども、こうした企業が張り 付いてますので、ただ、これも作っているのが堆肥なんで、今現在、非常に販路が少なく

なって、生産量が少なくなっているという状況ではあるように聞いてます。と言うのが、 実際には、その会社の方で照会するわけにいかなかったんで、まあ、そこに、その汚泥な んか持ち込んでいる、搬送業者の方から情報仕入れたですけども。要は、動き始めの当初 はいいんですよ、特にオーガニックに代表されるように、一旦販路を断たれると困るんで すよね。もう入ってくるだけで、で、こうした事に、ずっと係わってきとう、このエンジ ニアっていい表現もありますけども、僕は、産廃の設置ブローカーというふうな認識も持 てん事はないなと思うんです。この過去の実績を見ると。そうした人の話を、本当にこう 信用していいのかっていう事で言えば、信頼性っていうのは非常に薄れるんですけれども、 先程住民課長が言われた、そのオーガニックの実例なんかも含めて、これに積極的に参加 されている藤井さんの係わり方、で、また少し今詳しく話ししたつもりなんですけれども、 非常に才金と事例が似ていると思うんですけれども、その辺りの印象からして、町長は、 この藤井さんていう方を、今現在も、非常に信頼される、技術的な面は除けてですよ。人 間的に信頼される方だというふうに思っていらっしゃいますか。

議長(西岡 正君) ちょっと、答弁待っていただきたいと思います。

お諮りしたいと思うんですが、本日の会議を延長して続けたいと思いますので、ご理解 いただきたいと思うんですが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) 異議なしという事で、はい、町長、答弁願います。

あの、私は、まあ、その中々ね、何回か会ったぐらいで、その方を 町長(庵逧典章君) 信用できるかどうかと言われても、それだけの見抜くだけの力はありませんけども、やは り、ひとつは、技術という物に対しては、ある程度、私らも経験してきた中で、その技術 的な評価という事は、ある程度、私は、しております。それから、まあその、後のね、そ ういう事に対して信用ができるかできない、本当に信頼ができる、先程も他の議員の回答、 答弁させていただきましたけども、まあ、一番、そりゃ、信頼関係が大事ですし、また信 頼関係の中でできればいいわけです。ただ、そうは言っても、中々それだけのね、信頼関 係作るだけの時間なり、そんな見極める力もなかったりします。だから、そういう事に対 しては、まず技術的な事の裏付けと将来の担保、言われる事については、それは、きちっ と協定を結ぶなり、法的な処置ができるような、これをやっていくしかないと。だから、 今回も課長が調査して来たように、行政処分を受けたと。町との協定を結んだ上で、再開 を許可されたと。という事は、町との協定の結ばれてなかったという事だと思います。過 去にも、そういう例は、確かにいろんな所であったんです。そういう事を、やっぱし踏ま えて、町としても、きちっと、その責任持て、また、そういう問題が起きないように、し ていくっていうのが、それが町の役割だというふうに思います。

〔石堂君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) 吉備中央町の方でね、協定書まで何とか持ち込んで、許可を取り消しにしないようにっていうの、これ地元の要望もあったんです。何でかって言ったら、ある程度、その原料が持ち込まれて野積みされとうやつが、そのままに放置されたら困ると

言う、この1点ですは。だから、何とか業者、まあ、当然業者って言いながら、ある程度 地元では有名な企業ですから、そこも社会的責任として、精力的にやっていると。地元も、 もう廃止になったら困るから、何とか協定書結んで、免許更新してやったという経過なん です。だから、案に、本当に業者の善意で積極的に改善に向かっているという状況じゃあ りません。実際には、今現在搬入されている、これ、あのね、搬入せざるを得ん状況もあ るんです。搬入して動かさないと処理できないとかっていう、そういうふうな説明もされ ていましたけども、それ、ちょっと技術的な事なんで、分からんのんですが。だから、非 常に多い量に対して少ない量しか出ない。それをなるべく受け入れを少なくして出して行 く、そういうふうな運転に切り替えてっていうふうな工面をされています。それは、単に、 ここで廃止になったら、その企業の方の社会的な立場もないという事と、地元で、そうい うふうな物を野ざらしにされて残されたら困るという、お互いの利害が一致して、まあ協 定を結ばれたという内容になってます。で、これの足切れが、旧上月であった、中国環境 という問題なんです。で、またぞろ、この話を出しても、他町の方っていうのは、ピンと 来ないと思いますけども、やっぱり産廃業者を受け入れました。ある程度操業やってて、 当然、許可も出して上での創業、ある程度操業が留まる頃には、もうめい一杯受け入れる わけですよね。許可持ってますから。たらふく受け入れて金だけ持って、会社潰していな くなる。で、残ったやつは誰が処理するんやって言ったら、町と県の非常に莫大な予算を 使って処理をされた。で、それはまあ、形状的には、処理された段階で終わりますけれど も、実際には、その水質なんかを調査したわけじゃないんですけども、本当に長い間、川 の色っていうのは、変わったままの状態でした。そうした事は、二度と起こらないように っていう思いが、才金以外の幕山の住民には強い思いがあります。きっと、この後に行わ れる幕山の住民説明会で、色々な形での意見が出て来ると思います。これは、僕、是非、 町長にも出席していただきたいし、その中で本当に住民が、こうした事を望んでいるんや なという事を感じ取っていただきたいんですけども、是非説明会の時には、一傍聴者で結 構ですので、これまでみたいに、企業側の方の何か説明者みたいな形じゃなしに、傍聴者 で結構ですので、来ていただく事はできますか。

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵逧典章君) 当然、私は、その意見は、状況は聞かせてもらいたいというふうに 思ってますけども。はい。

〔石堂君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、石堂 基君。

1番(石堂 基君) ありがとうございます。まあ、その中で、色々な、こう、空気を感じ取っていただきたいなと思います。で、あの、その中で、新たな展開として、当然の事ながら色々な反対に向けての動きっていう物が出てきます。で、まあ、その時には、そうした動き、あるいは内容等を見ながら、町の姿勢っていうものを、これまで、問題なし、問題なしで容認してきた形から、少し住民に、こう視点置いた形で、特に先程の質問とも関連しますけども、幕山って所、他の地域も同じだと思うんです。非常に、高齢化になった中で、何とか活力を見出す為に、各集落において、村づくりの活動っていうのが積極的にされている地域だというふうに、私思っています。先程、くしくも町長の方からも、さっきの質問に関して出てきました。桜山、田和、金子、まあ残念ながら、残念ながらと言

いますか、この才金に隣接した集落ばかりです。で、こうして、そうした集落が一生懸命村づくり、あるいは幕山全体で地域づくりっていうのを、これから考える中で、この奥に産業廃棄物処理施設がある地域っていうものは、非常に住民にとって、不満でもありますし、不安でもあります。それは、過去の事もあります。それから、またこれから先、子ども達が、あるいは、日々日々生活の中で、そうした産廃の配送車両、交通問題、それから、その配送車両から漏れる臭いですね、そうした物に対する不安があります。そうした事が根幹にあるという事を、これは才金以外の集落かも分かりません。でも、住民が、それぞれに思っているという事を、是非、その説明会の中で、空気を感じ取っていただけたらなというふうに思います。

最後の方の答弁は結構です。これでもって。

〔町長「ちょっと、それは言わしてもらわないと」と呼ぶ〕

議長(西岡 正君) はい、答弁。

町長(庵逧典章君) まあ、説明会をするという前提の中でね、この反対が出てきますか ら、反対を運動をしますからという、その何か、ちょっと、反対をする為の説明というよ うなね、そういう、その今説明、私は、それは、ちょっと、それは、もう少し冷静ってい うんですかね、説明会は、説明会として、きちっと、その内容を聞いて、正しく適切に判 断をするだという姿勢で、やっぱし、特に議会の席にある議会議員としての発言として、 そういうふうに考えていただきたいと思います。で、幕山の、才金のですね、その過去の 例、これもやっぱし、私らも聞いてますし、こういう事を起してはならない。ただ、その 時に、なぜ、そういう事になったのか、内容的な物についてもですね、私は、常々言って いますように、そういう工場の廃棄物、同じ産廃と言ってもいろんな物があります。ああ いう、廃油とかですね、そういう焼却する、埋め立てる、こういう物についてはですね、 それは、当然、相当神経を使ってやっていかないと駄目です。ただ、そういう今回の中の 中身という物は、やっぱし充分にね、正しく皆理解された上で、その問題点という物を、 きちっと、お互いに把握しながら反対すべき点は反対をするという姿勢の中で、最初から 反対をするんだと、運動を起すんだというような事での説明会なら、私は、あまり意味が ないし、私が出て行っていいのかどうか分かりませんし、業者に、そういう事を指導して いいのかも分かりません。

議長(西岡 正君) はい、いいですか。

1番(石堂 基君) 自己防衛の為に申し上げておきます。

今現在、非常に情報が薄い中で、周辺の住民っていうのは、不安を持っています。本当に情報が流れて来ない中で、行政的な手続きが進んでいるっていう実例だけが入ってくると。これ、反対署名運動始めた方がええんだろうかという事を耳にする事もあります。それは、とにかく待ちなさいと。当然、今町長がおっしゃったように、本当に正当な説明を受けた中でね、その中で、いろんな疑問、不満があれば、意見発表して、それが聞き入れない場合は、そうした運動も必要かも分からんけども、今は、それをやるべき時じゃないというふうに、私自身は思ってますし、そういう言葉で話をしています。ただ、説明会の中で、充分な説明が得られなかった場合っていうのは、議員である私も一住民ですから、そういう事には、参画を是非して行きたいというふうには思っております。

以上で、終わります。

議長(西岡 正君) 石堂 基君の質問は終わりました。

後、2名の方の質問が残っておりますが、これにて本日は、日程を終了したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。これにて本日の日程は終了いたしました。 次の本会議は、明9月14日、午前10時より再開いたします。 本日は、これにて散会いたします。ご苦労様でした。

午後05時07分 散会